

検討項目(案)一覧表(第2WG関係)

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期		
1	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備①(空き容量等の情報開示)	再生可能エネルギー買取り制度の導入にあわせて、①買取り制度の下で、再生可能エネルギーの多様なプレイヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表すること。②接続の可否の判断について、電力会社が接続申請者に対して説明責任を負うとともに、紛争となる場合も電力会社が举证責任を負う方向で裁判外紛争処理を行うようルールを整備することとされている。	電力会社が所有している送配電網のルート及び設置地域にもっとも近い送配電線の受け入れ可能容量の概要情報(系統連系可能地点マップ)を、申請者に対して開示すべき。これにより、接続申請者側で系統接続に向けた下調べが可能となり、電力会社側も現実的ではない協議要請を回避できるのではないかと。	電気事業法/再生可能エネルギー特別措置法/送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	経済産業省		●			●	●			(重点5)	一般社団法人電力系統利用協議会ルール各電力会社のアクセスマニュアル	一般電気事業者は、一般社団法人電力系統利用協議会ルールに基づき、連系線の空き容量を公表し、「送配電部門の情報公開ルール」を定めて公表している。また電力会社ではアクセスマニュアルを公表している。これらに基づき、準備検討等として関係者間でより連系ポイントに特化した情報入手(ルート情報、空き容量)や協議が可能となっている。	—	措置済み	
2	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備②(接続費用の内訳の開示)	”	系統連系費用に関して、接続費用(算定コスト)の妥当性を判断できるよう、その内訳を接続申請者に対して開示すべきではないか。また、接続申請者の事業採算の予見性を高めるためにも、標準的な接続費用についても複数のパターンで事前に公表しておくべきではないか。	電気事業法/再生可能エネルギー特別措置法/送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	経済産業省		●			●	●			(重点5)	一般社団法人電力系統利用協議会ルール各電力会社のアクセスマニュアル	接続費用については一般社団法人電力系統利用協議会ルールに基づき、費用の内訳についても示している。接続形態は申請者で千差万別なので、パターン化することは困難であると思われるが、一般社団法人電力系統利用協議会において、相談窓口を設置しており、接続費用等の事前予見は可能となっている。	—	措置済み	
3	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備③(接続申請書類の簡素化・統一化)	”	接続申請者の負担を低減する観点から、各電力会社に対する系統接続申請書類(申請フォーマット及び添付書類)がバラバラである現状を是正すべく、これを簡素化・統一化すべきではないか。	電気事業法/再生可能エネルギー特別措置法/送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	経済産業省		●			●	●			(重点5)	一般社団法人電力系統利用協議会ルール各電力会社のアクセスマニュアル	一般社団法人電力系統利用協議会ルールにおいて、申請書の必須記載項目について公表されている。なお、事業者負担軽減の観点から更なる統一化を行うことは是非については、今後の状況を踏まえつつ、検討の余地があるという点について、一般社団法人電力系統利用協議会との間で認識を共有したい。	—	措置済み	
4	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの優先接続ルールの整備④(接続協議の接続期間の見直し)	”	電力会社との協議(準備協議(約1ヶ月)、正式協議(約3ヶ月))に係る接続期間について、当該期間が妥当かどうかにつき中立的な第三者が検証した上で、短縮化する方向で標準処理期間を定めるべきではないか。	電気事業法/再生可能エネルギー特別措置法/送配電等業務支援機関(ESCJ)のルール	経済産業省		●			●	●			(重点5)	一般社団法人電力系統利用協議会ルール	既に標準処理期間(3ヶ月)が一般社団法人電力系統利用協議会ルールで規定されている。	—	措置済み	
5	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施①(設備規模毎の連系)	再生可能エネルギー買取り制度の導入にあわせて、特別高圧又は高圧の需要家が、一定規模以下の発電施設を設置して全量買取りを求める場合において、需給契約のための引込線とは別に、高圧又は低圧の送配電線へ、専用線で連系し買取りを求めることを認める方針。	特別高圧、高圧、低圧の需要家が太陽光発電施設を設置して全量買取りを求める場合においては既設の需給契約の引込み線とは別にその設備規模(特高、高圧、低圧)にあった送配電線に専用線で連系し買取りを行うことを認めることとすべきではないか。	再生可能エネルギー特別措置法/電気事業法	経済産業省		●				■	詳細29	電気事業法施行規則	買取制度小委員会における指摘を受けて、保安上の支障がないこと等一定の要件を満たすことで、当分の間、専用線での買取が可能となるよう措置する方向で、現在、パブリックコメントを実施中。	—	平成24年4月頃までに施行予定。	同左		
6	再エネ共通	FU	再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施②(主体別の連系)	”	需要家(例えば工場主)とは別の主体が、屋根借りなどの事業形態で商用太陽光発電施設を設置し、全量買取りを求める場合においても、発電施設の規模にかかわらず、一の需要地において、買取り専用の引込線(専用線)を別途敷設できるようにすべきではないか。	再生可能エネルギー特別措置法/電気事業法	経済産業省		●				■	詳細29	電気事業法施行規則	買取制度小委員会における指摘を受けて、保安上の支障がないこと等一定の要件を満たすことで、当分の間、専用線での買取が可能となるよう措置する方向で、現在、パブリックコメントを実施中。	—	平成24年4月頃までに施行予定。	同左		
7	再エネ共通	新規	太陽光発電設備等に係る電源線の負担の緩和①(電源線の費用負担の在り方の見直し)	非住宅用の太陽光発電設備に関する電源線(送電線や変電所への接続用)の設置費用は、平成17年の省令より一般負担から起因者負担(発電事業者の負担)とされているが、当該費用は太陽光発電設備の導入にとつての障害となっている。	省令では既に電源設置を計画している事業者への費用負担緩和のため、移行期間(H23.4まで)が設けられていたが、これまで託送料金原価に算入されていた電源線に係る費用除外が行われても、託送料金の引下げ額はごくわずが(1銭~2銭)であった。このような実情を踏まえ、電源敷設費用は一般負担(託送原価に再算入)すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●							3	電気事業法第24条の3	全量買取制度の一環として「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ(平成23年2月)」において、電源線敷設に係る費用負担について整理されたところ。具体的には、電源線に係る負担については、従来から原因者が特定出来るものとして特定負担(発電事業者負担)として整理されてきた。これを一般負担(電気料金で広く需要家から回収)とする場合、発電事業者のみが利用する送電線を社会全体で支えることとなる上、全体として高コストな電源立地に過剰なインセンティブが付与され、結果的に社会的費用の増大を招くおそれがある。他方、特定負担であれば、買取制度の下で、電源線費用を含めたコストがより低い地域から、順次、発電設備が設置されると考えられる。したがって、電源線敷設に係る費用負担については引き続き、特定負担とすることが適当である。	—	制度環境小委員会において、既に整理済みである。	—

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
8	再エネ共通	新規	太陽光発電設備等に係る電源線の負担の緩和②(小規模電源に係る電源線に関する費用負担の在り方の見直し)	〃	すべての電源線について上記考え方が認められないとしても、例えば、全量買取制度における2000kW以下の小規模な電源線の設置費用に関しては、系統運用者の負担(一般負担)とし、託送料金で回収すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								電気事業法第24条の3	全量買取制度の一環として「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ(平成23年2月)」において、電源線敷設に係る費用負担について整理されたところ。具体的には、電源線に係る負担については、従来から原因者が特定出来るものとして特定負担(発電事業者負担)として整理されてきた。これを一般負担(電気料金で広く需要家から回収)とする場合、発電事業者のみが利用する送電線を社会全体で支えることとなる上、全体として高コストな電源立地に過剰なインセンティブが付与され、結果的に社会的費用の増大を招くおそれがある。他方、特定負担であれば、買取制度の下で、電源線費用を含めたコストがより低い地域から順次、発電設備が設置されると考えられる。したがって、電源線敷設に係る費用負担については引き続き、特定負担とすることが適当である。	制度環境小委員会において、既に整理済みである。	—	—
9	再エネ共通	新規	太陽光発電設備等に係る電源線の負担の緩和③(トランス増設コストの費用負担の在り方の見直し)	住宅用の太陽光発電設備に関して、配電網にあるトランスの増設は、増設対策が必要になったタイミングで太陽光を設置したものが負担するという起因者負担となっており、不公平感及び設置コストの増大を招いている。	配電網におけるトランスの増設コストは、系統運用者の負担とし、託送料金で費用回収すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								電気事業法第24条の3	全量買取制度の一環として「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ(平成23年2月)」において、住宅太陽光発電に係るトランス増設費用について整理されたところ。具体的には、トランス増設費用については、増設による対策が必要となるタイミングで太陽光パネルを設置した者について原因者負担の原則が妥当し得ることから、当該増設費用を負担することが原則と考えられる。	トランス増設費用を特定の者が負担することは、同じ太陽光パネルを設置した者の間に結果的に不均等に生じるコストである。こうした不均等なコストを緩和するための方策として、太陽光パネルメーカーからは、トランス増設費用負担に関して、協力の意向が示されている。今後、この方向を軸に、電気事業者や他の関係者の関わり等、仕組みのあり方について、官民協力して検討を続ける予定。	—	今後、電気事業者や他の関係者の関わり等、仕組みのあり方について、官民協力して検討を続ける予定。
10	再エネ共通	FU	送電における広域的運用の実施	再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、隣接する一般電気事業者の調整力(余剰電力発生時等の下げしろ)等も活用するとともに、中期的には、50ヘルツ地域・60ヘルツ地域全体でインバランス算定や、30分一定量の計画値によらずとも連系統の利用を可能とすることを含めて検討することとされている。	現行の設備・運用のみでは連系可能性に限界もあることから、送電線・調整電源・電力貯蔵設備の新増設に加え、電力会社間連系統や気象予測システムを有効活用することにより、送電の広域的運用を実施すべきではないか。	電気事業法	経済産業省						重点4	—	指標の内容等が必ずしも明らかでないが、地域間連系統を用いた広域的な電力融通はすでに実施している。また、中期的な運用の在り方については、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方についての検討を行っているところ、当該検討を進める中で併せて検討。	措置済み なお、左記の後述については、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において、所管省庁としての方針を示すことは困難。	—	—	
11	再エネ共通	新規	再生可能エネルギーに対応した連系統利用時の通告変更	現在、連系統を利用する場合における計画の変更(通告変更)については、電力会社各社の運用基準によって、該当する時刻の60分以上前に通告することとなっている。	常時出力が変化する再生可能エネルギーの電源では、連系統を利用して需要地に電気を送電することは難しい。再エネ電源に関しては、現在の人手による通告を確認する仕組みを改め、ITを用いた自動化により、リアルタイムでの通告変更が可能となるようにすべきではないか。	電気事業法	経済産業省								一般社団法人電力系統利用協議会ルール	現行制度については、一定の合理性があり適当であると認識しているが、中長期的な運用の在り方については、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方についての検討を行っているところ、当該検討を進める中で併せて検討していきたい。	左記の通り	—	—
12	再エネ共通	FU	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知することとされている。	部分供給の概念で、同一敷地内において、「一般電気事業者やPPS」とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を明らかにすべきではないか。	適正な電力取引についての指針	公正取引委員会							■ 詳細25	なし	特定規模電気事業者(PPS)と一般電気事業者がーの需要家に対して行う部分供給は、電気事業法の供給規制は設けられておらず、グリーンPPSが供給する場合であっても、グリーン電力を供給する場合であっても電気事業法における供給規制はない。	国民や電気の需要家、関係する電気事業者から広く意見を伺うため、部分供給の取扱いを明確化するための資料についてパブリックコメントを実施中であり、募集意見を踏まえ、その内容を国民に広く周知するため資源エネルギー庁ホームページにおいて掲載する。	—	平成23年度中
							経済産業省							■ 詳細25	—	特定規模電気事業者(PPS)と一般電気事業者がーの需要家に対して行う部分供給は、電気事業法の供給規制は設けられておらず、グリーンPPSが供給する場合であっても、グリーン電力を供給する場合であっても電気事業法における供給規制はない。	国民や電気の需要家、関係する電気事業者から広く意見を伺うため、部分供給の取扱いを明確化するための資料についてパブリックコメントを実施中であり、募集意見を踏まえ、その内容を国民に広く周知するため資源エネルギー庁ホームページにおいて掲載する。	—	平成23年度中に実施予定
13	再エネ共通	FU	固定価格買取制度における買取条件の複数年化	再生可能エネルギー導入のリードタイム(建設開始から運転までの期間)は、短い太陽光発電で1年、バイオマス発電で2年、長い地熱発電では8年~10年かかる。そのため、事業者による事業実施の意思決定における採算予見性を高める配慮が必要である。他方、固定価格買取制度では、毎年もしくは必要がある場合、半期ごとに、買取条件を見直すこととなっている。	固定価格買取制度の開始から少なくとも3年間は買取価格を固定化し、3年後に固定買取価格の妥当性、国民負担が過度になっていないかを検証し、以後固定価格は毎年見直しする等の思い切った再生可能エネルギーの導入促進策を取るべきではないか。	電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産業省							詳細67	電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条1項	平成23年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、法という。)においては、その第3条により、毎年度買取価格及び買取期間を定めることが規定されており、買取価格は毎年度見直すこととなる。また、買取価格及び買取期間は、法の規定に従い、関係省庁に協議の上、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定される。このため、買取価格については、調達価格等算定委員会の意見を尊重した上で毎年度定めることとなる。	—	—	
14	再エネ共通	FU	固定価格買取制度における系統安定化コストの明確化	再生可能エネルギーの系統連系に伴う系統安定化コストに関しては、具体的な費用額及び負担方法の考え方が明らかになっていないとの指摘がある。負担方法として考えられるのは、①全ての需要家が広く負担②起因者負担として再生可能エネルギー事業者が負担するといった方法等が考えられる。	再生可能エネルギーの特別措置法の考え方にも則れ、系統安定化コストに関しては、負担方法として全ての需要家が広く負担すべきではないか。(少なくとも再生可能エネルギーの起因者負担とすべきではないと考え)	電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法/電気事業法	経済産業省							詳細67	電気事業法第24条の3	全量買取制度の一環として「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ(平成23年2月)」において、再生可能エネルギーの系統連系に伴う系統への接続に関する課題について整理されたところ。具体的には、原因者が特定出来るものは特定負担(発電事業者負担)とし、そうでない場合には一般負担(電気料金で広く需要家から回収)とすることとなった。	左記に整理された方針に沿って対応する予定。	—	—

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
15	再エネ共通	FU	国有林野における許可要件・開発基準の見直し①(再生可能エネルギーに係る位置付け明確化)	再生可能エネルギー発電事業(熱供給や蒸気供給等を含む)に対して、公共性・公益性を認め、国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討・整理が進められている。	財務省への都度協議を行うことなく国有林野の貸し付けを可能とする方向で、公共用、公用又は公益事業として再生可能エネルギー事業を位置づけ、随意契約(財務省と林野庁の包括協議事項)の対象に加えるべきではないか。	会計法/国有林野法	財務省						重点17	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第1号 会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号及び第102条の4	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業については、当該事業の法律上の位置付けがなされた場合には、包括協議において、公共用、公用又は公益事業と認め、随意契約により、国有林野を、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業に使用させることは可能であると考えられる。	-		去る2月17日に閣議決定された「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)」が、今後、国会での審議を経て成立した場合、同法案の下での一定の条件に基づき、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業についても、包括協議において、公共用、公用又は公益事業として、国有林野の使用(随意契約による貸付)を認める方向で検討する。	国会における審議等の状況による。
							農林水産省					重点17	国有林野法第7条第1項第1号 会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号及び第102条の4	公共用、公用又は公益事業の用として、随意契約(包括協議)により、再生可能エネルギー発電事業者により国有林野を使用させる方向で、関係省庁で検討を行っている。	一定の条件を満たす場合に、公共用、公用又は公益事業の用として、随意契約(包括協議)により再生可能エネルギー発電事業者により国有林野の使用を認める方向で検討を行う。				
16	再エネ共通	FU	国有林野における許可要件・開発基準の見直し②(再生可能エネルギー特別措置法関係)	"	もしくは、固定価格買取制度の設備認定スキームの中で、国有林野の貸付を求める再生可能エネルギー事業者の設備に対して事前に認定を与え、当該認定を受けた設備を設置する国有林野の貸付を随意契約(財務省と林野庁の包括協議事項)の対象に加えてはどうか。	会計法/国有林野法/再生可能エネルギー特別措置法	財務省						重点17	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は、23年8月26日に成立し、24年7月1日に施行される。同法に基づき、「固定価格買取制度」に係る詳細な制度設計は、現在、経済産業省において検討が行われているところである。今後、「再生可能エネルギー発電設備」の認定に係る基準の検討結果等を踏まえ、認定を受けた「設備」について、包括協議において、公共用、公用又は公益事業と認め、随意契約により、国有林野を、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業に使用させることについて、対応を検討する。	-		「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行に向け、現在、経済産業省において検討が行われている「再生可能エネルギー発電設備」の認定に係る基準の検討結果等を踏まえ、認定を受けた「設備」について、包括協議において、公共用、公用又は公益事業と認め、随意契約により、国有林野を、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業に使用させることについて、財務省及び農林水産省において検討を行う。	「再生可能エネルギー発電設備」の認定開始時期による。	
							農林水産省 経済産業省					重点17	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号及び第102条の4	現在、固定価格買取制度に係る詳細な制度設計について経済産業省が検討しているところであり、その検討状況を踏まえ、関係省庁において対応を整理する。					経済産業省における詳細な制度設計を踏まえ、固定価格買取制度の認定施設について、随意契約(包括協議)の対象となり得る財務省及び農林水産省において検討を行う。
17	再エネ共通	FU	保安林における許可要件・基準の見直し①(保安林の指定目的・指定状況の精査)	23年度中に保安林の指定目的や指定状況を再精査しているが、地域森林計画の見直しサイクルは現状5年後毎である。我が国の森林の5割以上が保安林である事実に鑑み、保安林の指定の精査に務めるべきではないか、少なくとも、再生可能エネルギー事業者による保安林使用の申請があれば、地域森林計画の見直しを待つことなく、精査を行うべきではないか。	地域森林計画等の樹立時に保安林の再精査を行うとしているが、地域森林計画の見直しサイクルは現状5年後毎である。我が国の森林の5割以上が保安林である事実に鑑み、保安林の指定の精査に務めるべきではないか、少なくとも、再生可能エネルギー事業者による保安林使用の申請があれば、地域森林計画の見直しを待つことなく、精査を行うべきではないか。	森林法	農林水産省						詳細64	森林法第26条、同法第26条の2	保安林の指定解除については、これまで、都道府県知事等が行うもののほか、再生可能エネルギー事業者などの事業者等からの申請についても随時受け付けて、保安林解除に係る精査を行っているところ。今後はこれら取組に加えて、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)のグリーンイノベーション④-①の決定事項を踏まえ、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の樹立等の機会を活用し、保安林の解除を相当とする森林を調査するなど、保安林の指定目的や指定状況を再精査し、指定理由の消滅した保安林等について、計画的な指定解除を行う考え。	-		引き続き、再生可能エネルギー事業者から保安林の指定解除申請があった場合には随時受け付け、精査を実施。加えて、23年度中に都道府県保安林の指定目的や指定状況の再精査に係る通知を发出するとともに、24年度以降地域森林計画等の樹立等の機会を活用し、順次精査を行うこととし、当該結果を踏まえて、計画的に保安林の指定解除を実施。	再生可能エネルギー事業者からの保安林の指定解除申請については随時対応。保安林の指定目的や指定状況の再精査については、23年度中に検討結果を取りまとめ、都道府県へ通知するとともに、24年度以降地域森林計画等の樹立等の機会を活用し、順次実施。
18	再エネ共通	FU	保安林における許可要件・基準の見直し②(保安林の指定解除や保安林内作業許可に関する基準の緩和・手続の迅速化)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、運用に係る留意事項を整理の上、24年度に都道府県に周知することとされている。	前例がないとして具体的な個別相談に応じてもられない事案があることにも鑑み、現在の運用状況や実例に基づく留意事項の整理に留まらず、事業者ヒアリング等を通じて、全量買取法の施行や再生可能エネルギーの開発の実情を踏まえつつ、公益上の理由に基づく解除の対象とするなど、保安林指定解除及び作業許可の許可要件・基準を緩和するとともに、1～2年以上要すると指摘されている手続の迅速化を図るべきではないか。	森林法	農林水産省					詳細64	森林法第26条、同法第26条の2	「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)のグリーンイノベーション④-②の決定事項に基づき、特定規模電気事業者による事業を新たに「公益上の理由」による保安林解除として取扱うこととする「公益上の理由」の要件緩和を行う予定。また、再生可能エネルギー施設設置のための、保安林指定解除及び作業許可に際し、手続きに時間を要する原因としては、これまで、再生可能エネルギー施設の設置に特化して、許可要件・基準への適用を明確に示したものがなく、さらに、都道府県によっては実例がなかったこと等により申請書類の作成等に時間を要してきたものと思料。このような状況を踏まえ、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)のグリーンイノベーション④-③の決定事項に基づき、事業者等からの実情の把握も一いつ、新たに許可要件・基準の運用に係る留意事項を整理し、都道府県に周知していくこととしており、これらを通じ、手続きの迅速化が図られていくものと思料。	-				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄			
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	協議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
19	再エネ共通	FU	保安林における許可要件・基準の見直し③(指定解除の際の用地事情に関する運用見直し)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、運用に係る留意事項を整理の上、24年度に都道府県に周知することとされている。	保安林指定解除に際して、解除要件の一つである用地事情(他に適地を求めないこと)を確認する範囲としては、自治体の同意があるのであれば当該市町村の範囲内に留める等、合理的な運用内容を定めるべきではないか。	森林法	農林水産省		●			●	■	詳細64	森林法第26条、同法第26条の2	保安林の指定解除にあたって、解除要件である用地事情(他に適地を求めないこと)を確認する範囲について、都道府県の審査の実態把握等を行いつつ、再生可能エネルギー事業の特性に応じた合理的な運用内容を留意事項として整理していく考え。 なお、用地事情を確認する範囲については、転用の目的や、地域の土地利用の状況等からみて判断される必要があることや、保安林機能が必ずしも特定の市町村のみのために発揮されるものではないことから、当該自治体の同意があることのみをもって当該市町村内に範囲を限定することは、慎重な検討を要するものと思料。			保安林の指定解除にあたって、解除要件である用地事情(他に適地を求めないこと)を確認する範囲について、都道府県の審査の実態把握等を行いつつ、再生可能エネルギー事業の特性に応じた合理的な運用内容を留意事項として整理し、都道府県等に周知。 ただし、市町村の同意があることのみをもって、当該市町村内に範囲を限定することは、慎重に検討。	全量買取法の施行(24年7月)に間に合うよう実施。
20	再エネ共通	FU	保安林における許可要件・基準の見直し④(指定解除の際の代替措置に関する運用見直し)	〃	保安林の指定解除に関する「必要な代替措置」について、樹木が生えていないなど保安林として機能不全となっている場合や、再生可能エネルギーを設置したとしても保安林としての機能を確保しうる場合(保健保安林、飛砂防備保安林等)は、代替措置を不要とするなど、保安林としての機能の実態に即した合理的な措置とすべきではないか。	森林法	農林水産省		●			●	■	詳細64	森林法第26条、同法第26条の2	保安林の転用解除に当たっては、保安林である当該森林が果たすべき機能が適切に発揮されるよう代替施設の設置等の措置を講じることとしているところ。 当該代替施設は、保安林の指定の目的に係る機能のみに着目するのではなく、他の用途に転用することにより、土砂の崩壊、流出防止等の森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう措置することとしており、その際には、基準に基づき個々の案件毎に必要な施設が検討されている状況。 また、現状において一時的に樹木が生育していない場合であっても、このことをもって、代替施設の設置を不要とするのではなく、本来保安林として適切に保全管理すべき土地であって、緊急に整備が必要な箇所については治山事業の実施等により、機能の回復を図るよう措置することが適当。 なお、保安林内での行為については、保安林機能の維持に支障を及ぼすことのないものであれば、代替施設を設置することなく、作業許可により実施可能であり、現状でもこれにより風力発電等の施設の設置が行われているものがある。		代替施設は、保安林の指定の目的に係る機能のみに着目するのではなく、他の用途に転用することにより、土砂の崩壊、流出防止等の森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう措置することとしており、その際には、基準に基づき個々の案件毎に必要な施設が検討されている状況。 なお、保安林内での行為については、保安林機能の維持に支障を及ぼすことのないものであれば、代替施設を設置することなく、作業許可により実施可能であり、現状でもこれにより風力発電等の施設の設置が行われているものがある。	代替施設の設置については、現行においては、基準に基づき個々の案件毎に必要な施設を講じることとしているところ。	
21	再エネ共通	FU	保安林における許可要件・基準の見直し⑤(作業許可基準の見直し)	〃	保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさない範囲として、通知によって保安林内作業許可基準が定められているが、風力発電等の再生可能エネルギー発電事業の実態を踏まえ、作業道の幅を拡充するなど、許可基準を緩和すべきではないか。	森林法	農林水産省		●			●	■	詳細64	森林法第34条第2項	保安林は、水源の涵養、災害の防備等の公益目的を達成するために特に重要な森林を指定しているものであり、保安林内作業許可は、当該行為により保安林機能の維持に支障を及ぼすことのないものであれば許可されるもの。現行基準はこのような観点から定められており、再生可能エネルギー施設のためであるか否かではなく、保安林への機能に支障のある行為であるか否かに着目しているところ。 なお、現状でも作業許可、保安林解除により風力発電等の再生可能エネルギー施設の設置は行われており、また、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)のグリーン/バージョン④-③の決定事項に基づき、新たに許可要件・基準の運用に係る留意事項を整理し、都道府県への周知を行う予定であることから、このような取り組みを通じて、再生可能エネルギー発電事業に係る作業許可の適用が進むものと思料。		現状でも作業許可、保安林解除により風力発電等の再生可能エネルギー施設の設置は行われていることに加え、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)のグリーン/バージョン④-③の決定事項に基づき、新たに許可要件・基準の運用に係る留意事項を整理するとともに、都道府県への周知を行う予定。	全量買取法の施行(24年7月)に間に合うよう実施。	
22	再エネ共通	FU	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し①(再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開)	耕作放棄地については、再生可能エネルギーの立地場所としての活用が期待されている一方、どの地点に、どれくらいの面積で存在しているのか等が把握できない状況。	耕作放棄地の現状について把握の上、どの区域が再生可能エネルギーの導入が可能な区域なのか判るような「耕作放棄地MAP」を作成し、公表してはどうか。	農地法	農林水産省		●			●	■	詳細65/ 詳細66		農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性を明らかにすることは重要と認識。		23年度3次補正により、被災3県における耕作放棄地を含む農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性調査を委託事業により実施し、発電適地のマップを公表予定。また、23年度3次補正の事業で活用した手法も活かしつつ、23年度4次補正により、導入可能性調査への支援を実施し、事業実施主体が発電適地のマップを公表の予定。	24年度	
23	再エネ共通	FU	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し②(農除け外・農地転用許可要件の緩和)	農用地区域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続が必要。また、第一種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められないが、「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない(民間)発電事業者による再生可能エネルギーの農地への立地は不可能となっている。	代替地を用意する等により、農業振興地域整備計画による定める確保すべき農用地面積に支障を生じない場合等には、再生可能エネルギー発電事業者が設置する発電施設及び送電用施設に関して、農地区分によらず農用地区域からの除外及び農地転用ができるよう、農地法及び農振法上の許可要件を整備すべきではないか。	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省		●			●	■	詳細65/ 詳細66	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農地法第4条及び第5条	単に農地面積の確保に支障を生じないことをもって農用地区域からの除外や転用を可能とすることは優良農地の確保の観点から困難である。また、単に再生可能エネルギー発電事業を行っていることをもって農振法及び農地法の特例を認めることは困難である。原則農地転用を認めていない農用地区域内農地であっても耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(農産物加工施設、畜舎等)の附帯施設として一体的に再生可能エネルギー発電施設を設置する場合には、農地転用許可が可能となる場合がある。		農用地区域は、地域農業の振興と国民への食料の安定供給を図るために必要な優良農地の確保に重要な役割をもつ区域である。このため、現行の農振法第13条第2項の農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域の変更の要件は、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る観点から、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないことを確認するとともに農業公共投資の効用の確保のために必要不可欠なものである。また、農地転用許可制度においては、優良農地の確保の必要性の観点の基本とし、転用事業の公共性等も考慮して転用の可否を判断する仕組みとしているところである。農地転用許可基準上、土地収用事業のほかは、法令上、あらかじめ農業上の土地利用と他の土地利用との調整が図られている場合や、法令に基づき公共性が担保される仕組みが講じられているもの等については、例外的に第1種農地において農地転用許可を認めているところである。 したがって、単に農地面積の確保に支障を生じないことをもって農用地区域からの除外や転用を可能とすることは優良農地の確保の観点から困難である。また、単に再生可能エネルギー発電事業を行っていることをもって農振法及び農地法の特例を認めることは困難であるが、原則農地転用を認めていない農用地区域内農地であっても耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(農産物加工施設、畜舎等)の附帯施設として一体的に再生可能エネルギー発電施設を設置する場合には、農地転用許可が可能となる場合がある。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄						
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期		
24	太陽光	新規/FU	市街化調整区域における太陽光発電施設の付属設備に関する開発許可の不要化	23年9月に市街化調整区域における風力発電設備に付随する管理施設及び変電設備を設置する建築物について、都市計画法上の開発許可が不要である旨明確化された一方で、太陽光発電施設の付属設備の扱いが不明確なままとなっている。	地上に設置される太陽光発電施設については、一定条件の下、建築確認が不要化されたところであり、当該施設については、都市計画法上の開発許可も不要と整理されたはず。しかし、「開発許可制度運用指針」において風力発電についてのみ管理施設等の付属設備について開発許可が不要と整理されたことから、自治体においては、その付属設備の許可の扱いについて判断に手間取るケースがある。風力発電のみならず、太陽光発電施設の付属設備についても、都市計画法上の開発許可が不要であると明確化すべきではないか。	都市計画法	国土交通省									都市計画法第4条第12項、第29条	風力発電の管理施設等の付属設備である建築物は、建築基準法上の建築物には当たらない風力発電機に付属するものであり、当該付属設備だけの建築を目的として許可の申請がされるものでないことから、開発許可を要しない旨、技術的助言である開発許可制度運用指針にて明確化しています。太陽光発電施設の付属施設についても、規模、配置や発電施設との不可分性等から風力発電機の付属施設と同様のものであって、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為にあたらぬと開発許可権者(都道府県等)が判断した際には、許可を不要とする運用は現状でも可能です。	太陽光発電施設の開発区域の規模や付属施設の規模、配置や発電施設との不可分性等について見極める必要があることから、現時点においては一律に開発許可不要とするのではなく、開発許可権者(都道府県等)の判断とすることが適当と考えます。			
25	再エネ共通	新規	土壌汚染対策法における地歴情報等の事前入手	土地の利用に際しては、当該土地の履歴を確認することが重要であるが、自治体においては「届出」を行わないと地歴情報などを得ることが難しく、相談もスムーズに進まないケースがある。	土壌汚染対策法に基づく地歴情報の取得に関しては、届出の前に入手できるよう、その運用を考慮すべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省									土壌汚染対策法4条	一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届け出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において地歴調査を実施し、土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができるとしている。	すべての土地について、地歴情報を過去に遡って把握することは困難であり、届出前に関係自治体と相談することによって、土壌汚染対策法に基づく手続き及び当該土地の利用を円滑に進めていきたい。			
26	再エネ共通	新規	土壌汚染対策法における調査命令の扱いの見直し	土壌汚染対策法において、「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出した後、調査命令が出た場合、事業計画そのものを取りやめざるを得ないケースが想定されるが、調査命令は地主にたして出されるため、事業が中止になっても「調査命令」だけが残る懸念がある。このため、地主との関係で再生可能エネルギー施設の設置計画が進まない。	再生可能エネルギー施設の設置計画を取りやめたとしても地主に不利益な処分だけが残ることが懸念されるため、「形質変更届」そのものを取り下げることを認めるため、調査命令を取り消すよう、その運用を考慮すべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省									土壌汚染対策法4条	一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届け出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において地歴調査を実施し、土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができるとしている。	法第4条第2項の命令は、土壌汚染のおそれがある場合に行うものであり、法的目的である国民の健康の保護のためには、命令発出後の命令取消は困難である。なお、法第4条第1項の届出については、届出要件に満たなくなったなどの理由があれば撤回することは可能である。			
27	再エネ共通	新規	補助事業で取得した財産の有効利用に係る手続の簡素化	補助事業により設置された農林水産関連施設に太陽光発電施設や小水力発電施設を設置する場合、模様替えの協議に関する協議の簡素化(届出のみで可とする)、余剰分の収益が農業の振興に資する活用であるとして認められるものについては国庫補助返納義務の免除とする。	補助事業により設置された農林水産関連施設に太陽光発電施設や小水力発電施設を設置する場合、模様替えの協議に関する協議を簡素化する(届出のみで可とする)とともに、余剰分の収益が農業の振興に資する活用であると認められるものについては国庫補助返納義務の免除とする措置を講じてはどうか。	補助金適正化法	農林水産省									補助金適正化法第7条、第22条	補助事業で設置した農林水産関連施設について、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、届出のみで可としているところ。収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自ら設置した施設には適用されない。	補助事業で設置した施設に太陽光発電施設や小水力発電施設を設置する場合は、建物等の主要構造を変更することなく改良する等補助金等の交付の目的に反しない限りにおいて、補助金適正化法第22条の財産処分には該当しないことから、届出のみで可としているところ。また、補助事業で設置した施設に、自ら全額を負担して設置した太陽光発電施設や小水力発電施設については、収益納付の規定の対象外である。	現在で対応可能。		
28	太陽光	新規/FU	電気事業法上の保安規定の見直し(電気主任技術者の不選任承認範囲の引き上げ等)	500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理審査における不可遮断試験等の試験方法を合理化する方針。	太陽光発電設備の工事計画届出・使用前安全管理審査の不要範囲を2000kW未満へ引き上げるべき。また、ITによる遠隔監視等の安全管理技術の進歩や太陽光発電設備が静かな発電所であるという特性を踏まえ、電気主任技術者不選任承認の範囲も1000kW未満から2000kW未満へ引き上げるとともに、一人の電気主任技術者が複数施設を兼任可能な範囲を拡大すべきではないか。	電気事業法	経済産業省									重点10	電気事業法施行規則第65条、別表第2(工事計画届出の対象)電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈電気事業法施行規則第52条「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	工事計画届出・使用前安全管理審査を不要とする範囲については2000kWに引き上げる方向で検討中。兼任承認については、兼任可能な件数の上限を設けていないため、現行法令で対応可能。また、遠隔監視等の技術を導入している施設は、一部の施設のみであって、ほとんどは従来と同レベルの施設なので不可。電気主任技術者の不選任承認の範囲の拡大については、今後とも不断の検討を行っている。	工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要となる範囲の拡大については、次回(3月中の開催を予定)の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、審議・取りまとめ予定。結論を得られれば、速やかに電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の改正を行う予定であり、2000kW未満まで引き上げる方向で検討中。兼任の承認は、保安業務の遂行に支障があるかないかで判断しているところ。設備数等が多くなれば当然にその承認にあたって慎重を期することとなるが、兼任できる数の上限は設けていないため、現行法令で対応可能。また、電気主任技術者の不選任承認の範囲の拡大については、前回(平成9年)の見直し(500kWから1000kWに拡大)以降、現在のところ、保安面における技術の進歩等に特段のものが見当たらない(太陽電池発電設備については、遠隔監視等の技術を導入している設備が、一部にとどまっている)が、設備そのものの安全性や系統への波及事故の影響の程度等の観点から太陽電池発電設備に限り規制緩和をずるかも含めて今後も不断の検討を行っている。ただし、出力の拡大による人命及び身体並びに系統への影響が大きいことから、これらの検証作業には一定の時間が必要である。なお、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に基づき、自家発電用電気工作物については、派遣労働者を含めて社外の者から主任技術者として選任することが可能となっている。	電気主任技術者の不選任承認の範囲の拡大については、技術の進歩やその普及等に合わせ、その必要性について検討する。ただし、一定の時間を要する。工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、平成23年度中を目途に結論を得て、速やかに必要な措置を講じる予定。	
29	太陽光	FU	工場立地法上の取扱いの見直し①(売電用太陽光発電施設の取扱いの見直し)	メガソーラーの立地制約として指摘されている工場立地法上の太陽光発電施設の生産施設面積規制について、現行の50%から75%に緩和する予定。	自家発電施設の太陽光発電施設については「環境施設」として扱われ、生産施設には該当しないとされている。売電用発電施設の太陽光発電施設についても、発電施設としての形態は同じであることに鑑み、「環境施設」として位置付ける(生産施設には該当しないと位置付ける)べきではないか。	工場立地法	経済産業省									重点11	工場立地法施行規則第2条、第4条	生産施設に附带的に設置する自家用の太陽光発電施設については、発電時のCO2排出や騒音等の環境負荷が少なく、その設置によって期待される効果が周辺住民との精神的な融和機能を有することから環境施設として位置づけられているところ。他方、売電の用に供する太陽光発電施設については、工場立地法上の電気供給業と位置づけられるため生産施設として取り扱っている。	太陽光発電施設については、環境汚染物質や二酸化炭素の排出がないものの、大規模な太陽光発電施設については、その存在そのものが生活環境に与える違和感や不安感、あるいは景観の悪化といった生活環境への負荷を懸念する声も依然としてあるところ。引き続き事業者のニーズや周辺環境への影響を見極めながら、工場立地法における適正な環境整備に努めていきたい。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
30	太陽光	FU	工場立地法上の取扱いの見直し③(倉庫や工場等における売電用太陽光発電施設の取扱いの見直し)	〃	上記の考え方が認められない場合、電気供給を主たる業目的として、いわゆるグリーンフィールド(更地)に商用発電施設(メガソーラー)を設置する場合の生産施設面積規制に関しては左記の緩和方針でも良いが、他の業を主に営む事業者の施設(倉庫や工場の屋根等)に、売電用の太陽光発電施設を設置する場合は、「環境施設」と見なし、緑地整備義務などを負わせないようにすべきではないか。	工場立地法	経済産業省	●	●	●	●	■	重点11	工場立地法施行令第1条 工場立地法施行規則第2条、第4条	工場立地法は、工場の設置者(製造業、電気・ガス・熱供給業)に対し、周辺住民との調和を図りながら、緑地等の周辺環境基盤を整備することにより、企業の社会的責任を全うするよう誘導規制を行っているものである。他の業を営む事業者の施設に売電を目的として太陽光発電施設を設置した場合には、工場立地法上の電気供給業にあたるため、生産施設として取り扱うこととなる。		太陽光発電施設については、環境汚染物質や二酸化炭素の排出がないものの、大規模な太陽光発電施設については、その存在そのものが生活環境に与える違和感や不安感、あるいは景観の悪化といった生活環境への負荷を懸念する声も依然としてあるところ。今後とも、事業者のニーズや、倉庫、工場の屋根等に太陽光発電施設を設置した際の周辺環境への影響を踏まえながら、工場立地法における適正な環境整備に努めていきたい。		
31	太陽光	FU	工場立地法上の取扱いの見直し③(勧告をしないことができる場合の取扱いの明確化)	工場立地法の運用例規集「法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準」に、「太陽光発電施設が設置される場合であって、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合は」は勧告をしないことが出来るとある。	自治体によっては「周辺の生活環境の保持に支障を及ぼさない」の判断に手間取るケースがあることから、自治体による円滑かつ柔軟な運用がなされるよう、マニュアル等の整備により、判りやすい運用とすべきではないか。	工場立地法	経済産業省		●				重点11	工場立地法運用例規集2-2-3(12)	平成12年の地方分権一括法で、工場立地法の事務は自治事務とされ、地域の特性に応じた事務処理が可能となるよう措置されたところ。そのため、工場立地法においては、周辺の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められるかは、地方自治体が地域の実情を踏まえ判断を行うこととしている。	工場立地法における周辺の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあるかの判断は自治体に権限があり、当該施設の周囲に河川、海、運河などの自然環境、住宅等の居住施設が存在等個別の状況を踏まえ、自治体が地域の実情に合わせて審査・判断で行うことができるようになっている。そのため、国が一律にマニュアルを策定することにより、逆に自治体の裁量の幅を狭めてしまうことにつながるから、国が一律にマニュアルを定めることは適当ではないと考えている。			
32	太陽光	新規FU	太陽光発電の附属設備並びに蓄電池及びその制御装置設備を収納するコンテナに関する建築基準法上の取扱いの明確化	「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」において、パワーコンディショナーや蓄電池等の太陽光発電システム機器を収納する専用コンテナについて、建築基準法上の取扱いの明確化を図ることを検討することとされている。	コンテナ型データセンターが既に建築物には該当しないものとして取り扱われていることから、同様に、太陽光発電の附属機器を収納するコンテナ、さらに太陽光発電以外の用途で使用される「蓄電池及びその制御装置設備」を収納するコンテナについても、建築確認を不要化し、建築物には該当しないものとして取り扱うべきではないか。	建築基準法	国土交通省		●			■	詳細40	建築基準法第2条第1号	建築基準法においては、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等は建築物に該当するものとしているが、「貯蔵槽その他これらに類する施設」については、その使用形態等を考慮して建築物には該当しないものとしている。		太陽光発電システム機器を収納する専用コンテナについて、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなどの建築物に該当しないものとして扱うための要件の明確化した技術的助言を発出予定。	平成23年度中検討、結論	
33	太陽光	FU	駐輪場・駐車場の屋上における太陽光発電設備の設置円滑化	地上設置の太陽光発電施設については、人が立ち入らないこと等を条件に、建築確認が不要とされたところ。また、閣議決定事項「住宅・ビル等における省エネ・新エネ設備の導入促進」を踏まえ、国土交通省は、H23に、屋上駐車場及び屋上に設置する太陽パネルの建築基準法上の取扱いにつき、容積率及び高さ不算入につき緩和方針を出している。	建築確認申請の承認までは通常2ヶ月程度かかる。また、太陽光発電設備は簡単な構造でもあることから、駐車場・駐輪場の屋上に設けるようなものに関しては、建築確認申請の書類提出と同時に着工を認め、書類審査と工事を同時進行できるように緩和できないか。	建築基準法	国土交通省	●				■	建築基準法第6条等	一定の建築物の建築等を行う場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事等による確認を受けることが必要。	着工後に建築基準関係規定に適合していないことが発見され、除却を余儀なくされる等の事態を未然に防止するため、計画が構造耐力規定等の建築基準関係規定に適合するものであることを着工前に確認するという建築確認の主旨に鑑みて、確認済証の交付を受ける前の着工を認めることは困難と考えられる。なお、平成23年3月25日付で技術的助言を発出し、太陽光発電設備が設置された屋上駐車場は公共団体の許可による容積率の緩和対象となることを明確化するとともに、屋上に設置する太陽光発電設備の高さ算定の取扱いの明確化を行っており、屋上における太陽光発電設備の設置円滑化については、既に一定の措置を講じているところである。また、屋上に設置する太陽光発電設備についても、メンテナンス時以外人が架台台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内の用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要である。				
34	太陽光	新規	停電時の太陽光発電の自動復帰負荷の対応の見直し	停電時にはパワーコンディショナーの電源も落ちるため、太陽光発電からの送電は一旦停止することとなる。停電復帰時に、パソコンは所定のシーケンスに基づき自動復帰するが、電力会社によっては、これを認めず、手動復帰を要求されている。	瞬停等で停電があったことに気が付かない場合には、自動復帰しないため延々と太陽光発電からの受電が停止することになり、PV設置者の不利益になるため、自動復帰を基本としてルール化するべきではないか。(東日本〇、西日本×)	電気事業法	経済産業省	●						各電力会社のアクセスマニュアル	JET(一般財団法人電気安全環境研究所)の認証を受けたパソコンの仕様については、東西エリアで性能が異なるものではない。火災、感電等の保安上の観点から、停電時には自動停止する単独運転防止装置が既に備わり、停電復帰後は自動復帰しており、東西の電力会社で御指摘のような運用とはなっていない。ただし、改造品、海外製などJET認証を受けていないものについては安全性の観点からそのような運用をすすめる可能性がある。		措置済み		
35	太陽熱	新規	太陽熱に関する環境価値取引促進のための計量方法の見直し	太陽熱等のグリーン熱について、その環境価値を証明・取引して普及を後押しするためのグリーン熱証書制度が立ち上がっているが、熱計量コストが高額になり、環境価値の証明・取引は現状では進んでいない。	配管径40mm以下の小規模の熱計量に対しては特定計量器の使用義務を緩和し、より低コストの熱計量を認めるべきではないか。もしくは、グリーン熱証書取引推進のための特例的措置として、サンプリング調査を元とした見なし計量を認めてはどうか。	計量法	経済産業省		●					計量法第2条、第16条 計量法施行令第2条第10号	計量法はあくまで適正な計量の実施の確保を目的として、取引・証明において使用される計量器を特定計量器と位置づけ必要な規制を設けているものではない。	積算熱量計は水道やガスに係る計量器と同様主として一般家庭用において使用されている(一般消費者においてその適正性を確認する術はない。)。このため、使用業務の緩和を行った場合、性能面や耐久面が十分に担保されていない積算熱量計を使用することにより、利用者間の測定値に不適正な差が生じるなどによりグリーン熱証書の取引の推進が阻害されることとなる(海外からの基準を満たさない製品の流入の可能性もある。)。また、計量法において、優れた品質管理能力を有する特定計量器の製造事業者は、自主検査を行った製品出荷することができる制度が設けられており、このような制度の活用により一定の計量コストの低減は可能と考えられる。			
36	風力	FU	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討	H23.3に「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」が公表された。当該ガイドラインは、自然公園法施行規則第11条第11項における、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」に関する具体的な考え方を示したものと位置付けられている一方、内容に審査プロセスや合意形成に関する記載が盛り込まれており、全ての内容が必須事項として取り扱われるれば規制強化となりかねないとの指摘がなされている。また、「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」において、自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討することとされている。	①当該ガイドライン作成の主旨に鑑み、また、環境影響評価法が施行される状況を踏まえ、審査プロセスや合意形成に関する記載は削除すべきではないか。 ②また、当該ガイドラインの再検討に際しては、事業者の意見を十分に聴取し、景観への影響軽減策等について、風力発電の特性・実態を踏まえた内容に速やかに改定すべきではないか。 ③①、②の考え方が認められない場合、当該ガイドラインを景観審査の際の技術的参考事例・オプションを示すものとして明確に位置付けるべきではないか。	自然公園法	環境省		●			■	重点12	自然公園法第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)	下記理由により検討中。 風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け策定し、平成23年3月に公表したところであるが、エネルギー・環境会議の決定が平成23年11月に公表されたことも踏まえ、平成23年11月から12月にかけて意見を聴取する事業者等の選定作業を行い、その後意見聴取等を実施し検討を行っているところ。		左記の通り検討中。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	工本環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
37	風力	FU	風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し①(構造基準の緩和)	閣議決定「風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し」に基づき、22年度中に事業者・学識者より意見を聴取し、現行の基準が妥当であるとの結論が出たものの、引き続き、事業者との間で協議が進められているところである。	海外規格の風力発電機支持物(タワー)及びアンカーボルトに関する評価基準の妥当性について、平成24年前半までに結論を得るとともに、結論が得られ次第措置して頂きたい。また、地震時の検証方法の緩和に関しても、事業者との協議が整い次第、早期に結論が得られるよう進めて頂きたい。	建築基準法	国土交通省		●			●	■	詳細43	建築基準法第20条第1号、第37条第1号	平成23年度も日本風力発電協会との間で引き続き協議を進めているところ。 協議の内容は、以下の通り。 ①JIS材と国際規格・海外規格材との比較、受け入れについて ②アンカーボルトの基準強度の制定について ③地震時(L2)における検証方法の緩和		①、②については日本風力発電協会等とともに検討する。 ③については、日本風力発電協会にて検討中であり、検討がまとまり次第、日本風力発電協会と協議を行っていく。	①、②については平成24年度上半期で結論。 ③については、引き続き協議を進め、結論を得られ次第、措置。	
38	風力	新規/FU	風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し②(構造審査の一本化)	風力発電設備の設置に際して、建築基準法と電気事業法の2つの審査が求められる。一方、地上設置の太陽光発電施設については、建築基準法上の構造基準を電気事業法上の審査基準に反映することにより、建築確認を不要化し、審査の一本化が図られている。	風力発電設備に関しても、地上設置の太陽光発電施設と同様に、建築基準法上の審査を電気事業法上の審査で代替すること(審査の一本化)を検討してはどうか。	建築基準法	国土交通省					●	●	■	詳細43	建築基準法施行令第138条第1項	建築基準法においては、他の法令の規定により建築基準法による規制(※)と同等の規制を受けるとであれば、同法が適用される工物から除外することができることとしている。 ※建築基準法においては、15mを超える風力発電設備について、地震、風圧等に対して安全な構造とするよう求めているところ。特に高さが60mを超える風力発電設備については、高度な検証法により検証しているところ。		15mを超える風力発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令の規定で建築基準法による規制と同等の規制がなされるのであれば、建築基準法が適用される工物から除外することを検討する。	同等の規制をしていることが確認でき次第検討開始。結論を得られ次第、措置。
						電気事業法	経済産業省					●	●	■	詳細43	電気事業法施行規則第65条、別表第2(工事計画届出の対象)等	風力発電設備の設置に際して、建築基準法上の審査を電気事業法上で一元化することにより、実体上、審査の迅速化及び効率化が図れるかを検討していく。		風力発電設備の設置に際して、建築基準法上の審査を電気事業法上で一元化することにより、実体上、審査の迅速化及び効率化が図れるかを検討していく。	国土交通省より結論が出され次第、関係省庁として、一元化することにより生じる課題について意見交換をしていく予定。
39	風力	FU	洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	洋上風力発電設備に関しては、現在の各種実証実験では、建築基準法の対象となっている。	洋上風力発電設備には作業員が常駐せず、また周囲に建築物が存在せず、倒壊時の公衆災害の恐れがないことから、洋上風力発電の支持物については建築基準法上の適用対象外としてはどうか。	建築基準法	国土交通省		●				■	重点13	建築基準法施行令第138条第1項	建築基準法においては、他の法令の規定により建築基準法による規制(※)と同等の規制を受けるとであれば、同法が適用される工物から除外することができることとしている。 ※建築基準法においては、15mを超える風力発電設備について、地震、風圧等に対して安全な構造とするよう求めているところ。特に高さが60mを超える風力発電設備については、高度な検証法により検証しているところ。		15mを超える洋上風力発電設備の建築基準法の取扱いについては、他の法令の規定で建築基準法による規制と同等の規制がなされるのであれば、建築基準法が適用される工物から除外することを検討する。	同等の規制をしていることが確認でき次第検討開始。結論を得られ次第、措置。	
40	風力	新規	風力発電の導入促進に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置緩和	地上高100m以上150m以下の建築物は、当該物件から200mの範囲内に、当該物件より海拔高が高い他の物件があり、その物件に航空障害灯が設置されている場合を除き、航空障害灯を設置しなければならぬ。	風車の大型化に伴い、風車間の間隔を200m以内とすることは難しく、最近では全ての風車に航空障害灯の設置が義務付けられているところ。海外の事例を調査の上、航空障害灯の設置が免除される風車間隔を拡大できないか。	航空法	国土交通省					●			・航空法第51条第1項 ・航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準	夜間における航空機の航行の安全を確保するため、航行の障害となる物件の存在を運航者が認識できるよう国際民間航空条約第14附属書及び航空法により航空障害灯を設置することとしています。 ただし、設置が免除になる場合として、航空機が航空障害灯を視認して物件を回避するための操作時間、航空機性能等を考慮した、航空障害灯を設置する必要のない範囲を定めており、一定のものについては、当該基準及び周囲の地形や既存物件との関係も配慮した上で、設置しなくてよいこととしています。 当該基準の緩和については、航空機の航行の安全を確保する必要があることから、海外の事例、運航者の意見等を踏まえ、慎重に対応する必要があります。		航空機の航行の安全を確保するため、以下の点について慎重に検討した上で、基準の緩和の可否について結論を得ることとする。 ・航空機が航空障害灯を視認して物件を回避するための操作時間、航空機の回避能力や回避方法を踏まえ、接触事故回避に必要な障害灯の設置間隔 ・我が国との地形等環境の差異を踏まえた上で、海外の基準の導入可能性の検討 ・夜間様々な天候状況の下実際飛行する運航者の意見	平成24年度中検討開始	
41	風力	新規	風力発電に係る環境影響評価の迅速化①(審査機関の一元化)	発電所に係る環境影響評価については、経済産業省と都道府県のそれぞれに審査機関が設けられており、双方の審査が必要となっている。風力発電へ現在の手法が適用された場合、審査期間が長期化する恐れがある。	現在、当該制度が適用されている原子力・火力・水力発電所と比較して、風力発電は出力等の規模が小さく、複数県に跨った環境影響は想定され難いことから、審査機関を都道府県に一元化し、発電所以外の設備で行われている環境影響評価と同様の手続き(都道府県のみが行う審査手続き)としてはどうか。	電気事業法	経済産業省					●			環境影響評価法施行令別表第一、第二電気事業法第46条の2	風力発電において、審査機関を都道府県に一元化し、発電所以外の設備で行われている環境影響評価と同様の手続きとするように規制を緩和するのは現状不可能。		環境影響評価については環境影響評価法に基づき、事業を所管する主務省庁ごとの手続が必要となっているが、特に発電所の設置又は変更の工事の事業においては、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という点で国の施策と強い関わりをもっているため、発電所の立地の観点から、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを国が確保する必要がある。 また、電力の供給については、各都道府県を跨いだ調整が不可欠であるため、経済産業大臣の調整が必要である。 なお、環境影響評価の迅速化については、関係都道府県知事からの意見提出が可能だが、その期間については、意見提出の期限を定めたものであり、関係都道府県知事等がそれよりも早く意見等を提出することを妨げるものではない。またその場合、それによって経済産業大臣の審査期間が長くなることのないようことを含め、審査期間の短縮に努めている。		
42	風力	新規	風力発電に係る環境影響評価の迅速化②(書類の受理に係る手続適正化)	環境影響評価の手続については、書類が受理されてから処理期間が設けられている一方、提出前に図書類の受理に係る手続適正化)書類の受理については、評価項目の不足等の形式面を限定した確認に留め、詳細な確認は審査の中で実施するように運用ルールを設けてはどうか。	書類の受理に際しては、評価項目の不足等の形式面を限定した確認に留め、詳細な確認は審査の中で実施するように運用ルールを設けてはどうか。	電気事業法	経済産業省					●				環境影響評価に関する書類の届出前に事前の確認を求めるとする法律、政省令、運用上のルール等は存在しない。		事前確認は届出の要件ではないため対応は不要。 現状、書類の届出をする前に、事前の確認をすることは義務づけられてはおらずに事業者の判断に委ねられている。	現行制度でも対応可能。	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
43	風力	新規	風力発電に係る環境影響評価の迅速化③(低周波音に関する取扱い)	風力発電に係る環境影響評価は平成24年10月から施行される予定だが、評価項目に「低周波音」が盛り込まれる可能性がある。一方、「低周波音」に関する基準は、現状、設けられていない。そのため、基準が設けられていないことにより、手続や審査が遅滞する恐れがある。	都道府県が行う条例アセスと同様に、低周波音に関する評価基準が定まるまでの期間は、低周波音については評価しないこととする。ただし、事後調査との比較のための調査を行う形としてはどうか。	電気事業法	経済産業省					●			環境影響評価法第3条 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第12条第1項第1号	風力発電に係る環境影響評価における低周波音の評価については、現在評価項目として規定するかを検討中であるが、環境基準がなくとも遅滞なく審査することが可能。		環境影響評価においては、低周波音を含め騒音や振動が周辺に与える影響を回避・低減することが基本であるが、その評価にあたっては必ずしも環境基準による必要はなく、実行可能な範囲内で影響を低減又は回避することが求められている。したがって、低周波音について環境基準がなくとも遅滞なく審査をすることが可能。なお、国等によって環境基準が示されている場合には当該基準と環境影響との整合性が図られているかあわせて検討することとされている。	環境基準がなくとも、遅滞なく審査することが可能。なお、根拠省令については、来年度早期に公布予定。
44	地熱	FU	自然公園法に基づく地熱発電立地規制の許可要件の明確化①(地表調査関係)	自然公園の区分や開発段階(地表調査、掘削調査、発電設備設置等)ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化することとされている。	第2種・第3種特別地域・普通地域のみならず、特別保護地区、第1種保護地区においても資源探査のための地表調査、物理探査(電磁探査)等に限って認めてはどうか。	自然公園法	環境省					●		■	重点14 自然公園法第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)	下記理由により検討中。 自然公園内における地熱発電の規制については、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を平成23年6月から開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討を進めている。平成23年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。 また、エネルギー・環境会議のアクションプランが平成23年11月に出されたことも踏まえ、自然公園の区分や開発段階ごとに許可が可能となる要件や方法を明確化することについても省内で検討中。			左記通知については、平成23年度中に措置。
45	地熱	FU	自然公園法に基づく地熱発電立地規制の許可要件の明確化②(調査掘削関係)	〃	国・地方自治体以外の民間企業に対しても、第2種・第3種特別地域及び普通地域において、調査井による掘削を認めてはどうか。また、調査井に関しては、原状復帰を許可要件とせず、有効利用できるようにすべきではないか。	自然公園法	環境省					●		■	重点14 自然公園法第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)	下記理由により検討中。 自然公園内における地熱発電の規制については、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を平成23年6月から開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討を進めている。平成23年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。 また、エネルギー・環境会議のアクションプランが平成23年11月に出されたことも踏まえ、自然公園の区分や開発段階ごとに許可が可能となる要件や方法を明確化することについても省内で検討中。			左記通知については、平成23年度中に措置。
46	地熱	FU	自然公園法に基づく地熱発電立地規制の許可要件の明確化③(生産掘削及び発電所設置関係)	〃	第2種・第3種特別地域内において、環境への配慮を行うことにより民間企業が行う生産井による掘削及び発電所の建設を可能とすべきではないか。	自然公園法	環境省					●		■	重点14 自然公園法第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)	下記理由により検討中。 自然公園内における地熱発電の規制については、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を平成23年6月から開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討を進めている。平成23年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。 また、エネルギー・環境会議のアクションプランが平成23年11月に出されたことも踏まえ、自然公園の区分や開発段階ごとに許可が可能となる要件や方法を明確化することについても省内で検討中。			左記通知については、平成23年度中に措置。
47	地熱	FU	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定するとともに、温泉審議会の構成員の在り方の見直し、掘削許可対象の明確化を図ることとされている。	温泉資源の保護に関するガイドラインが規制強化とならないように、地熱発電事業者等の意見も十分に反映させつつ、自治体が地域の実情に応じて、客観的かつ科学的な掘削許可の判断手法を選択できるよう配慮すべきではないか。	温泉法	環境省					●		■	重点15 温泉法第4条 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)	対応可能。		温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、地熱発電の開発の各段階における掘削等について、温泉法における許可又は不許可の判断基準の考え方を示した。「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を策定する。 なお、ガイドラインの策定にあたっては、「地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会」において、専門家による検討や、温泉事業者、地熱事業者等からのヒアリングを実施し、中央環境審議会温泉小委員会における意見聴取や、パブリックコメントを実施するなど、広く意見聴取したうえで策定する。 また、ガイドラインにおいて、掘削許可の可否について審議する温泉審議会において近隣温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる地質等の専門家の参画を検討することや、温泉を湧出させることを目的としない抗井のうち温泉法の掘削許可申請が必要なものは「温泉の湧出が見込まれる場合」である旨記述する予定。	平成23年度末。

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄			
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
48	地熱	FU	ボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」において、地熱バイナリー発電(温泉発電)に関するボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の拡大について、検討することとされている。	バイナリー発電方式について、今後、規制緩和が予定されているものは不活性ガスを媒体にする場合のみであり、十分な市場の活性化策につながっていない。例えば、アンモニアや炭酸水素ガス等にも選任不要範囲を拡大すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●	■	詳細51	電気事業法施行規則 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 他関係する告示	毒性ガス(アンモニア等)や可燃性ガス(炭化水素ガス等)については、媒体の漏えい等による第三者への傷害等のリスクが高く、このリスクに対する安全性の確認ができていないことから、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とする範囲を拡大することは現時点ではできない。但し、今後、実績や技術の進歩が確認できれば検討を行うこととしたい。	まずは安全性が高いフロンガス等の毒性及び可燃性がない不活性ガスを用いるなどの一定の条件を満たすバイナリー発電から緩和を行う必要があり、平成23年度中を目途に関係省令等を改正する予定。 アンモニア等の毒性ガスや可燃性ガスを媒体とするバイナリー発電設備についてのボイラー・タービン主任技術者の選任不要とすることについては、設置実績が乏しく、安全性の実証が現時点では困難なため、今後、実績や技術の進歩が確認できれば検討を行うこととしたい。			
49	地熱	FU	地熱発電所の熱水の多目的利用	「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」において、地熱発電に利用した熱水を、地域の暖房システムや道路の融雪、温泉旅館などへ多目的利用する場合、熱利用などした熱水の地下への還元ができるよう、可能となる要件や方法について明確化することとされている。	単なる熱交換だけではなく、原熱水の利用についても可能な場合についても明確化すると効果が大きく、例えば、原熱水を温泉事業者等に供給後、還元井に還元できるようにすべきではないか。	水質汚濁防止法	環境省		●			■	詳細52	水質汚濁防止法第12条の3	地熱発電所からの温排水を使用する事業場又は処理する事業場について、当該事業場が有害物質使用特定事業場でない限り、水質汚濁防止法に基づきいゆる地下浸透規制は課されない。しかしながら、特定事業場は、地下水浄化措置命令の対象になりうること、特定事業場でないとしても、事業者の責務規定として、地下水の水質汚濁の防止のための必要な措置を講じていることを踏まえて事業を実施する必要がある。したがって、有害物質が含まれる場合には、温排水の地下への浸透は厳に慎まなければならない。仮に温排水を地下浸透させる場合であっても、地下水・地盤環境への影響を勘案した慎重な判断と影響を防止するための必要な措置を講じることが必要である。	地下水のくみ上げ、使用、還元の方法、有害物質の濃度等の存在状況、地域の地下水・地盤環境の特性、地下水の利用状況等によって、地下水・地盤環境への影響の程度は異なると考えられるため、一律に判断基準を示すことは困難であり、具体的なケースが想定された段階で、個別の事例について可能となる要件や方法について対応を検討する予定である。		具体的なケースについて想定された段階で対応を検討。		
50	地熱(温泉発電)	新規	小型蒸気・バイナリー発電機の使用前検査に関する規定の見直し	小型蒸気・バイナリー発電機に用いる压力容器(熱交換器、セパレーター等)は、電気事業法以外の国内標準規格(厚生労働省のボイラー・压力容器構造規格)や海外標準規格(米国機械学会(ASME)規格など)で認定された規格品であっても、電気事業法に定めた使用前検査基準に基づいた検査が必要となる(この基準に即した装置の一部改造が必要となる場合がある)。	一定の設備容量以下の小型の発電機については、電気事業法以外で認められた国内標準規格や海外標準規格による認定をもって、例えば書類審査のみとすべきである。	「発電用火力設備に関する技術基準」・「電気工作物の溶接に関する技術基準」(性能規格)・「技術基準(1997年3月)」・「溶接基準(2000年4月)」など	経済産業省					●	●		「発電用火力設備に関する技術基準」	現在、電気事業法において、小型蒸気・バイナリー発電機については、国自ら電気工作物に対して使用前検査を行うこととはなっておらず、当該電気工作物の設置者が自主保安の観点に基づき、自ら技術基準適合性について検査を行う使用前自主検査を行った後にその検査体制について、登録安全管理審査機関に対して、審査を依頼する制度になっている。	技術基準の適合性への確認については、設置者自身の責任になっており、技術基準適合性について第三者機関の協力を得ることが可能である。国に対して届出は不要である。 一定の設備容量以下の小型の発電機については、設置者の責任の下、登録安全管理審査機関による審査を受けることのみで対応が可能であり、国に関しては、その審査結果が登録安全管理審査機関から通知されることとなっている。 ただし、設置者自身が技術基準適合に責任を負うところ、自主保安の観点からは、設置者自身が認証の内容について把握する必要がある。		現行制度でも対応可能。	
51	地熱(温泉発電)	新規	小型蒸気・バイナリー発電機の溶接事業者検査に関する規定の見直し	発電設備の冷却設備は、冷却側の安全サイドに働く機器であることから、従来「溶接検査等に関する質疑応答集(平成2年7月 財団法人発電設備技術検査協会)」に基づき、溶接事業者検査対象外とされていたが、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」の制定により、全ての外部機関が発行した文書が適用除外とされたため、現状は冷却設備も溶接事業者検査の対象となっている。	発電機の冷却装置の最高圧力は500kPa以下となっている装置もあり、一定設備容量以下の小型発電機に関わる冷却設備の溶接部については、従来同様に溶接事業者検査の対象外とすべきではないか。	「電気事業法施行規則」に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈(平成19年7月10日、平成19.06.06原院第1号、NISA-234a-07-3	経済産業省					●	●		「電気事業法施行規則」に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈(平成19年7月10日、平成19.06.06原院第1号、NISA-234a-07-3	発電設備等の電気工作物のうち、ボイラー等に属する耐圧部分等の溶接部については、安全性を確保する観点から、溶接事業者検査の対象としているが、発電に用いる他の機械又は器具を冷却する目的で用いられる冷却器については、安全上のリスクが低い可能性があることから、今後、検討を行うこととしたい。	溶接事業者検査の対象となっている機械又は器具及び圧力の電気工作物については、その使用目的が冷却器であるにすぎず、压力容器が破損した場合による内包される蒸気・流体が漏えいすること等による人体への影響が懸念されるため、安全性を確保する観点から溶接事業者検査の対象としている。 ただし、発電に用いる他の機械又は器具を冷却する目的で用いられる冷却器については、安全上のリスクが低い可能性があることから、今後、検討を行うこととしたい。 現状では、熱交換器(冷却器)であっても、定められた圧力以下のものであれば、溶接事業者検査の対象にはならない。 なお、「溶接検査等に関する質疑応答集(平成2年7月 財団法人発電設備技術検査協会)」において、発電設備に係る冷却設備が、溶接事業者検査対象外とされた経緯及び技術的根拠は不明。		平成24年度中に検討を行い、必要であれば措置。	
52	小水力	FU	小水力発電設備の保安規制の見直し①(一般用電気工作物の範囲の拡大)	ダムを有しない小水力発電施設について一般電気工作物の最大出力の範囲が20kW未満まで拡大されたが、最大使用水量1m ³ /s未満との条件が付されている。(なお、太陽光発電施設は50kWまで緩和されている)	ポンプで揚水する場合と水車で発電する場合とは、その原理や発電機の種類、配管、主回路等はほぼ同一である点を鑑みて、ポンプで揚水する電気工作物と同様に、50kW未満の小水力発電設備は一般電気工作物と見なすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●	■	電気事業法施行規則第48条	小水力発電設備において、一般用電気工作物とする範囲を現行の20kW未満から50kW未満へ引き上げることは、直ちに对应できるものではない。	小水力発電設備における一般用電気工作物の範囲の拡大については、平成22年1月に総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 小型発電設備規制検討ワーキンググループにおいて検討を行った結果、水車に流入する水量がおよそ1m ³ /s程度であれば、これが溢水・漏水することとなったとしても、公共の安全の観点から重大な影響をもたらすことはないことが検証された。逆に1m ³ /sを超える場合には、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、最大使用水量1m ³ /sを1つのしきい値とすることが適当である。 出力20kWを超える水力発電設備については、水量が1m ³ /sを超えるケースが多く、公共の安全に対する危険性が高いため、引き上げを行うべきではない。				
53	小水力	FU	小水力発電設備の保安規制の見直し②(一般用電気工作物の範囲から使用水量条件を削除)	“	現行の電気事業法の規制においては、発電設備の規模は発電出力で示されていることから、使用水量規制は廃止し、発電出力のみで規定すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●	■	電気事業法施行規則第48条	小水力発電設備において、一般用電気工作物の範囲から使用水量条件を削除することについては、直ちに对应できるものではない。	小水力発電設備における一般用電気工作物の範囲の拡大については、平成22年1月に総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 小型発電設備規制検討ワーキンググループにおいて検討を行った結果、水車に流入する水量がおよそ1m ³ /s程度であれば、これが溢水・漏水することとなったとしても、公共安全の観点から重大な影響をもたらすことはないことが検証された。逆に1m ³ /sを超える場合には、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、最大使用水量1m ³ /sを1つのしきい値とすることが適当である。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
54	小水力	FU	小水力発電設備の保安規制の見直し③(工事計画届出不要範囲等の見直し)	小水力発電設備(事業用電気工作物)に関しては200kW以上の小水力発電設備には工事計画届出及び使用前安全管理審査が求められる。(現在、太陽光は500kWから更に拡大する方向で検討されている)	小水力発電設備(事業用電気工作物)に関しては、他の再生可能エネルギー間の不平等を是正するため、500kW未満は工事計画届出を不要とする他、電気主任技術者の不選任承認の範囲を引き上げるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●				●	■		電気事業法施行規則第48条	小水力発電設備(事業用電気工作物)に関して、工事計画の届出が不要となる範囲について、現状の200kW未満から500kW未満へ引き上げることや電気主任技術者の不選任承認(外部委任)の範囲の拡大について、直ちに対応できるものではない。	小水力発電設備における一般用電気工作物の範囲の拡大については、平成22年1月に総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 小型発電設備規制検討ワーキンググループにおいて検討を行った結果、水車に流入する水量がおよそ1m3/s程度であれば、これが溢水・漏水することとなったとしても、公共安全の観点から重大な影響をもたらすことはないことが検証された。逆に1m3/sを超える場合には、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、最大使用水量1m3/sを1つのしきい値とすることが適当である。 水のエネルギーについては、これが大きい場合には、機械の故障や人為ミスが発生した際に、水車発電機や水路などの設備に損傷をもたらし、公共の安全に対する重大な影響を及ぼす可能性があるが、落差がおよそ30m未満であれば圧力に換算すると0.3MPaであり、一般的な水力発電機に影響をもたらすことはないものと考えられる。 水量1m3/sで落差が30mの水を用いた小水力発電設備の発電出力は、おおむね200kWである。したがって、出力200kWを超える水力発電設備については、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、工事計画の届出及び電気主任技術者を不要とすることはできない。		
55	小水力	新規/FU	小水力発電設備の保安規制の見直し④(ダム水路主任技術者の選任範囲の見直し)	ダム水路主任技術者の選任範囲の見直しがなされ、200kW未満の水力発電施設については、一定要件を満たす場合に選任が不要となった。(H23年3月施行)	ダム水路主任技術者の選任を不要とする範囲に関して、500kW未満まで引き上げるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●				●	詳細56	電気事業法施行規則第48条	ダム水路主任技術者の選任を不要とする範囲に関して、現状の200kW未満から500kW未満まで引き上げることについては直ちに对应できるものではない。	小水力発電設備における一般用電気工作物の範囲の拡大については、平成22年1月に総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 小型発電設備規制検討ワーキンググループにおいて検討を行った結果、水車に流入する水量がおよそ1m3/s程度であれば、これが溢水・漏水することとなったとしても、公共安全の観点から重大な影響をもたらすことはないことが検証された。逆に1m3/sを超える場合には、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、最大使用水量1m3/sを1つのしきい値とすることが適当である。 水のエネルギーについては、これが大きい場合には、機械の故障や人為ミスが発生した際に、水車発電機や水路などの設備に損傷をもたらし、公共の安全に対する重大な影響を及ぼす可能性があるが、落差がおよそ30m未満であれば圧力に換算すると0.3MPaであり、一般的な水力発電機に影響をもたらすことはないものと考えられる。 水量1m3/sで落差が30mの水を用いた小水力発電設備の発電出力は、おおむね200kWである。したがって、出力200kWを超える水力発電設備については、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクがあることから、工事計画の届出及び電気主任技術者を不要とすることはできない。			
56	小水力	FU	小水力発電設備の保安規制の見直し⑤(ダム水路主任技術者の資格要件の見直し)	公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電施設については、一定の条件の下、外部の有識者をダム水路主任技術者に選任することを可能とする方向で見直しがなされているところである。	高さ70m未満のダム又は588kPa未満の導水路に500kW以上の設備を設置する場合、ダム水路主任技術者は高卒以上で土木工学を履修して卒業した者、又は、第2種ダム水路主任技術者と同等以上の知識と技能を持つ者でも可能とはどうか。	電気事業法	経済産業省		●				●	■	詳細56	電気事業法第43条第2項「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」電気事業法施行規則第56条	高卒以上で土木工学を履修して卒業した者、又は、第2種ダム水路主任技術者と同等以上の知識と技能を持つ者でもダム水路主任技術者として選任することは可能である。	第二種ダム水路主任技術者の免状交付は、学歴と学歴に応じた実務経験によりなされるため、第二種ダム水路主任技術者と同等以上の知識を持つものであれば、免状交付がなされる可能性がある。 また、自家用電気工作物を設置する者は、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。 高さ70m未満のダム又は588kPa未満の導水路に500kW以上の水力発電設備を設置する場合にあっては、第二種ダム水路主任技術者が保安の監督をすることができる。そのため、現行制度においても対応可能となっている。	現行制度でも対応可能。	
57	小水力	FU	小水力に係る従属発電に関する届出制の導入	小水力発電に関しては、従属発電に係る水利使用許可手続の簡素化・標準処理期間の短縮化、一定の小水力発電に係る河川環境調査等の不要化を行う予定(平成23年度中措置)。	小水力に係る従属発電に関しては、既に河川法上の許可を得ており、河川の水量に変化を与えるものではないと考えられることから、水利使用の申請を届け出制とすることで、早期に小水力発電が設置できるようにすべきではないか。(特区対応ではなく全国レベルでの対応をお願いする。)	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条	更なる許可手続の簡素化・迅速化を図ります	一定の従属発電については、平成23年1月28日の河川法施行令改正(同年3月1日施行)により、権限の移譲を図ったところ。 また、従属発電に関する許可については、「総合特別区域法」(平成23年8月1日施行)及び「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年12月26日施行)にて手続の簡素化・迅速化を図っているところ。 今般、それらに加えて、全国で数を限定することなく認定され得る「構造改革特別区域法」の改正において、「総合特別区域法」等と同様の措置を講ずることとします。 さらに、上記以外の従属発電についても、全国的対応として、水利使用に関する処分に係る標準処理期間の短縮化を検討します。 なお、届出制に関しては、農業用水等を活用した小水力発電は、農業用水等に従属するとはいえ、「流水の占用」を行っていることに変わりはなく、農業用水等と同様に水利使用の許可が必要であると考えます。	平成24年度中	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	工本環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
58	小水力	FU	小水力発電の導入に向けた水利使用許可の合理化	水利使用は、「特定水利利用」「準特定水利利用」「その他の水利利用」に分類されるが、小水力発電は取水量や設置設備の規模の大小に係わらず「特定水利利用」としての許可が必要となる。	河川への影響が少ない小水力発電については、取水量や発電設備の規模(発電規模等)を用いて小水力発電の範囲を定め、当該発電水利権については「準特定水利利用」と区分することで許可手続を合理化できないか。	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条 河川法第9条第2項 河川法施行令第2条、第45条	更なる許可手続の簡素化・迅速化を図ります		<ul style="list-style-type: none"> 一定の従属発電については、平成23年1月28日の河川法施行令改正(同年3月1日施行)により、権限の移譲を図ったところ。 また、従属発電に関する許可については、「総合特別区域法」(平成23年8月1日施行)及び「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年12月26日施行)にて手続の簡素化・迅速化を図っているところ。 今般、それらに加えて、全国で数を限定することなく認定される「構造改革特別区域法」の改正において、「総合特別区域法」等と同様の措置を講ずることとする。 さらに、上記以外の従属発電についても、全国的な対応として、水利使用に関する処分に係る標準処理期間の短縮化を検討します。 	平成24年度中
59	小水力	FU	小水力発電に係る許可手続の簡素化①(添付書類関係)	小水力発電については、発電規模や河川流量の大小に係わらず大規模水力発電と同様の河川法上の許可手続が求められている。	現状、小水力発電の水利権取得申請に際して、「添付図書」として膨大な資料の提出が求められている。取水量や発電設備の規模(発電規模等)に応じて、必要な添付図書を簡素化出来ないか。 特に、「発電所工事計画に係る図書」として、取水口、放水口の設計計算書、ヘッドタンク構造図や水路横断面図等の提出が求められているが、提出書類から除く方向で整理すべきではないか。 加えて、「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、河川管理担当者の裁量によって、書類が追加されたり、協議途中で担当者が異動になると必要書類の方針が変更となるケースがある。そのため、使用する流量や発電規模、河川環境等に応じて、どのような書類が必要となるのか共通化してはどうか。	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条、第26条第1項 河川法施行規則第11条	対応を検討します		<ul style="list-style-type: none"> 従属発電の申請手続については、他の利水者への影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等を示す一部の添付図書を除き、H17年に申請書類の大幅な省略を可能としたところ。 減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されない発電水利使用については、環境調査等は不要とする等、添付図書を必要最小限のものに限ることを周知徹底します。(平成23年度中) 河川法施行規則第40条の規定により、申請者添付図書の一部を省略できるものとしており、添付図書を必要最小限のものに限ることを周知徹底し、一貫した対応とするよう図ります。 	平成24年度中 (一部平成23年度中措置)
60	小水力	FU	小水力発電に係る許可手続の簡素化②(使用水量の算出根拠関係)	水利使用の許可申請書類の使用水量の算出の根拠として、河川流量の10ヶ年の実測値を提出する必要があり、河川管理されていない河川では、流量観測に時間及び費用を要している。	小水力発電については、取水量や発電設備の規模(発電規模等)に応じて、過去1年間分のデータで可能とする等流量測定期間を短縮し、許可手続を簡素化すべきではないか。 仮に、過去1年間分に短縮できないのであれば、例えば、測水所のデータを開示する等、データ調査が容易になるような措置を講じてはどうか。	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条 河川法施行規則第11条	対応を検討します		<ul style="list-style-type: none"> 従属発電の申請手続については、他の利水者への影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等を示す一部の添付図書を除き、H17年に申請書類の大幅な省略を可能としたところ。 なお河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者に提供するなど、申請者の負担軽減に努めます。 	平成24年度中
61	小水力	FU	小水力発電に係る許可手続の簡素化③(河川維持流量関係)	河川維持流量の算出を行う際、1月、2月等の減水期に関して当該河川の環境調査を行う必要があるが、調査報告に係る手続に時間を要している。	小水力発電については、①環境調査を簡素化するか、②河川の流量や河川環境に応じて標準的な維持流量を設定し、当該流量を用いることで環境調査を不要とするか、のいずれかとすればよい事としてはどうか。	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条 河川法施行規則第11条	対応を検討します		<ul style="list-style-type: none"> 減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されない発電水利使用については、環境調査等は不要とする等、添付図書を必要最小限のものに限ることを周知徹底します。 	平成23年度中
62	小水力	FU	小水力発電に係る許可手続の簡素化④(動植物に係る調査関係)	流量の検討を行うにあたって、「動植物のための維持流量調査」を行う必要があり、代表魚種の選定に当たっては、取水量の規模に関わらず、当該河川での検討会を開くなどして魚類の専門家を含めた関係者の意見聴取が必要な状況。	小水力発電については、使用水量も相対的に少なく、魚類等に与える影響も少ないと考えられることから、文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定できるようにする等、取水量や発電設備の規模(発電規模等)等に応じて、事前調査を簡素化すべきではないか。	河川法、正常流量検討の手引き	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条 河川法施行規則第11条	対応を検討します		<ul style="list-style-type: none"> 小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進めます。 	平成23年度着手済み
63	小水力	FU	小水力発電に係る許可手続の簡素化⑤(休止していた小水力発電に係る手続関係)	休止していた小水力発電を再利用する際にも、新たに河川法上の関係調査を行った上で、許可手続が必要となる。	休止期間が短い場合には、休止前と比べて河川環境が大きく変化しているとは考えられないことから、過去の資料を用いることを許容し、新たに魚類等の環境調査は課さないこととすべきではないか。	河川法	国土交通省		●				●	■	詳細54	河川法第23条 河川法施行規則第11条	対応を検討します		<ul style="list-style-type: none"> 河川の流況、環境等を個別に判断する必要があり、一律に対応することは困難ですが、実態上新たな調査を省略できることが可能と判断できる場合は、省略するなど柔軟に対応します。 	平成24年度中

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄			
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応可能な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
64	小水力	新規	取水量管理の柔軟化による効率的な運用①(河川維持流量の維持を基本とする運用)	許可取水量の管理に関しては、瞬時値が採用されてしまうため、いわゆる流水の「ゆらぎ」や洪水時などに、許可取水量を瞬間的に超えてしまう可能性があるため、出力抑制運転(5%程度)となっている。	小水力発電については、取水量や発電設備の規模(発電規模等)に応じて、取水量管理の柔軟化による効率的な発電運用を可能とするため、水利使用規則において、許可取水量に係る規定を廃止した上で、河川維持流量及び既得水利権量を超えない範囲で取水を可能とはどうか。	河川法	国土交通省		●			●			河川法第23条、第90条 「河川法の施行について」(昭和40年6月29日建河発第245号河川局長通達)	対応を検討します			・許可取水量は水利権を構成する根本事項であり、水利使用規則に定めることは不可欠と考えています。 なお、ご指摘の課題に対しては、発電事業者と共同でより効率的な取水ルールの策定を検討中です。	平成24年度中
65	小水力	新規	取水量管理の柔軟化による効率的な運用②(許可取水量管理の柔軟化)	〃	上記(河川維持流量の維持を基本とする運用)の考え方が認められない場合、許可取水量の管理は、24時間平均値等を採用するなど、河川への影響のない範囲で合理化・緩和してはどうか。	河川法	国土交通省		●			●			河川法第23条、第90条 「河川法の施行について」(昭和40年6月29日建河発第245号河川局長通達)	対応を検討します			・許可取水量は水利権を構成する根本事項であり、水利使用規則に定めることは不可欠と考えています。 なお、ご指摘の課題に対しては、発電事業者と共同でより効率的な取水ルールの策定を検討中です。	平成24年度中
66	小水力	新規	普通河川の技術基準に関する周知	普通河川については、「普通河川の技術基準」において河川管理設置の際の技術基準が定められているが、都道府県によっては、洪水・氾濫の恐れのない普通河川においてコンクリート構造等の取水設備を要求する等、一級河川、二級河川と同様の設備仕様求められるケースが生じている。	普通河川に係る申請・審査が適切に行われ、普通河川の技術基準に基づき運用が行われることを地方整備局及び地方自治体に周知徹底して頂きたい。	普通河川の技術基準	国土交通省					●				【事務局コメント】 ※本案件は、国による規制とは異なることから、検討の対象外とした。				
67	バイオマス	FU	バイオマス発電燃料に関する産業廃棄物処理法の適用除外	発電燃料となるバイオマスに関しては、有価物判断に関する国の明確な判断基準がないことにより、産業廃棄物と見なされることで電気事業用の燃料として使用することができないため、バイオマスの使用拡大の妨げとなっている。また、生活環境影響調査の対象となるケースがあり、手続等に時間を要する点も問題となっている。	廃棄物由来の発電燃料(食品残渣、鶏糞、汚泥等も含む)は、有価物とみなすとする環境省の技術的指導(例えば熱量が2000kJ/kg以上のもので発電燃料として使うものは廃棄物ではない、RPS又は買取り対象燃料については廃棄物とみなさない等)を明示することで、バイオマス発電の普及促進につなげるべきではないか。	廃棄物処理法	環境省		●	●		●	■	詳細57 /詳細59	廃棄物処理法第2条	・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 ・上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けませんが、当該廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、国において行うものではなく、都道府県等が個別の事案ごとに判断することとなります。 ・なお、バイオマス資源のうち、燃料としての価値を有するものについては、既に有価物として市場に流通していることから、「発電燃料となるバイオマスに関しては、有価物判断に関する国の明確な判断基準がないことにより、産業廃棄物と見なされる」との御指摘は、事実誤認です。 ・仮に発電燃料としての適切な性状を有し、有償取引の実態があるなど、総合判断の結果、本来有価物と見なされるべきものが廃棄物として取り扱われた等の個別具体的な事案があれば、当省まで御相談ください。				
68	バイオマス	FU	木質バイオマスの燃焼灰に関する廃棄物処理法の適用除外	〃	建築廃材などが混入されていない燃料灰については、草木灰と同様に廃棄物処理法の対象外とするべきではないか。	廃棄物処理法	環境省		●				■	詳細57 /詳細59	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	建築廃材などが混入されていない燃料灰を一律に廃棄物処理法の対象外とすることは困難です。			・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 ・上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けませんが、当該廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、国において行うものではなく、都道府県等が個別の事案ごとに判断することとなります。 ・なお、草木灰は一律に廃棄物処理法の対象外とはされておらず、廃棄物か否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、判断する必要があります。	
69	バイオマス	新規	サーマルリサイクル条件の見直し	食品工場から排出される食品残渣物の中には有用なバイオマス燃料となり得るものがあるが、食品リサイクル法上、サーマルリサイクル(廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること)は条件付きでしか認められていない。	マテリアルリサイクルと同様に、サーマルリサイクルも電気を生み出す非常に有用なリサイクルの一部と考え、バイオマス発電に関しては、サーマルリサイクル条件を緩和してはどうか。	食品リサイクル法	農林水産省 環境省		●					詳細59	・循環型社会形成推進基本法第7条 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の基準を定める省令第1条 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第1条第2項	御提案については、循環型社会形成推進基本法では循環資源の循環的利用について、原則として再使用及び再生利用が困難な場合において、熱回収を行うことができるという優先順位が定められており、これに基づき、食品循環資源については、食品リサイクル法において、熱回収を行う際は、近隣にリサイクル施設がない等、再生利用が困難な場合にのみ熱回収を行うことができることとされています。 食品リサイクル法では、平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府はこの法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定しています。 したがって、改正法施行から5年経過後である平成24年度中において、循環型社会形成推進基本法の原則も踏まえ、御提案についても検討して参ります。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
70	バイオマス	新規	工場立地法上の取扱いの見直し④(バイオマス発電所に係る対象除外の拡大)	工場立地法上では、工場の敷地に占める生産施設面積の比率を業種により30%~65%と規定するとともに、敷地面積の25%を緑地又は緑地以外の環境施設にしなければならない。	バイオマス発電所(但し、その過半をバイオマス燃料とする発電所であり、少量の混焼型ではない)に関しては、その環境価値を鑑みて、水力・地熱発電所と同様に、工場立地法届け出対象設備から除外すべきではないか。	工場立地法	経済産業省								工場立地法は、工場立地が周辺住民との調和を図りながら、適正に実施させることを目的としたものである。そのため、水力、地熱発電所は住民から離れた場所に立地されていること、あるいは他の法令の規制により、周辺住民の生活環境に問題となる可能性が極めて小さいものとなることから、周辺住民との調和が達せられているものとして政令で届出対象から除外しているところ。他方、燃料の過半をバイオマス燃料とする発電所については、周辺地域の環境に与える影響が、火力発電所と同様であり、工場立地法の届出対象としている。	バイオマス発電施設については、新しいエネルギー供給システムとして重要性が高まっていることは承知する一方、火力発電施設と同様に、環境負荷物質を排出するものであることから、周辺地域の生活環境との調和に重きを置く同法の法目的を踏まえると、工場立地法の届出対象設備から除外することは適当ではない。			
71	バイオマス	新規/FU	バイオマス混焼時の買取制度上の解釈	バイオマス混焼発電所の発電電力の内、化石燃料による発電出力分とバイオマス燃料による発電出力分を分け、後者のみ売電したいとの要望があるが、買取制度の解釈では、全電源平均での売電(即ち、バイオマス燃料による発電分の一部のみ売電可能)とされている。	再生可能エネルギー買取法の趣旨に併せ、バイオマス発電出力部分のみを売電可能とするよう、解釈を柔軟に見直しはどうか。	再生可能エネルギー特別措置法	経済産業省					詳細67	電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	御提案の考え方を採用することはできない。	バイオマス混焼発電設備は、化石燃料とバイオマス燃料が渾然一体となって燃焼することで電気を作り出すものであり、発電された電気について、一定量までは100%バイオマス燃料によって発電された電気とみなし、一定量を超えた分については100%化石燃料によって発電された電気であるとみなすことは、バイオマス混焼発電設備における物理的な電気の発生過程からは乖離した考え方である。これを仮に100%バイオマス燃料によって発電された電気と100%化石燃料によって発電された電気とに観念的に峻別し、100%バイオマス燃料による電気のみが系統に流れているとみなそうとすると、系統に流れた電力量が真にバイオマス燃料由来の電気かどうかを確認するため、発電機における総発電量や総発電量に占めるバイオマス電力分が系統送電電力量を超えているか等を定期的にチェックする必要があるが、そうしたチェックのために必要なデータの正確性・客観性の担保が困難である。以上のような理由から、RPS法の下ではバイオマス混焼発電設備で発電された電気については、系統に流れた電力量に常に一定割合のバイオマスが含まれるものとらえた制度の運用を行っているところであり、その他の制度においてもこれにならった考え方が採用されている。こうした中で、御提案のような方法を採用した場合、バイオマス混焼発電設備で発電された電気のバイオマス分のとらえ方について複数の方法が混在することになると、それが発電する者の意向によって変わり得るため、制度が不安定化すると考えられる。				
72	バイオマス	新規	電気事業用ボイラへの廃掃法適用除外	電気事業は発電計画に基づき燃料を調達し、計画的に発電している。燃料も種類ごとに管理している。焼却が主たる目的のコミ発電とは違う。しかし、電気事業用ボイラで廃棄物由来の燃料を使用する場合に廃掃法を適用される場合がある。	電気事業用ボイラの燃料は電気事業法に基づき種類ごとに届出制になっており、排気ガス性状の説明も必要とされている。環境保全に対する担保はなされているため、廃掃法の適用除外とする。	廃棄物処理法	環境省						詳細59	廃棄物処理法第2条	・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 ・上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けませんが、当該廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、国において行うものではなく、都道府県等が個別の事案ごとに判断することとなっております。 ・なお、バイオマス資源のうち、燃料としての価値を有するものについては、既に有価物として市場に流通しております。 ・御指摘の「電気事業用ボイラで廃棄物由来の燃料を使用する場合に廃掃法を適用される場合がある」との御指摘が、具体的にどういった場合を念頭に置かれているのか定かではありませんが、仮に、発電燃料としての適切な性状を有し、有償取引の実態があるなど、総合判断の結果、本来有価物と見なされるべきものが廃棄物として取り扱われた等の個別具体的な事案があれば、当省まで御相談ください。				
73	電池	新規/FU	リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化	リチウムイオン電池に係る消防法上の危険物取扱い規制の見直しについては、「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」において得た結論に基づき、消防法令の改正等に着手している。	消防法上の危険物取扱い規制の見直し動向を踏まえ、建築基準法上の用途地域別に、貯蔵可能量など、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化するべきではないか。	建築基準法	国土交通省						詳細71	建築基準法第48条	建築基準法第48条の用途規制により、リチウムイオン電池の電解液の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については各用途地域ごとに建築可能な規模が定められている。 ただし、同条のただし書による特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える危険物の貯蔵等に供する建築物を建築することは可能。	現行の建築基準法第48条の用途規制では、例えば低層住居系用途地域における店舗等に附属してリチウムイオン電池を保管する場合には電解液(第四類第二石油類)の量で5000リットル(通常のリチウムイオン電池(1本当たり電解液量2ml程度)約250万本相当)まで貯蔵が可能となっている。 このような状況において、各用途地域における貯蔵量等の見直しの必要性、消防法の見直し動向を踏まえ、必要に応じてリチウムイオン電池の普及のための措置を検討する。	消防法の見直し動向等を踏まえ、必要に応じて検討を開始する。		
74	電池	FU	逆潮流防止装置設置に係る運用見直し	逆潮流を希望する電源について逆潮流を認めない運用をしていると捉えられる事例があるため、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインや電気設備の技術基準の解釈に沿った対応を求める。	自家発・分散型電源の系統連系協議に際しての運用見直しとしているが、今後の蓄電池の普及を踏まえて、蓄電池設備からの逆潮流に関するものも同様に認めるべきではないか。	電気事業法	経済産業省						詳細26	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインにおいて、既に蓄電池も適用対象となっているため、逆潮流することが可能となっている。	措置済み			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
75	環境アセス	FU	必要な環境アセスの期間短縮	環境影響評価に際しては、方法書や準備書の意見を求める手続において、個別に一般人、市長、知事、大臣などから意見聴取する手続となっている。	意見を求める手続について可能なものについては並行する、申請前の事前調整期間を短縮化するなどにより手続を簡素化すべきではないか。	環境影響評価法	環境省		●			●	■	詳細53	環境影響評価法	対応困難である。	(並行した意見提出について) 方法書及び準備書の作成段階においては、それらの案に対し、環境の保全の見地からの意見を有する者、市町村長、都道府県知事が意見を述べることになっているが、都道府県知事の意見は、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見に配慮し、市町村長の意見を勘案して述べられるものであるため、これらを同時並行で行うことはできない。 また、許認可等権者の意見は、免許等の行政処分環境影響評価の結果が反映されるようにするため、事業者が都道府県知事の意見を勘案して評価書を作成した段階で提出される必要がある。 以上より、各主体からの意見提出を同時並行で行うことは制度上不適切である。 (意見提出期間の短縮化について) 「申請前の事前調整期間」の定義が不明であるが、意見提出の期間については、環境影響評価法制定以前から行われていた環境影響評価に関する諸制度の実績及び継続性等を勘案した上で、地方公共団体等における適切な意見形成に必要な期間が確保され、かつ様々な法対象事業種の事業者にとって過重な負担とならないように設定されたものである。地方公共団体等の意見形成の基となる適切な調査を行う期間のためにも必要な期間として設定されているものであることから、現行の仕組みは合理的なものとする。		
76	環境アセス	FU	火力発電所リプレースにおける戦略的環境アセスメント(SEA)に伴う配慮書の意見聴取の免除	戦略的環境アセスメント(SEA)の目的は、事業に先立つ早い段階で、着しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図ることにある。	土地改変等の環境影響が限定的で、かつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる火力発電所リプレースにおいては、計画段階環境配慮書の意見聴取の努力義務を免除すべきではないか。	環境影響評価法	環境省					●	■	詳細53	環境影響評価法第3条の七	対応困難である。	火力発電所のリプレース事業は新しい火力発電所の建設と一体で行われるものであり、火力発電所の建設は規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に該当するため、法の趣旨に基づき適切な環境配慮を行い、地域住民等との情報交流など透明性の高い手続を進めていくためには計画段階環境配慮書の意見聴取に努めることはきわめて重要であると考え、当該手続そのものは努力義務としている。		
77	環境アセス	FU	火力発電所リプレースにおける戦略的環境アセスメント(SEA)に伴う環境大臣及び主務大臣の配慮書意見提出期間の短縮	〃	土地改変等の環境影響が限定的で、かつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる火力発電所リプレースにおいては、環境大臣及び主務大臣による計画段階環境配慮書の意見提出期間を短縮し、手続の迅速化・合理化を図るべきではないか。	環境影響評価法	環境省					●	■	詳細53	環境影響評価法第3条の五、第3条の六	下記のとおり、今後の検討事項である。 計画段階環境配慮書における意見提出の期間については、事業の早期段階からの環境配慮を可能とする仕組みをすでに導入し実施している地方公共団体の制度や、国の公共事業における同様の取り組みの実績等を踏まえた上で、環境大臣及び主務大臣における適切な意見形成に必要な期間が確保され、かつ様々な法対象事業種の事業者にとって過重な負担とならないよう、今後設定する予定。			
78	環境アセス	FU	火力発電所リプレースに先立つ工作物の撤去制限の合理化	環境影響評価法に基づく基本的事項では、「対象事業の一部」として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、これらの撤去又は廃棄に係る影響評価が必要とされており、単独の撤去工事であれば評価不要な内容についても、火力発電所をリプレースする場合には評価が必要であり、リプレースにおける新設工事の開始が遅れる原因の1つとなっている。	リプレースではない単独の工作物撤去若しくは廃棄との整合性を図るため、環境影響評価法に基づく基本的事項の「対象事業の一部」の解釈として、リプレースに先立つ工作物撤去若しくは廃棄は、これに含まないこととすべきではないか。	環境影響評価法	環境省		●	●		■	詳細53	環境影響評価法第2条の1	対応困難である(一部措置済み)	火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄は対象事業の一部となることから、一概に対象外とすることは適切ではない。 ただし、撤去・廃棄について環境影響はない又はきわめて小さいことが明らかである等の整理が可能である場合は、従来通り、環境影響評価の対象としないことは可能である。			
79	環境アセス	新規	PPS等の発電所建設の促進①(一定規模以上の発電所アセス緩和)	一定規模以上の発電所建設の場合(火力の場合11.25万kW以上)、環境影響評価法にもとづく環境アセスメントに3年以上を要することから、発電所建設の計画から稼働までのリードタイム長期化(計画から最長で7~8年)を招き、発電事業の不確実性・リスク増大の要因となっている。	環境アセスメントを一律的に適用するのではなく、条件(Nox排出濃度等)によっては手続を簡略化(期間の短縮化)するなど、環境への影響を配慮しつつも柔軟な運用ができる措置を講じるべきではないか。	環境影響評価法	環境省	●	●					環境影響評価法	対応済み。	環境影響評価の項目及び当該項目に係る調査、予測、評価の手法については、その選定指針及び参考となる項目・手法が事業種ごとに主務省令として定められており、当該指針に基づき、事業者が個別事業ごとに、対象とする項目及び手法を選定することとなるが、従来より、事業特性、地域特性、環境保全の観点からの意見等に応じて、例えば参考項目を選定しなかったり、参考手法より簡略化された手法を選定するような簡略化などを行い、メリハリの利いた項目及び手法を選定することができる仕組みとなっている。 なお、手続の迅速化・合理化の観点から、弾力的な運用によって対応するために、火力発電所のリプレースにおいて、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を平成23年3月に取りまとめ、公表した。			
80	環境アセス	新規	PPS等の発電所建設の促進②(小中規模発電所アセス緩和)	震災を踏まえた供給力確保手段のリスクヘッジの観点から、小中規模電源の分散設置も推進されると認識しているが、自治体によっては条例により環境影響評価法より厳しい容量基準を設定しているケースがある(横浜市・大阪市・神戸市:2万kW以上、名古屋市・福岡市:5万kW以上など)	小中規模発電所の建設についても環境負荷に応じて自治体条例を緩和するよう通知、ガイドライン等により国の考え方を示すべきではないか。	環境影響評価法	環境省	●	●					環境影響評価法	対応困難である。	環境影響評価法においては、地方公共団体が環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合において、その対象とする事業の環境配慮の確保の必要性の程度に応じて適切な内容の環境影響評価手続を規定することを求めているが、地方公共団体が条例等において地域の自然的・社会的条件等を勘案し環境影響評価手続を定めるに当たっては、地方自治の観点から、それぞれの団体の判断に任せられるべきであり、国が関与すべきではないと考える。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
81	環境アセス	新規	PPS等の発電所建設の促進③(一般電気事業者以外の発電所アセス緩和)	震災後、供給力不足に対する措置として東電・東北電のみが発電所建設時の環境アセスメントを免除されているが、エリア内の供給力確保については他事業者が建設しても効果は同様である。	一般電気事業者(東電・東北電)以外の事業者の電源に対しても環境アセスメントの緩和措置を適用すべきではないか。	環境影響評価法	環境省		●							環境影響評価法	対応困難である。	環境影響評価法においては、災害対策基本法に基づき指定公共機関等が実施する災害復旧事業について、環境アセスメントの義務規定を適用しないこととされている。これは、災害対策基本法において指定公共機関等として位置づけられ、災害復旧に責任を負う東京電力及び東北電力が、今般の震災により失われた電気供給力を補うために行わなければならない発電設備の増強について、その供給義務を果たすための措置として特例が認められているものであり、指定公共機関等ではなく、災害復旧に責任を負わない事業者については、環境影響評価法の適用除外の対象にはならない。		
82	環境アセス	新規	PPS等の発電所建設の促進④(コロケーションルールの整備)	競争政策や一般電気事業者以外の事業者による電源建設促進の観点から、送配電網と発電所の建設を一体的に行ってきた。	発電所建設に有利な条件が整っていると想定される一般電気事業者の発電所敷地内へのPPS等の電源建設を可能とする制度上の措置(コロケーションルールの整備)を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●								経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
83	取引所	FU	卸電力市場の整備・活性化①(電源の拠出)	卸電力市場の活性化は、新規参入者の電源調達機会拡大の観点から近年の電気事業制度改革の主要テーマとなってきたが、小売販売電力量に対する取引所取引の比率は、設立後6年を経過した平成22年度実績で市場全体のわずか0.6%程度である。電力売買の適切な価格指標の形成・発信による新規電源建設の促進が求められているところ。	市場シェアの大部分を占める一般電気事業者に対して、卸電力取引所での一定規模(自社の供給力の2-3割以上)の電源の拠出(玉出し)・調達を義務化する措置を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細28					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
84	取引所	FU	卸電力市場の整備・活性化②(マーケットメイク)	〃	市場シェアの大部分を占める一般電気事業者に対して、一定の幅の範囲内で取引所での売り価格と買い価格の入れを同時に義務付ける措置(マーケットメイク義務化及び市場メニューの設計)を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細28					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
85	取引所	FU	日本卸電力取引所におけるゼロヒモ付けルールの廃止	ゼロ紐付ルールについては、発電事業者の電源トラブル対応の容易化の観点から日本卸電力取引所にて検討を実施しているところであるが、発電事業者がより積極的に電力供給事業に参画しやすくなる観点から、系統利用ルールに踏み込んだ見直しが必要である。	電源の紐付けルールを廃止し、発電地点と販売先(事業者)管理ではなく、一般電気事業者が自社電源等の運用に適用しているものと同様に、発電エリア単位での管理のみとするといった系統利用ルールの見直しをすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細12					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
86	取引所	FU	卸電力取引所の中立化・法定化①(組織の見直し)	現在の日本卸電力取引所は「私設・任意」の団体と位置付けられており、市場参加者(取引会員)である一般電気事業者・特定規模電気事業者・発電事業者により運営されている。しかしながら、当該利害関係者による卸電力取引所の運営は、ルール通りの運用面では適切に行われるものの、ルール的大幅な見直しや中長期プランの策定等に関しては、困難な状況となっている。	活性化に向けた運用ルールの柔軟な見直し等が円滑に行われるために、利害関係者が直接的に関与しない組織・運営形態への見直しをすべきではないか。電力系統利用協議会も同様とすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細27	(後段) 一般社団法人電力系統利用協議会				経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討 また、一般社団法人電力系統利用協議会では、運用ルール等の改正に当たって、中立性を確保する観点から、中立者(学識経験者)、発電事業者(PPS、卸供給事業者、自家発電)、電気事業者から構成された委員会において決定されている。	(前段) 現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
87	取引所	FU	卸電力取引所の中立化・法定化②(権限の強化)	〃	一般電気事業者が国内の電源の大部分を保有する現況において、取引所取引の活性化に必要な行動が十分とられていない事業者に対する業務改善命令を発出するなど、日本卸電力取引所が一定権限を持つて機動力ある行動がとれるよう法定化すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細27					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
88	取引所	FU	卸電力取引所の中立化・法定化③(定期チェック)	〃	所轄庁(経済産業省)等においても、制度改革の趣旨に沿った形で日本卸電力取引所の活用が行われていることを定期的にチェックする仕組みを構築すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			詳細27					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄									
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期					
89	取引所	新規	卸電力取引所における事業者別排出係数の算定方法の見直し	日本卸電力取引所では、発電設備が特定されないスポット取引と、発電設備が特定される先渡し取引があるが、CO2排出係数は、一律に事業者別排出係数で算定されている。	発電設備が特定される先渡し取引による電気の受け渡しの際には、当該発電設備の固有の排出係数を利用できるようにし、環境負荷の小さな発電設備の取引(流動性)を高めるようにすべきではないか。	電気事業法	経済産業省							●		詳細28	地球温暖化対策の推進に関する法律 電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について	電気事業者ごとの排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律及び、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」などに基づき、算出方法が定められている。日本卸電力取引所の先渡し取引は、電力量と価格に基づき取引しており、取引成立前に電源が特定する取引となっていない。このため、先渡し取引による電力の受け渡しについて事後的に判明する電源の排出係数を用いることは適当でなく、他の事業者への影響等を考慮すると日本卸電力取引所の排出係数で算定することが適当である。なお、環境負荷の少ない電力を取引するために、グリーン電力卸取引が整備されている。	左記の通り					
90	IPP	FU	卸・IPPの発電余力の活用	11月に経済産業省より「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的なスキームについて」という指針が公表されたが、実質的に余力が活用されているかどうかの確認、及び実施状況を踏まえた一層の改善措置が必要である。	当事者間の協議が余力活用契約締結の遅延要因とならないよう、「利益の一部配分」に関しては、当事者間の事後交渉を原則とするなど、早期の実現に向けて実効的なルール整備をすべきではないか。	電気事業法	経済産業省									重点9	エネルギー・環境会議がとりまとめた「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」に基づき、検討を行い、措置を講じたところ。			経済産業省において、卸・IPPの発電余力の活用を実施する際に論点となる事項について検討を行い、余力活用契約に関する具体的な手続の指針を示した事務連絡を平成23年11月下旬に公表。同指針においては、「今冬の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行う」としている。	平成24年春頃			
91	IPP	FU	新規電源設置におけるIPP入札の実施①(共同調達)	平成12年度に導入された一般電気事業者に対するIPP入札制度(火力全面入札制度)は卸電力取引市場の整備により、その必要性が薄れたとの整理から制度が廃止されている。	IPP入札制度の導入の実施にあたっては、実施に先立って共同調達希望者の公募を実施し、PPS等が一般電気事業者との共同調達に参画できる制度上の措置を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省									●	詳細21	エネルギー・環境会議がとりまとめた「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」に基づき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」において検討を行い、同会議の取りまとめ(案)において、新しい火力入札の実施の方向性を示したところ。			PPS等が一般電気事業者との共同調達に参画することは現行制度上も可能である。また、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の取りまとめ(案)においては、今後、新しい火力入札の実施に当たっての指針を策定し、公表することとされている。ご指摘の背景は、PPS等がIPPで発電された電気の一部を調達する観点だと考えられるが、上記指針においては、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することとしており、これにより実質的なニーズを満たすことは可能であると考えられる。		平成24年夏頃	
92	IPP	FU	新規電源設置におけるIPP入札の実施②(併売)	〃	発電市場を活性化させ小売での競争を促進するため、IPPがPPSや卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを認めるよう、ガイドライン化すべきではないか。	電気事業法	経済産業省										●	詳細21	エネルギー・環境会議がとりまとめた「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」に基づき、検討を行い、措置を講じたところ。			経済産業省において、卸・IPPの発電余力の活用を実施する際に論点となる事項について検討を行い、余力活用契約に関する具体的な手続の指針を示した事務連絡を平成23年11月下旬に公表。	平成23年11月下旬	
93	IPP	FU	新規電源設置におけるIPP入札の実施③(入札スケジュール)	〃	発電事業者やPPS等の予見可能性を高めるため、一般電気事業者に対して、電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールの公表を促してはどうか。	電気事業法	経済産業省										●	詳細21	エネルギー・環境会議がとりまとめた「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」に基づき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」において検討を行い、同会議の取りまとめ(案)において、新しい火力入札の実施の方向性を示したところ。			「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の取りまとめ(案)においては、今後、行政において新しい火力入札の実施に当たっての指針を策定し、公表することとされており、ご指摘の入札スケジュールの公表についても同指針の中で考慮することとした。		平成24年夏頃
94	発電	新規	自治体等公営の発電事業における入札強化	自治体等が運営する主な発電所としては、清掃工場における廃棄物発電(ゴミ発電)が全国に約304か所・約170万kW、公営電気事業者が運営する水力発電が284か所・約240万kW(容量はいずれも総発電規模)がある。しかし、これらの発電所のうち公開入札等によってPPS等への購入機会が与えられているのは、清掃工場の場合で半分以下、公営水力にいたっては実績はほとんどなく、それらの大部分は一般電気事業者との随意契約となっている。	地方公共団体の随意契約による売電償還の実態を是正するため、実態調査を行った上で、自治体等に対して売電入札を積極的に促すための制度的な措置をとるとともに、自治体が入札しない場合は説明責任を負う措置を講じるべきではないか。	地方自治法 地方公営企業法	総務省										●	地方自治法第199条 地方自治法第234条第1項、第2項 地方自治法施行令第167条の2第1項 地方公営企業法施行令第21条の14第1項	現行制度上、地方公共団体の契約は、既に一般競争入札を原則とされている。 随意契約は例外的に地方自治法施行令第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項のいずれかの事由によらなければならないこととされている。個々の契約の是非については、それぞれの地方公共団体が説明責任を果たすべきものである。					
95	発電	新規	国家的電源の利用の在り方	大型水力発電や原子力発電は、電力自由化以前から、いわゆる国民生活によって建設が促進されてきた歴史的経緯があり、建設促進にあたっては税金が投入されてきた。 一方で、PPSの顧客に対して、託送スキームの活用を通じて、これらの国家的電源の開発や維持に係る費用(託送料金に含まれる①電源開発促進税②原子力バックエンド費用(過去分)をいう)を負担する形態となっており、PPSの顧客は、負担のみ強いられ、実質的な便益を享受できていないのが実態である。	大型水力発電や原子力発電について、PPSに対して相当の利用権を与えることができるように、一般電気事業者に対して、当該発電設備からの卸電力メニューを適正な価格(原価ベース)で提供・供給することについて制度的な措置を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省										●		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討			現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	協議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
96	発電	FU	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化①(公益特権)	一定規模以上(たとえば1万kW以上)の発電事業者を届け出制として、緊急時における供給命令の対象とするにより、緊急時における供給主体として位置付ける。	一定規模以上の発電事業者(特に再生可能エネルギー発電事業者)には公益特権を付与することで、他の法律における設置規制の緩和を図るべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					詳細22		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。電気事業法における発電事業者の位置付けについては当該検討を進める中で併せて検討。 なお、公益特権の付与については、電気事業法以外の他省庁所管法令の改正を要するものも考えられ、電気事業法を所管する経済産業省においてのみ検討すれば結論が出るものではないと考えられる。		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
97	発電	FU	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化②(供給命令)	”	他方、再生可能エネルギー電源に関しては、時間や気象条件により発電の能力が変動するものもあり、緊急時における供給命令の要件としては、可能な発電能力(発電量)の範囲に留めるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					詳細22		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
98	常時BU	FU	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し①(価格水準)	常時バックアップは、供給力の確保が困難なPPSの事業環境下において、その価格水準から利用用途は限定されるものの、卸電源代替として最低限必要な措置であると認識している。一般電気事業者は常時バックアップをPPS制度創設に伴う過渡的な措置として位置付けているためPPSとの間で解釈の相違が生じており、実際はPPSの要望通りの容量が契約できない等、利用上の制約がある。	常時バックアップの料金体系をベース(基本料金を上げ、従量料金を下げる)とする方向で見直すべきではないか。また、価格水準については、PPSが産業用需要に供給できない実態を踏まえて、産業用に供給可能となる価格水準とすることについてガイドラインをすべきではないか。	適正な電力取引についての指針	経済産業省		●		●			詳細25		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
99	常時BU	FU	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し②(夜間時間帯の供給)	”	部分供給のガイドライン化に関しては、ミドル・ピークでの競争を促すため、電力会社にベース部分の供給を求めるとに加え、需要家の要望に応じて、ベース電源が主体となる夜間時間帯(ex.20時～8時)を電力会社が供給する形態も選択可能とすべきではないか。	適正な電力取引についての指針	経済産業省		●					詳細25		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
100	常時BU	FU	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し③(第三者検証)	”	常時バックアップ及び部分供給に適用する価格体系については、全電源平均と小売料金標準メニューとの整合性にとどまらず、業務用・産業用別の小売料金メニューとの整合性など、第三者による検証が可能な仕組みとすべきではないか。	適正な電力取引についての指針	経済産業省		●					詳細25		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
101	自家発	FU	自家発補給契約の見直し	自家発補給契約は、需要家が所有する自家発電設備の検査・補修、又は事故による不足電力の補給に充てるための契約であるが、基本料金が常用契約の1.1倍で自家発電者にとって重い負担となっている。 また、自家発電者が、常時利用する電気を一般電気事業者から購入し、自家発補給電力を安価に提供できるPPSから購入する、といった形態を制度的に定めることは可能であるが、適切な料金メニューや自家発補給契約の使用/不使用の切り分け方法が明確に整備されていないことなどから、これまで実現例がない。	自家発電者が自家補給のみを異なる事業者と締結することを要請した場合、それが実質的かつ速やかに可能となるよう、中立的な立場である一般電気事業者の託送サービスセンターが当該需要家の使用量の切り分け等に必要情報を系統利用者に適切に提供することを適正取引ガイドラインに定めるべきではないか。	適正な電力取引についての指針	経済産業省		●				重点1		エネルギー・環境会議がとりまとめた「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」に基づき、検討を行い、自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための指針(案)をとりまとめ、パブリックコメントを実施中(2月現在)である。		自家発補給契約の別契約化に際しては、何らかの方法で当該責任を明確にする(仕分け)必要があるが、従来、この仕分け方法について指針がなく、今後、当事者間での調整を行うにも時間を要することが想定されるため、今後、自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための仕分け方法等について指針(案)を示したところ。当該指針(案)においては、標準的な協議期間についても指針を示している。		
102	特電	FU	特定電気事業制度の見直し①(供給方法)	電気事業法の改正内容は特定電気事業者が一般電気事業者の系統を利用することを可能とする旨を措置したものであり、特定電気事業者がどの事業者からどの程度の供給を受けられるか等といった具体的内容が整理・公表されていない。	特定電気事業者がどの事業者からどの程度の供給を受けられるか等といった具体的内容を早期に整理・公表すべきではないか、その際は、特定電気事業者の負担軽減のため、非常時における最低限の電力確保を条件に、例えば域内電力保有比率を30%程度とすべきかどうか。	電気事業法	経済産業省		●		●				特定電気事業者の許可要件となる域内電源比率について、特定電気事業者の許可制度や周波数維持努力義務等の特定電気事業者における供給安定性を確保するための措置の必要性和、今般の法改正により柔軟かつ安定的な電源選択肢を拡大することとのバランスを考慮し、50%以上とする方向で、現在、パブリックコメントを実施中。		平成24年4月頃までに施行予定。	同左	
103	特電	FU	特定電気事業制度の見直し②(PPS供給)	”	特定電気事業者に関して、一般電気事業者等の複数の電源より、常時利用する電力の供給(系統連系)を受けることが可能となった場合に、「一般電気事業者等」の表現における「等」の解釈としてPPSも含めて特定電気事業者に対して電力供給が可能となることを周知すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●		●				ご指摘のとおり、PPSも含めて特定電気事業者に対して電力供給が可能となっていることを周知することは重要である。		資源エネルギー庁ホームページ等を活用しつつ、適宜、今般の制度改正等の内容を広く周知する予定。	同左	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
104	託送	新規	同時同量制度の見直し	PPSの市場シェアが2%程度(自由化市場で3.5%程度)である状況下において、一般電気事業者のエリアごとに、PPS各社が独立して30分単位かつ±3%の変動範囲内で、各社毎の実需要と供給(発電量)の同時同量運用を行うことが、必ずしも系統全体の安定化に必要な行為であるとは考えにくい(震災後、東京電力エリアでは発電事業者から可能な限り電力を調達するために同時同量制度が解除されていたが系統への悪影響は発生していない)。	PPSに対して現行の同時同量制度を適用するのではなく、系統安定化策として、例えば海外で採用されている計画値同時同量運用制を採用し、系統運用部門が実施するアンシラリーサービス(発電所出力のリアルタイム変動により系統全体の需給調整を行うサービス)費用を透明化し、それらに係る費用を系統を利用しての電気事業者間で応分負担とする、といった系統利用ルールそのもの見直しをすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●	●				経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
105	託送	FU	アンシラリーサービス料金の見直し①(アンシラリー市場の創出)	〃	アンシラリーサービス費用の透明性を高めるために、アンシラリーサービスに利用する電源を調達するアンシラリー市場を創設し、系統運用部門はその市場を介して調達した電源により当該サービスを提供するような措置を講ずるべきではないか。(自家発電ではなくグリゲーターへのアンシラリー提供も含む)	電気事業法	経済産業省		●			●		詳細2			経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
106	小売	FU	アンシラリーサービス料金の見直し②(内訳の公表)	〃	上記のアンシラリーサービス市場創設には期間を要することから、当面の措置として、一般電気事業者系統運用部門に対して日時別のアンシラリーサービス費用の算定・公表を行うよう制度的な措置を講ずるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					詳細2			経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
107	託送	FU	インバランス料金の引下げ	〃	当面の過渡的な措置として、同時同量ルールに基づくインバランス料金水準を大幅に引下げることが、中期的には前述のように同時同量制度そのもの見直しや、アンシラリーサービス費用の透明化によりインバランス料金の一層の適正化(結果としての低廉化)を図るべきではないか。	一般電気事業託送供給約款料金算定規則	経済産業省		●					重点2			エネルギー需給安定行動計画(昨年11月:エネルギー・環境会議決定)で示された方針も踏まえ、自家発電の発電市場への参入を促進する観点から、夜間等の需要の低い時期等におけるインバランス料金水準を引き下げるよう、パブリックコメントを実施中(2月)である。また、同時同量制度の見直し等について、経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	夜間時間について、変動範囲内発電料金の「2倍」を目安に引き下げ	平成24年度7月までに施行予定
108	託送	FU	託送料金の引下げ・透明化①(国際調達)	現状の小売り料金に占める託送料金の割合は、15~25%と諸外国に比べ高水準(米イリノイ州と比べて金額で約7倍・販売価格に占める比率も3~4倍)である。	今後の送配電ネットワークの設備形成(設備・工事)においては、系統運用部門に国際調達手続(RFC:意見募集、RFI:提案募集)を義務化することにより、構築費用の低減を図る措置を講ずるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					詳細23	電気事業法第19条一般電気事業供給約款料金算定規則供給約款料金審査要領		電気料金の算定プロセスにおいて、各社とも算定された原価を基に小売料金(規制部門、自由化部門)及び託送料金が設定されることとなる。他方で、当該原価の適正性の確保について、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(案)」(平成24年2月)において整理されたところ。具体的には、送電線ネットワーク設備を含む設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)について、原則として、入札等の実施を求め個別に査定すべきである。これは、国際調達手続の義務化ではないものの、料金規制(査定)を通じて、事業者が自主的に国際調達手続き等を含む入札等を実施することで、当該設備形成の費用低減を図る効果が期待できるものと考えている。	料金認可時の査定方針として、供給約款料金審査要領を変更する。	平成24年3月頃までに施行予定
109	託送	FU	託送料金の引下げ・透明化②(料金内訳の開示)	〃	PPSの顧客が負担する託送料金に対する納得感を高めるため、需要種別毎の料金内訳の詳細開示など、一層の透明化施策を講ずるべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					詳細10	電気料金情報公開ガイドライン		「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(案)」(平成24年2月)において、原価の適正性の確保について整理されたところ。具体的には、託送料金について第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」「変電費」「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施するよう、パブリックコメントを実施中(2月)である。	電気料金情報公開ガイドラインを改正する。	平成24年3月頃までに施行予定
110	託送	新規	託送料金の引下げ・透明化③(長期増分費用方式)	〃	競争促進のための当面の措置として、例えば送配電ネットワーク設備に対して電気通信分野における長期増分費用方式を採用するなど、料金低廉化施策の導入についても検討すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●								経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
111	託送	新規	託送料金の引下げ・透明化④(電源開発促進税)	〃	託送料金に含まれる電源開発促進税については、その大半が一般電気事業者の原子力発電の推進・維持のための費用であり、電源開発促進税のうち原子力関連部分を託送料金から除外してはどうか。(0.3円/kWh程度の低減化が期待できるとの試算あり)	電気事業法	経済産業省								電源開発促進税法第2条2号イ、第5条1項	電源開発促進税は、発電用施設の安全確保や電気の供給の円滑化などを目的として課される税であり、安全かつ安定的な電気の供給を実現するための諸対策の原資となるものである。このような公益的課題のためのコストは、電気の全需要家が公平に負担すべきものである。	左記のとおり、電源開発促進税は、安全かつ安定的な電気の供給を実現するための諸対策の原資となるものであり、このような公益的課題のためのコストは、電気の全需要家が公平に負担すべきものであることから、特定の販売電気の電力量についてのみ税率を減額することとなるような措置をとることは困難。			
112	託送	新規	託送料金の引下げ・透明化⑤(バックエンド費用)	〃	託送料金に含まれる原子力バックエンド費用については、PPSの需要家は原子力発電の価値を享受することができないと想定できるため、託送料金から除外してはどうか。(0.15円/kWh程度の低減化が期待できるとの試算あり)	電気事業法	経済産業省								電気事業法第24条の3 一般電気事業託送供給約款算定規則	託送料金に含まれる原子力バックエンド費用については、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当である。	託送料金に含まれる原子力バックエンド費用は、既発電分として発生していたものに限定されたものであり、料金原価に含まれていなかったものである。現在、特定規模電気事業者から供給を受けている需要家も、原子力で発電した電気の供給を受けており、当該発電分に対応した原子力バックエンド費用を託送の仕組みを利用して回収しているに過ぎない。要望へ対応した場合には、自由化前に既発電分として発生していた原子力バックエンド費用について、本来の受益者であるにもかかわらず、PPSの需要家となったために負担を免れることとなる。			
113	託送	新規	託送料金の引下げ・透明化⑥(アンシラリー電源費用)	〃	託送料金に含まれるアンシラリー費用に、そもそもアンシラリー調整専用の電源が存在するわけではないこと、こうした発電所の費用は発電コストとして算入されていることを踏まえれば、託送料金から除外してはどうか。(0.05円/kWh程度の低減化が期待できるとの試算あり)	電気事業法	経済産業省								電気事業法第24条の3 一般電気事業託送供給約款算定規則	「電気事業審議会基本政策部会・料金制度部会合同小委員会報告」(平成11年10月)において、託送料金に含まれるアンシラリーサービス費については整理されたところ。具体的には、電力会社は、AFC(自動周波数制御装置)またはガバナークラップ装置の発電所により、瞬時瞬時の出力調整を行い、系統の需給バランスと適正周波数の維持を確保している。したがって、実際に周波数制御機能を担う水力及び火力の発電所について、託送料金算定期間における固定費から出力調整相当のコストを特定した上で、新規事業者にも、アンシラリーサービス(周波数維持機能)コストとして申し受けることが適切である。	一般電気事業者が電力系統の品質を維持するための不可避コストであり、当該システムを利用する特定規模電気事業者も等しく負担すべきものである。なお、水力及び火力の発電所に係る費用のうち、アンシラリーサービス費は託送料金原価に算入されており、発電コストには算入されていない。	他方で、託送料金の透明化という観点からは、アンシラリーサービス費の算定が明確ではないなどの指摘がある。このような指摘を踏まえ、託送料金については、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」「変電費」「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施するよう、パブリックコメントを実施中(2月)である。	平成24年3月頃までに施行予定	
114	託送	FU	送電における広域的運用の実施	現状は、一般電気事業者は各供給エリアごとに需給バランスを取っており、連系統を介した応援予備力を考慮しつつも、基本的にはエリアごとに予備力を保有し、隣接エリアとの協調運用が可能であっても、実質的にはエリアごとに独立した運用が行われている。	再生可能エネルギー導入拡大の観点のみならず、調整能力共有化による託送料金の低減(アンシラリー費用)や発電設備の系統アクセス容易化の観点からも効果が見込まれるため、系統の広域運営(50ヘルツ地域、60ヘルツ地域それぞれのISO化)を実現すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								重点4	経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。			
115	託送	FU	情報開示の強化・透明性の向上①(第三者検証)	一般電気事業者各社の情報開示が強化・透明化されることは有用である。	規制料金算定の基礎データや託送料金算定の基礎データなど、PPS等の競争事業者が保有していないデータに関しては、第三者が検証できる形で情報開示すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								詳細10	「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(案)」(平成24年2月)において、原価の適正性の確保について整理されたところ。具体的には、託送料金について第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」「変電費」「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施するよう、パブリックコメントを実施中(2月)である。		電気料金情報公開ガイドラインを改正する。	平成24年3月頃までに施行予定	
116	託送	FU	情報開示の強化・透明性の向上②(需要情報の開示)	需要予想・動向や各種基礎数値にとどまらず、系統全体の需給状況や需要家に対する個別の需要情報などのリアルタイムな情報開示や過去実績の開示は、規制料金などの納得性を高めるだけでなく、需要家のアプリケーション事業の機会創出などにも非常に重要である。	系統全体の需給状況や需要家に対する個別の需要情報の情報開示(できればリアルタイムに近い形での情報開示)に関する制度的な措置を講じるべきではないか。	電気事業法 個人情報保護法	経済産業省								詳細10	電力需給状況が厳しい中、政府や各電力会社のホームページにおいて、電力需給状況を随時公表し、情報提供に努める。また、中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部において、従来の省エネ施策の見直しに着手。		今冬においても、政府や各電力会社のホームページにおいて、電力需給状況を随時公表しており、引き続き、情報提供に努めている。また、需要家への情報提供等、電気事業者が需要家のピーク対策を支援する仕組みの準備等について、省エネ法上措置を検討中		
117	配電	FU	低圧託送料金制度の創設①(早期ルール化)	低圧の需要家においても、PPSへの太陽光発電の売電ニーズが多数ある。(太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行うことができるようにしたいとのニーズもある)	低圧託送に関しては、閣議決定において「再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する」とされているが、低圧託送が相対契約等で対応が可能となるようにルールの整備を早急に行い、その旨を周知すべきではないか。	電気事業法	経済産業省									電気事業法第24条の3第2項ただし書	全量買取制度により、PPSも低圧の需要家から太陽光発電による電気の買取りも可能となることから、制度の導入に当たって、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでは一般電気事業者のネットワーク利用(託送)が可能となるよう、対応方法も含め、現在検討中である。		平成24年7月頃までに検討・実施予定。	同左

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
118	配電	FU	低圧託送料金制度の創設②(メーター仕様)	低圧の需要家が太陽光発電の電気を売電する場合、その電気をPPSが買い取ることを要望しても、同時同量制度があるため、通常の売電用のメーターよりも設置コストが高いインターバルメーター(一定時間ごとの電力消費量を計測するメーター)を設置する必要があることから、PPSへ売電する障壁となっている。	今後普及を進めるスマートメーターにおいては、売電先によって、設置に要するコストが変わらない対応ができる機能を有する(追加できる)仕様とすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●					■			全量買取制度により、PPSも低圧の需要家から太陽光発電による電気の買取りも可能となることから、制度の導入に当たって、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでは一般電気事業者のネットワーク利用(託送)が可能となるよう、対応方法も含め、現在検討中である。その際同時同量については、通常の売電用のメーターで対応可能となるような仕組みを検討中である。 なお、今後普及が見込まれるスマートメーターについては、昨年2月にとりまとめられた「スマートメーター制度検討会 報告書」において、インターバル検針機能が標準機能とされており、設置コストの差については将来的に解消される見込み。		スマートメーターについては、「スマートメーター制度検討会 報告書」において対応済。	対応済
119	配電	新規	自己託送サービスの制度化①(関係性の要件緩和)	第三者による配電網の利用方法として自己託送サービス(一般企業などが自家発電した電力を自社工場などに送る場合を自己託送という)があるが、電気事業法上非規制であり、一般電気事業者の自発的な取り組みである。(震災までの東電管内での実績は1件のみ)	自己託送サービスの「自己」とは、現在は自社内の事業所に限定されているが、特定供給の許可要件(資本関係、長期契約、組合等)まで要件を緩和できないか。	電気事業法	経済産業省					●	●				電気事業者以外の者が自己による電気の消費を目的として依頼する託送供給、いわゆる自己託送については、卸託送や小売託送の場合と異なり、託送サービスの実施が特定の需要家のために行われるものであって広く一般需要家の利益を増進するものではなく、自己託送の広範な実施により需要家利益が阻害されるおそれがあることから、現時点では、「託送供給」の定義に含まれず、したがって、卸託送や小売託送と同様の制度化は行われていない。 なお、電気事業者を対象とした託送供給は電気事業法(第24条の3)に規定されており、自己託送によらずとも、託送供給を利用することによって実質的なニーズを満たすことは可能と考えられる。		ご指摘の背景は、節電要請がなされている需要家の生産活動等への影響を極力抑える観点であると理解しており、節電要請における自家発電の活用拡大策を実施する際の指針として、平成23年11月に「節電要請時における自家発電の活用拡大策について」を公表したところ。同指針においては、自社や子会社等だけでなく、資本関係はないが生産工程上密接な関係のある企業が所有する複数の自家発電の活用についても指針を示している。	平成23年11月
120	配電	新規	自己託送サービスの制度化②(需要場所の要件緩和)	〃	自己託送サービスでは、「一の需要場所」内に設置された電源から「一の需要場所」への送電に限定されているが、「複数の需要場所」から「複数の需要場所」に託送できるよう、要件を緩和できないか。	電気事業法	経済産業省					●	●				電気事業者以外の者が自己による電気の消費を目的として依頼する託送供給、いわゆる自己託送については、卸託送や小売託送の場合と異なり、託送サービスの実施が特定の需要家のために行われるものであって広く一般需要家の利益を増進するものではなく、自己託送の広範な実施により需要家利益が阻害されるおそれがあることから、現時点では、「託送供給」の定義に含まれず、したがって、卸託送や小売託送と同様の制度化は行われていない。 なお、電気事業者を対象とした託送供給は電気事業法(第24条の3)に規定されており、自己託送によらずとも、託送供給を利用することによって実質的なニーズを満たすことは可能と考えられる。		ご指摘の背景は、節電要請がなされている需要家の生産活動等への影響を極力抑える観点であると理解しており、節電要請時における自家発電の活用拡大策を実施する際の指針として、平成23年11月に「節電要請時における自家発電の活用拡大策について」を公表したところ。同指針においては、複数の需要場所における自家発電の活用も可能。	平成23年11月
121	配電	新規	自己託送サービスの制度化③(自己託送のルール化)	〃	上記の要件を含め、自己託送のルールを一般電気事業者(9社)で同一条件とするよう、ガイドラインなどで定める他、当該利用料金も届け出制等で明らかにしてはどうか。	電気事業法	経済産業省					●	●				経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄			
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
122	配電	新規	電気事業法の自営線供給に関する要件緩和措置①(義務占用)	非常時において、自家発電設備で発電した電気を、一般電気事業者の系統ネットワークとは独立した自営線を介して別の地点に送電する(系統とは別受電)ケースがある。	別の敷地に設置した自家発電設備で発電した電気を隣接する需要場所に送電するために、電気事業法の特定供給の許可要件を緩和する(非常時に自営線で電力融通する行為について特定供給の許可の対象とする)とともに、道路などの空間占用についても義務占用に準じる取扱いとするべきではないか。また、このようなケースで自営線供給する場合に関する技術的要件を明確化すべきではないか。	電気事業法 道路法	経済産業省								電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条	現行制度により対応可能と考える。	—	—	行政刷新会議のグリーンイノベーションWGにおける議論も踏まえ、個別に判断を要するものの基本的に許可の対象となり得るものと整理。また、自営線供給する場合においても、電力系統と接続する場合と同様に既に規定されている技術基準で対応可能。	—
123	配電	新規	電気事業法の自営線供給に関する要件緩和措置②(配電網開放)	”	上記のような自営線供給ができない場合は、一般電気事業者の既存配電網を開放し、非常時に限定して、特定の重要施設に電力融通できるようルール化すべきではないか。(使用要件の規定、保安確保の規定、料金等)	電気事業法	経済産業省								電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条	No122により対応可能と考える。	—	—	行政刷新会議のグリーンイノベーションWGにおける議論も踏まえ、個別に判断を要するものの基本的に許可の対象となり得るものと整理。	—
124	配電	新規	電気事業法の自営線供給に関する要件緩和措置③(陸電ルール)	”	諸外国では発電船(港で船から陸上に対して電力供給を行う(陸電))が活躍している。非常用電源として発電船が活用できるよう、自家発利用及び系統接続等の在り方や技術的課題等について整理・検討すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								「移動用電気工作物の取扱いについて(内規)」	移動用発電機の取扱いについては「移動用電気工作物の取扱いについて(内規)」において整理されている。 保安の観点からは、技術基準を満たす限りにおいて、発電船から陸上への供給が可能である。	—	—	移動用発電機の取扱いについては「移動用電気工作物の取扱いについて(内規)」において整理されている。 保安の観点からは、技術基準を満たす限りにおいて、発電船から陸上への供給が可能である。	平成23年度中を目途に内規を改正する予定。
125	スママ	FU	スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様)	高圧スマートメーターに関しては、既に導入が進められている「外部インターフェースが電文形式ではなくパルス式の汎用性の低い遠隔検針機能付きの電力計(狭義のスマートメーター)」となっており、このままではサービス拡張性(kWhデータを手入するために高額なパルス変換装置が必要であり、かつ料金算定の基礎数値として活用できない)や、製造メーカーの限定化による生産量確保の問題や高コスト化の問題が継続する。	今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しては、需要家側で計量データの出力可能なインターフェースを用意し、その形式として、電文形式のデータがリアルタイムに抽出できるよう標準化すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								重点8	高圧以上の需要家を対象として、既に、パルス出力を前提とする、デマンドコントローラーをはじめとする需要家側のエネルギーマネジメント機器が一定数普及しているところ。 需給逼迫への対応は喫緊の課題であることから、まずは高圧以上の全てのメーターで即時の対応が可能ないパルスについて、最大限活用すべきと考える。	—	—	現在、「スマートハウス標準化検討会」において、まずは低圧需要家向け(HEMS)のインターフェースについて電文形式での提供を念頭に検討を行っているところ。高圧需要家向け(BEMS)のインターフェースについては、当該議論も踏まえ、今後、送配電網の高度化等の電力システム改革に関する議論の中で検討を行っている。他方で、需給逼迫への対応は喫緊の課題であることから、即時の対応が可能であり、これまでも一般的な用いられてきたパルスについても最大限の活用を図っていく。	平成24年度以降
126	スママ	FU	スマートメーターの導入促進②(国際調達)	”	併せて、高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対して国際調達手続による購入を求めるべきではないか。	—	経済産業省								重点7	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書」において示されているとおり、「スマートメーターの早期導入に向けて規格の標準化を進めるとともに、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」と考えている。	—	—	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書」において示されているとおり、「スマートメーターの早期導入に向けて規格の標準化を進めるとともに、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」とし、電気事業者に対して効率的な調達を促していく。	即時
127	スママ	FU	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	現状の遠隔検針機能付きの電力計により計量された30分毎の計測データに関しては、PPSは自社需要分を一般電気事業者の系統運用部門より入手しているが、計測データを受領するまでに15分～45分(一般電気事業者により異なる)の遅延が生じている。	PPSが一般電気事業者から計測データを受領する際の遅延(伝送遅延)を無くす措置を講じるべきではないか。	電気事業法	経済産業省								重点8	現状の電力計により計量された30分毎の計測データについては、一般電気事業者の系統運用部門が、主に託送料金を課金するために取得しているものである。また、計測データを受領する際のタイミングについては、一般電気事業者であっても、PPSであってもほぼ同様である。	—	—	遅延を無くす措置を講ずる場合には、計測データに係るトラフィック(データの情報量)やコストとの問題もあり、直ちに導入できるものではない。現在、経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。仮に、計測データが遅延することによる具体的な問題が生ずるのであれば、同時同量制度のあり方を含む全般的な見直しの中で、併せて検討を行う。	—

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
128	スマメ	FU	スマートメーターのインターフェース等の標準化①(データフォーマット)	現在、スマートハウス標準化検討会におけるスマートメータータスクフォースにて標準化の検討が行われている。	一般電気事業者等から提供されるデータフォーマットに関しては、スマートメーターから一般電気事業者が計測するものと同一とすべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●				■	重点8		一般電気事業者等から提供されるデータフォーマットに関しては、一般電気事業者が計測している形式よりも、需要家(HEMS)側で活用しやすい統一フォーマットであることが望ましく、「スマートハウス標準化検討会」において、データフォーマットの統一に向けた議論を行っている。		需要家側のニーズとして、平成23年12月16日の「スマートハウス標準化検討会 中間報告」において、公知なインタフェースとしてECHONETLiteが推奨されている。これを受け、一般電気事業者等から提供されるデータフォーマットについてもECHONETLiteに規定されるオブジェクトとして整理・統一されている。	対応済	
129	スマメ	FU	スマートメーターのインターフェース等の標準化②(共同調達)	スマートメーター費用は託送料金に算定される。	各一般電気事業者の系統運用部門が家庭用のスマートメーターの調達を行う上では、コストダウンやマルチベンダ化による早期導入への対応化のために国際調達手続を適用するとともに、複数の一般電気事業者による共同調達を実施すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●				■	重点8		スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書」において示されているとおり、「スマートメーターの早期導入に向けて規格の標準化を進めるとともに、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」と考えている。		スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書」において示されているとおり、「スマートメーターの早期導入に向けて規格の標準化を進めるとともに、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」とし、電気事業者に対して効率的な調達を促している。	即時	
130	スマメ	FU	スマートメーターのインターフェース等の標準化③(伝送部の扱い)	スマートメーターに係る計量法は、計量部のみにかかり、伝送部(通信インターフェース)は計量法の対象外ではないかと言われている。	スマートメーターの伝送部(通信インターフェース)は計量法の対象外であることを明らかにすべきではないか。併せて、HEMS・BEMS側は計量法の対象外であることを明らかにすべきではないか。	計量法	経済産業省		●				■	重点8		検定検査規則により、特定計量器の計測値をバルスによって分離することができる表示機構に表示する場合、分離することができる表示機構がバルス数に応じて電力量を正しく表示していなければならないこととなっている。よって、計量器とともに分離することができる表示機構も個別に検定を受けるか、型式承認を取って、同一型式に属するものであることを示す表示を付さなければ使用できない。	検定検査規則により、特定計量器の計測値をバルスによって分離することができる表示機構に表示する場合、分離することができる表示機構がバルス数に応じて電力量を正しく表示していなければならないこととなっている。よって、計量器とともに分離することができる表示機構も個別に検定を受けるか、型式承認を取って、同一型式に属するものであることを示す表示を付さなければ使用できない。			
131	スマメ	FU	スマートメーターのインターフェース等の標準化④(課金行為)	〃	スマートメーターから直接渡されたHEMS及びBEMS側の電力量情報を以って、課金及び証明サービスを行う行為は計量法の対象外であるとも明らかにしたうえで、当該サービスも可能である旨を明らかにすべきではないか。	計量法	経済産業省		●				■	重点8		取引又は証明に計量を使用する場合は特定計量器でなければならず、HEMS等は特定計量器でないため、これに表示された電力量情報をもって課金及び証明はできない。計量器から分離することができる表示機構に対してバルスが発信される場合についても、特定計量器とともに分離することができる表示機構も個別に検定を受けるか、型式承認を取って、同一型式に属するものであることを示さなければ、当該計測値を取引又は証明に使用できない。	取引又は証明に計量を使用する場合は特定計量器でなければならず、HEMS等は特定計量器でないため、これに表示された電力量情報をもって課金及び証明はできない。計量器から分離することができる表示機構に対してバルスが発信される場合についても、特定計量器とともに分離することができる表示機構も個別に検定を受けるか、型式承認を取って、同一型式に属するものであることを示さなければ、当該計測値を取引又は証明に使用できない。			
132	小売	FU	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討①(自由化範囲)	自由化範囲の拡大は、需要家が料金と付随するサービスにより電気事業者を選択することが可能となり、競争によってよりよいサービスが生まれる環境が醸成されるため望ましい措置である。	50kW未満、低圧電力領域を自由化すべきではないか。但し、現状のPPS等においては、一般電気事業者と比べて圧倒的に供給力の確保が困難な状況にあることから、小売自由化範囲の拡大については、発電分野や送配電分野における競争環境の整備と併せて実施すべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●		詳細15		経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討		現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。		
133	小売	新規	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討②(競争活性化)	〃	電力自由化が導入されて10年以上過ぎているが、地域ごとに見れば、どのエリアも、一般電気事業者の独占状態にあり、需要家や発電事業者に対して一定の市場支配力を行使できる環境にある。PPSのシェアが伸びていない状況を分析・検討し、市場競争の活性化策を検討すべきではないか。	適正な電力取引についての指針	公正取引委員会		●		●				なし		電力市場における競争実態の把握及び分析・検討を行うことは可能である。競争が活発化していないことが、事業形態や系統安定の必要性等の構造問題による場合には、独占禁止法上の考え方を具体化・明確化したものである適正な電力取引についての指針の改定によって対応することはできない。電力市場において、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処する。		公正取引委員会は、電力市場における競争実態の把握及び分析・検討を行う。	平成24年度中
							経済産業省		●		●								経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
134	小売	新規	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討③(供給区域)	〃	電力各社には供給区域が設定されているが、電力自由化された範囲においても、供給区域を越えた電力会社間競争は1件しか起きていない。供給区域を越えた電力間競争がなぜ起きないのかについて、両省で検証を行い、例えば全国に拠点を持つ大口需要家が一括契約できるような形で、電力間競争が十分に創出されるよう、指針の改定を行うべきではないか。	適正な電力取引についての指針	公正取引委員会		●			●				なし	電力市場における競争実態の把握及び分析・検討を行うことは可能である。競争が活発化していないことが、事業形態や系統安定の必要性等の構造問題による場合には、独占禁止法上の考え方を具体化・明確化したものである適正な電力取引についての指針の改定によって対応することはできない。電力市場において、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処する。	公正取引委員会は、電力市場における競争実態の把握及び分析・検討を行う。	平成24年度中
							経済産業省		●			●					経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
135	小売	FU	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し	閣議決定においては、「マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討＜平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討＞」との整理になっている。	高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検の頻度を一般電気工作物と同程度にする予定とのことであるが、頻度だけでなく、点検内容についても同程度にすべきではないか。また、検討及び制度措置を速やかに行うべきではないか。	電気事業法	経済産業省		●			●		■		「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」	「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正予定内容に、点検内容も含まれている。平成23年度内を目途に改正される予定であり、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検内容及び頻度については一般用電気工作物と同程度になる。	高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検について、一定の要件を満たす場合にあっては、一般用電気工作物の点検方法(平成15年12月26日付け通達「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15・12・19原院第12号))に定める点検内容及び点検頻度で行えるよう、平成23年度内を目途に「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正する予定である。	平成23年度中を目途に内規を改正する予定。
136	小売	新規	規制分野の電気料金における供給約款料金を選択約款料金の区分の明確化	規制分野の電気料金については、供給約款料金と、選択約款料金の2種類があるが、算定した料金原価と、想定した電力販売量に応じた収入額は、規制分野全体で収支相償させることとなっている。	ガス料金に関しては、供給約款料金原価と選択約款料金原価は厳密に区分されていることから、同じように、電気料金の選択約款料金原価を供給約款原価に転嫁(もしくは逆)できないように、区分を明確化すべきではないか。	電気事業法	経済産業省										経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、総括原価方式の在り方も含めた電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	
137	省エネ	FU	省エネ法におけるピーク対策の積極評価①(増加コスト)	蓄電池や分散電源等の導入による需要家のピーク抑制等が評価される仕組みが構築できれば、電力供給事業者等の需給状況を踏まえた需要家の協力が得やすくなり、需給逼迫への対応や需要アグリゲーター等の新ビジネス創出にも資するものとの期待がある。	需要家が分散電源や蓄電池等を活用しピーク抑制をすることを適切に評価するための仕組みを構築すべきではないか。そのためには、一般電気事業者の系統運用部門のアンシラリーサービス費用の透明化や供給力不足を補う際に発生する火力電源等の稼働増に伴う増加コストを明確化する必要があるのではないか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省		●					重点19	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策の見直しに着手。 なお、同調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方についても別途検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討。	省エネ法において、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)の活用等によるピーク対策を新たに評価することで、電力需要の平準化の取組の定着を図る。 なお、「一般電気事業者の系統運用部門のアンシラリーサービス費用の透明化」等については、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において有識者による専門的な検討を進めているところであり、現時点において所管省庁としての方針を示すことは困難。	総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、平成24年2月中旬にとりまとめ予定。	
138	省エネ	FU	省エネ法におけるピーク対策の積極評価②(共同節電)	〃	今後のピーク対策のために、グループ会社外(資本関係のない)の複数需要家における共同節電を認めることを検討し、共同節電に関するガイドラインなどを定めるべきではないか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省		●					重点19		今冬の電力需給対策における節電要請において、共同での節電の取組を可能としており、今後の電力需給対策においても検討してまいりたい。 (なお、本件は省エネ法の問題ではない。)	左記の通り		
139	省エネ	FU	省エネ法におけるピーク対策の積極評価③(節電取引)	〃	ネガワット取引により節電可能な電力相当を、供給予備余力としてみなす一方で、(利益相反の関係にある供給事業者とは別に)節電事業者を届出制とするなどとして新たに位置付けてはどうか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省		●					重点19		総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討	経済産業省では、総合資源エネルギー調査会に委員会を設置し、電力システム改革の在り方について検討を行っているところ。本件については当該検討を進める中で併せて検討。(なお、本件は省エネ法の問題ではない。)		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
140	省エネ	新規/FU	住宅・建築物の省エネ基準の見直し①(暖房基準)	現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う予定。	暖房方法には対流式(エアコン)と輻射式(床暖房)があるが、現行の省エネ法における評価規程では一律の基準となっていることから、これを区分することで適正な省エネ評価を行うべきではないか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省							重点23	エネルギーの使用の合理化に関する法律	省エネ法に基づく住宅事業建築主の基準においては、現時点での技術的な知見を基に、床暖房について、エアコンとは別に、輻射による効果を考慮して評価できることとしている。		住宅の省エネ基準の見直しにおいても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行うことができることとする。	今後、審議会等において審議を行い、新基準を策定する予定。住宅については24年度以降できる限り早期に施行すべく、検討を進めているところ。
							国土交通省						重点23	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	省エネ法に基づく住宅事業建築主の基準においては、現時点での技術的な知見を基に、床暖房について、エアコンとは別に、輻射による効果を考慮して評価できることとしている。		住宅の省エネ基準の見直し、及び、今期通常国会への提出を予定している都市の低炭素化の促進に関する法律における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討を行う。	省エネ基準の見直し(24年度以降早期に施行)及び、今期通常国会に提出予定の都市の低炭素化の促進に関する法律の施行にあわせ、一体的に検討を進める。	
141	省エネ	新規/FU	住宅・建築物の省エネ基準の見直し②(自動機能)	電力使用量の多い業務用機器(空調機器等)について、電力系統の需給状況をIoTによって取り込み、それを参照して自動的に節電レベルを変更するなどの機能をトランシーバー制度で義務付けてもよいのではないか。(様々な事情で節電が困難な場合もあることを踏まえ、ユーザーはこの機能を一時的に解除できることが望ましい)	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省								重点23	エネルギーの使用の合理化に関する法律	トランシーバー制度では、機器の判断基準を各機器のうち最も性能の優れているものの当該性能、当該特定機器に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定を行っている。	業務用エアコンについて、トランシーバー対象としてこれまでエネルギー消費効率の改善を図ってきたが、その改善状況をふまえ、今後も基準の見直し等引き続き検討を行う。	判断基準小委員会(機器毎)、省エネルギー基準部会において適宜	
142	省エネ	FU	住宅・建築物の省エネ基準の見直し③(移行措置)	エネルギー効率が低い機器(例えばヒートポンプ式ではない旧式な温水器など)に関しては、使用期限を限るなど販売を制限するような措置とセットとして、高効率機器の販売が促進されるようなトランシーバー機器への対象化などのインセンティブ付与が必要なものではないか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省								重点23	エネルギーの使用の合理化に関する法律	我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であって当該性能の向上を図ることが特に必要な機器に対してトランシーバー基準を導入している。	ガス・石油温水機器について、トランシーバー対象としてこれまでエネルギー消費効率の改善を図ってきたが、その改善状況をふまえ、今後も基準の見直し等引き続き検討を行う。	判断基準小委員会(機器毎)、省エネルギー基準部会において適宜	
143	省エネ	FU	住宅・建築物の省エネ基準の見直し④(工程表の明示)	新築住宅に関しては欧米先進国並みの省エネ基準(要求性能)への引き上げ、既築住宅に関しては改修後の望ましい姿を提示する「省エネ化ガイドラインの策定」を図るなど、2020年に向けた段階的な住宅建築物に関する省エネ基準の適合義務化に向けて、明確な工程表を早期に提示してはどうか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	経済産業省									重点25	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。	今期通常国会での省エネ法改正にあわせ、2020年までの具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を明確にするべく、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」における検討内容も踏まえつつ、必要な検討を関係省庁にて進めているところ。	今期通常国会に提出予定の省エネ法改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律にあわせ、一体的に検討を進める。
						国土交通省						重点25	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	産業、運輸、民生各部門におけるCO2排出抑制目標及び住宅・建築物からのCO2排出の必要削減量の根拠の明示や他部門におけるCO2排出抑制に関する規制との整合性の確保等の条件が整備されることを前提に、2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。	今期通常国会での省エネ法改正案にあわせ、2020年までの具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を明確にするべく、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」における検討内容も踏まえつつ、必要な検討を関係省庁にて進めているところ。	今期通常国会に提出予定の省エネ法改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律にあわせ、一体的に検討を進める。			
144	省エネ	FU	住宅・建築物の省エネ基準の見直し⑤(整合性の確保)	省エネ法改正及び低炭素まちづくり推進法(仮称)に関して、2020年に向けた段階的な住宅建築物に関する省エネ基準の適合義務化と整合のとれたものであるようにすべきではないか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	経済産業省									重点23		今期通常国会に提出予定の都市の低炭素化の促進に関する法律における認定基準は、将来には全ての新築住宅・建築物が達成すべき水準を想定した誘導基準となるようにする必要がある。	今期通常国会に提出予定の都市の低炭素化の促進に関する法律に	今期通常国会に提出予定の省エネ法改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律にあわせ、一体的に検討を進める。
						国土交通省						重点23		今期通常国会に提出予定の都市の低炭素化の促進に関する法律(案)における認定基準については、省エネ基準の適合義務化と整合のとれたものとする必要がある。	今期通常国会に提出予定の都市の低炭素化の促進に関する法律(案)における認定基準は、適合義務化を見据え、省エネ法に基づく省エネ基準との整合を図ることとしている。	今期通常国会に提出予定の省エネ法改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律案にあわせ、一体的に検討を進める。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
145	省エネ	FU	住宅・建築物のラベリング制度の充実	住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。	新築住宅及び中古住宅に関して「省エネ性能開示制度」を創設して、住宅新築工事請負者(新築住宅販売者)や中古住宅販売者(仲介事業者)に対して、購入者に対して開示させてはどうか。+教育プログラムとセット	エネルギーの使用の合理化に関する法律等	経済産業省	●							重点24	住宅の品質確保の促進等に関する法律	住宅・建築物を購入・賃貸等をしようとする人々に対し、住宅・建築物の省エネ性能をわかりやすく示すことは重要。		住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。	省エネ基準の見直し(24年度以降早期に施行)にあわせ、一体的に検討を進める。
							国土交通省	●						重点24	住宅の品質確保の促進等に関する法律等	住宅を購入・賃貸等をしようとする人々に対し、住宅の省エネ性能をわかりやすく示すことは重要。	省エネ基準について、住宅の省エネ性能を、一次エネルギー消費量により、総合的に評価する方向で見直しを行う。また、今期通常国会への提出を予定している都市の低炭素化の促進に関する法律(案)において、同様の評価方法に基づき、省エネ性能の高い住宅を認定する制度を検討中。さらに、住宅性能表示制度等を活用し、同様の評価方法に基づき、新築住宅の省エネ性能を幅広く評価・表示するラベリング制度の充実を図る。			
146	省エネ	FU	建築基準法防火条例の見直し	建築基準法防火条例(「延焼のおそれのある部分」の定義)に関しては、隣家火災時の延焼防止を目的に昭和25年に制定されたものである。	規制内容を欧米同等に改定することで、火災に対する安全性を低下させることなく、建物の断熱構造化への対応自由度を高めるべきではないか。	建築基準法	国土交通省	●					■		建築基準法第2条第1項第6号、第64条等	防火地域又は準防火地域にある建築物等においては、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分(隣地境界線等から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の部分)に防火設備を設ける等が必要。	日本では、隣接建築物において発生した火災から延焼を受けないようにする観点から、防火地域又は準防火地域にある建築物等においては、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分を防火戸(面積制限はなし)とすることとしている。一方で、例えば米国や英国の基準では、自らの建物において発生した火災が隣接建築物を延焼させないようにする観点から、外壁の開口部について隣地境界線等からの距離に応じて開口部の面積制限が定められている。したがって、隣地境界線等から外壁までの距離が短い市街地において、米国や英国の基準と同等の規制を取り入れた場合、隣地に面して開口部を設けられなくなる場合が生じると基準が厳しくなり、現実的に困難と考えられる。			
147	分散電源	新規	家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	省令において「燃焼ガスを通ずる部分の材料は、不燃性及び耐食性を有するものでなければならない」と規定されているが、排熱回収熱交換器の下流は排ガス温度が低いにもかかわらず、不燃性及び耐食性の採用が規定されており、コストアップの要因となっている。※排ガス温度は上流で200℃程度、下流で50℃程度	筐体内温度が上昇した場合、非常停止する装置を設置することが規定されていることから、排熱回収熱交換器の下流側は、不燃材ではなく、コストダウンが可能で難燃材でも可とする緩和をすべきではないか。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	経済産業省		●						発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	当該規定については、一般家庭等で使用される一般用電気工作物である燃料電池について定められたものであり、より高い安全性を有する不燃材の使用を求めているものであるため、構造上の安全を保てなくなる恐れがあるが、今後、こうしたリスクがないことの技術的検証が得られれば、対応可能と考える。	現行の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の材料規定については、設備の構造上のリスク等を鑑みて規定されているものである。排熱回収熱交換器の下流側に難燃材を用いた場合においては、排熱回収熱交換器の構造上の安全を保つことができない恐れがあり、直ちに対応できるものではない。今後、こうしたリスクがないことの技術的検証が得られれば、対応可能と考えられる。	技術の進歩やその普及等に合わせ、その必要性について検討する。ただし、一定の時間を要する。		
148	分散電源	新規/FU	集合住宅におけるガスエンジン発電機の要件緩和	集合住宅等でガスエンジン発電機(10kW以上)を設置する場合、事業用電気工作物として、保安規程の作成義務、電気主任技術者の選任義務などが生じるところ。	太陽光発電での規制緩和と同様に、ガスエンジン発電機、燃料電池等の小出力発電における設備容量を緩和すべきではないか。(10kW未満のものと25kW程度のものでは機器の安全性に違いがないと言われていることから検証してはどうか)	電気事業法	経済産業省		●				■	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条及び第43条 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令77号)第50条、第52条 主任技術者制度の解釈及び運用(平成21・04・15原院第1号)	ガス発電機及び燃料電池等について、出力10kW未満のものと25kW程度のものが燃発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるのであれば検討することが可能。	太陽電池発電設備に比べて、ガスエンジン発電機や燃料電池発電設備等については、高速回転する部分や高温・高圧となる部分があるため、事故等による第三者等への傷害等のリスクが高いものである。ガス発電機及び燃料電池等について、出力10kW未満のものと25kW程度のものが燃発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるのであれば検討することが可能。	ガス発電機及び燃料電池等について、出力10kW未満のものと25kW程度のものが燃発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるのであれば検討を開始する。			
149	分散電源	新規	用途地域による危険物貯蔵の規制緩和(防災型マンションコーゼン備蓄燃料貯蔵の緩和)	コーゼンレーションシステムを防災対応型とする場合、液化石油ガス(LPGエア)の備蓄対応が必要となるが、特に集合住宅等に設置した場合、用途地域が第一種・第二種低層住専、第一種中・高層住専となるため、危険物貯蔵ができず、防災対策が困難となる。	液化石油ガス販売事業用の貯蔵については、第一種・第二種低層住専、第一種中・高層住専において35tまでの貯蔵が認められていることから、集合住宅の建設可能な用途地域における危険物貯蔵が可能となる規制緩和もしくはガイドライン等の制定により、防災対応を目的としたコーゼンレーションの設置が可能となる措置を講じるべきではないか。	建築基準法	国土交通省		●						建築基準法第48条	建築基準法第48条の用途規制により、液化石油ガスを含む液化ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については各用途地域ごとに建築可能な規模が定められている。ただし、同条のただし書による特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える危険物の貯蔵等に供する建築物を建築することは可能。	建築基準法第48条に基づき危険物の貯蔵又は処理に供する建築物に係る規制により、第一種低層住居専用地域等で共同住宅等に附属するものである場合には準住居地域等と同様に、液化ガスであれば3.5t(50kg入りプロパンガス70本相当)まで貯蔵等を行うことができる。また、これに該当しないものについても、特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には貯蔵等を行うことができる。なお、建築物に附属するものについて一定量(液化ガス3.5t)までが設置できるが、これを超える量を住居専用地域に設置する場合の一般的な許可基準を検討することは困難と考えている。			

No.	分類	新規/ フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員 提案	WG ヒア	国民 の声	事務局 ヒア	総合 特区	閣議 決定	エネ環 AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
150	分散電源	新規	非常時におけるLPGエアを使用する際のLPGエア発生装置の規制緩和	液化石油ガス(LPGガス)を冷暖房や調理用燃料として使用する場合には液化石油ガス法の適用を受ける。震災などにより、コージェネレーションをLPGで稼働させる場合、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の両方の規制を受けることとなり、有事対応の際の手続が煩雑となっているとの指摘がある。	有事対応用にLPGエアを使用する際には、いずれかの法律の適用を受けるとし、手続上の煩雑さを解消すべきではないか。	液化石油ガス法、高圧ガス保安法	経済産業省								高圧ガス保安法第5条 液化石油ガス法第2条	液化石油ガスについては、工業用として使用するか、家庭・業務用として使用するかで適用される法律が異なるため、二重適用はない。 具体的には、高圧ガス保安法においては、高圧ガスの製造者等に対して、技術上の基準への適合義務、許可・届出の義務等を課している。 一方、液化石油ガス法においては、一般消費者等に対し液化石油ガスの販売事業を行う者に対して、販売の方法の基準、供給設備の技術上の基準への適合義務等を課している。	問題点を明確にするため、関係者等に内容を確認した上で対応を検討したい。		
151	分散電源	FU	建築物の建ぺい率・壁面線・高さ制限等の取扱いの緩和	容積率については、平成23年3月の「技術的助言」により、コージェネレーションの導入に際して緩和が認められているところ。しかしながら、その場合でも高さや壁面線等の制限により、緩和措置を十分に活用できないケースがある。	再生可能エネルギーやコージェネレーション等を導入することで環境低負荷に貢献できる施設に対しては、壁面線(第47条)、建ぺい率(第53条)、高さ制限(第56条)についても緩和すべきではないか。	建築基準法	国土交通省								建築基準法第52条により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が、同法第53条により建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、同法第55条及び第56条により建築物の高さの限度が、用途地域ごとに定められている。 なお、法第52条に基づく容積率規制、法第53条に基づく建ぺい率規制、法55条に基づく絶対高さ制限については、特定行政庁が認め許可することで各規定による限度を超えることができる。 法第47条の壁面線の制限は法第46条で指定された場合に適用される。	(容積率・建ぺい率について) 平成23年3月に発出した新エネ・省エネ設備等に対する建築基準法52条第14項に基づく容積率緩和についての技術的助言において、建ぺい率緩和についても同法第53条第4項に基づく許可により再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を支援されたい旨、通知しているところ。また、防災用備蓄倉庫等についても容積率緩和の対象となる旨明記している。 (高さ制限について) 良好な市街地環境を確保する観点から、建築物の高さに係る規制として斜線制限を設けているところ。なお、採光・通風等の周辺市街地環境を確保しつつ設計の自由度をあげることを可能とする制度(法第56条第7項に基づくいわゆる天空率)が設けられている。 また、低層住居専用地域における10m又は12mの絶対高さ制限については、特定行政庁が低層住宅に係る良好な居住環境を害するおそれがないと認め許可した場合には適用除外とできる。 (壁面線による建築制限について) 法第46条の規定に基づき壁面線の指定を行っているのは、平成21年3月末現在、全国で27箇所、約21kmと限定的であることから、壁面線による建築制限があることでご提案の様な施設が立地できないことが一般的であるとは想定できない。なお、平成23年3月に発出した技術的助言において、壁面線の指定がある場合等における法53条4項の規定に基づく特例許可の活用を記載した趣旨は、再生可能エネルギー等の設備により法53条第1項から第3項の規定に基づき建ぺい率制限を超える場合であっても、壁面線による建築制限を行うことで周辺市街地環境の向上が図られる場合等には、特定行政庁の許可により建ぺい率制限を適用除外とできる旨を記載したものである。			
152	分散電源	新規	工場立地法上の取扱いの見直し⑥(コージェネレーション)	工場立地法上では、工場の敷地に占める生産施設面積の比率を業種により30%～65%と規定するとともに、敷地面積の25%を緑地又は緑地以外の環境施設にしなければならぬ。	コージェネレーションについても省エネ・省CO2に資する設備であること、また災害時の非常用電源としての使用も可能であることに鑑み、環境施設と位置付け、設置に必要な面積は環境施設の面積とみなしてはどうか。	工場立地法	経済産業省								工場立地法第4条第1項第1号では、環境施設は「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」と規定されており、工場立地法における環境施設は、自然環境との調和や地域住民に対する心理的融和を図ること等により、周辺地域との調和を保つ効果を有するものである。 他方、コージェネレーション施設については、エネルギー効率を高めるシステムではあるが、環境負荷物質を排出することから、生産施設として取り扱っており、環境施設として位置づけしていない。	コージェネレーション施設については、エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムとして重要性が高まっており、また災害時の非常用電源として使用することが可能であることは承知するもの、他方で、環境負荷物質を排出することから、生産施設として取り扱っており、環境施設と定義づけることは適当ではない。			
153	分散電源	新規	ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要出力の緩和	5万kW程度までのガスタービン市場のメンテナンスは、ローテーション方式(取替え方式)が主流となっている。他方、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できず、不具合により急な取替えの必要が生じた場合、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じている。	メーカーでは5万kW程度までのガスタービンはシリーズ化を行っており設計思想は同じことから、計画の事前届出が必要ないガスタービンの発電出力を「5万kW未満」まで拡大すべきではないか。	電気事業法	経済産業省								電気事業法第48条、電気事業法施行規則第65条、同規則別表二「発電所 二 変更の工事 (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事 (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの 1 原動力設備 (2) 火力設備 二 ガスタービン 4」	ガスタービン取替えにおける工事計画の届出が必要となる範囲については、設備の構造上のリスク等を鑑みて1万kW未満のものとしている。一方、届出受理から工事開始までの期間については30日をおかなければならぬとしている。ただしこの期間については短縮することも可能となっている。	技術基準等の適用条件を満たしていれば、現行制度においても、電気事業法第48条第3項の規定により、軽微な工事等について、工事開始期間を短縮することが可能となっている。		現行制度でも対応可能。
154	ガス	FU	農地におけるガス事業の公益特種の整備及び明確化	農用地区域内での開発行為に関しては都道府県知事の許可は不要である。しかし、開発行為の前提となる当該土地の権利取得には農地転用許可が必要であり、農地転用許可を得るには農用地区域から除外しなければならないこととされている。	農用地区域除外の手続を省略・短縮化し、農用地区域内での開発行為を円滑に行うため、ガス事業も公益事業として、電気事業や電気通信事業と同じく農地法第3条、第4条、第5条の許可を不要とすべきではないか。	農地法	農林水産省						詳細36	農地法第5条第1項 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第3号	農地法に基づき許可等を受けたガス事業者が設置するガスの導管については、通常、道路に埋設され、仮に農地に埋設する場合は当該農地及び周辺の農地への影響を及ぼすおそれがあることから許可を要することとしており、ガス事業に係る農地転用許可を不要とすることは困難である。 ただし、やむを得ず農地を利用する場合であって、農地に地上権を設定し、ガス導管を埋設後に農地としてその土地を利用する場合には、農用地区域内の農地であっても同区域から除外することなく一時転用の許可を受けることで、当該導管を埋設することが可能である。 第1種農地は原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には例外的に許可することができることとされており、「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物(同条第17号)及び「ガス事業法によるガス工作物(同条第17号の2)」については、第1種農地においても転用許可が可能となっているところである。 また、一般電気事業者等は道路沿いの農地等を利用して電柱等を設置し、空中にある電線を通じて送電することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用することが想定されず周辺農地への影響が少ないことから、電気工作物のうち電柱等の送電用電気工作物等に限り農地転用の許可を不要としているところである。 一方、ガス事業法に基づき許可等を受けたガス事業者が設置するガスの導管については、通常、道路に埋設され、仮に農地に埋設する場合は当該農地及び周辺の農地への影響を及ぼすおそれがあることから許可を要することとしており、農地転用の許可を不要とした場合には、埋設された場所の特定がなされず将来における管線や基礎整備を行う際の安全性が確保できなくなるおそれがあることから、ガス事業に係る農地転用許可を不要とすることは困難である。 その際、やむを得ず農地を利用する場合であって、農地に地上権を設定し、ガス導管を埋設後に農地としてその土地を利用する場合には、農用地区域内の農地であっても同区域から除外することなく一時転用の許可を受けることで、農用地区域の開発許可は不要で当該導管を埋設することが可能である。				

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期		
155	ガス	新規	高圧ガス製造所における資格者要件の緩和	高圧ガス製造所では、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者が保安係員として選任されているところ。ガスパイプラインからの供給が困難な場所において天然ガスを利用するためには、LNGサテライト基地を設けることとなるが、その際、資格者要件が阻害要因となっている。	LNGサテライト基地においては、例えば、高圧ガス製造保安責任者免状を持つものが基地に一人おり、交代勤務毎には高圧ガスの保安に関する講習修了者が一人いればよいものとする、等の要件緩和を進めるべきではないか。	高圧ガス保安法	経済産業省	●			●				高圧ガス保安法第27条の2第4項、一般高圧ガス保安規則第66条第2項、第76条	高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造に伴う災害を防止するため、事業所の規模や形態に応じて有資格者等所要の条件に適合する者を選任し、保安に関する職務を行わせる体制(保安管理組織)を設けることを義務付けている。	保安係員は、高圧ガスの製造現場において、製造の方法が技術基準に適合するよう監督すること、巡視及び点検を行うこと、災害発生時の応急措置を実施すること等の職務を有しており、保安管理組織の中で重要な役割を担っている。従って、保安係員の選任を必要とする規模の製造施設において従業員の交替制をとっている場合には、交替制のために編成された従業員の単位ごとに、保安係員を選任することを義務付けているところ。	御提案の講習修了者による代替については、講習修了者は資格取得のための国家試験科目が一部免除となるが、法令に係る試験は受験する必要がある。保安係員の職務は、製造施設や製造の方法等が高圧ガス保安法上の基準に適合しているかを管理することであり、法令の知識は必要不可欠であるため、講習修了者による代替は保安の観点から認められない。	現行法において、小規模な製造施設については危険性が少ないことから選任を不要としているが、LNGサテライト基地については保安係員を選任しない場合の安全性が立証されていないため、現時点で規制を緩和することは難しい。ただし、設備の設置状況によって選任の基準を緩和する特例もあるため、個別に当該に御相談いただきたい。		
156	ガス	新規	LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離	LNGサテライト施設では、燃料以外の危険物も同時に使用している場合があるが、消防法では、LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離は20mとなっており、降壁などによる緩和措置が現状では取れないことからLNGサテライト設備の設置場所が限定されている。	LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離の緩和する措置、又は降壁などでの迂回距離でも離隔距離とみなす措置を講じるべきではないか。	消防法	総務省		●					消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号 危険物の規制に関する規則第12条	危険物施設が危険物の規制に関する規則第12条に規定する高圧ガス施設との間に確保すべき一定の距離(以下「高圧ガス施設との保安距離」という。))については、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防危第40号)において、市町村長等が高圧ガス施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、当該距離を緩和することが可能であることを示している。なお、高圧ガス施設との保安距離は、危険物施設からの火災の発生や高圧ガス施設からの火災又は爆発の発生が相互に影響を与えて被害を拡大させないために必要な措置であることを念のため申し添える。		危険物施設LNGサテライト設備との保安距離については、「考え方」欄に記載のとおり、市町村長等が高圧ガス施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には当該距離を緩和することが可能である旨を既に示しており、各市町村長等において適切に判断いただいているものと認識している。 なお、個別具体の事例において疑義が生じた等の場合にあっては、消防庁危険物保安室まで相談されたい。				
157	熱事業	新規	熱供給事業法への燃料費調整制度の導入	電気やガスとは異なり、熱供給事業においては燃料金の改定に関しては、燃料費の変動に応じて自動的に燃料金を調整する燃料費調整制度が導入されていない。	燃料費調整制度は、事業者の経営努力の及ばない燃料費について外出しすることにより、事業者の固定費等の経営効率化を促進されるために導入されており、他のエネルギーとの適正な競争環境確保の観点からも、熱供給事業へも燃料費調整制度を導入すべきではないか。	熱供給事業法	経済産業省				●			熱供給事業法第14条	熱供給を受ける者の利益保護及び公正妥当な料金による熱供給事業の健全な発展を目的としている熱供給事業法の観点から、多様な熱源構成の実情を踏まえた、全国的に一元的な基準を設定する必要があり、また、全国的に同時期に導入することが適当。		現在進められているエネルギー政策の見直しの議論を踏まえ、熱の有効利用のあり方について議論していく中で検討。	平成24年度以降			
158	熱事業	新規	熱料金改定時の認可手続の見直し	電気やガスとは異なり、熱供給事業においては、料金引下げ時の料金改定時も認可となっている。	他のエネルギー同様、「料金を引下げの場合、その他使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合」は、料金変更を認可制から届け出制に変更するよう法的措置を講じるべきではないか。	熱供給事業法	経済産業省				●	●		熱供給事業法第14条	熱料金の改定に関し、値下げについては、熱供給事業者の料金値下げを促すことにより需要者の利益保護及び熱供給事業の一層の普及・拡大が図られることから、平成18年度より総括原価の簡易算定方式を導入し、申請手続の簡素化を行っている。		現在進められているエネルギー政策の見直しの議論を踏まえ、熱の有効利用のあり方について議論していく中で検討。	平成24年度以降			
159	土壌汚染	新規	飲用井戸情報の事前把握と事業者への情報提供①(情報提供)	改正土壌汚染対策法では、行政の判断により健康被害の恐れがない「形質変更時届出区域」と健康被害の恐れがあるため措置が必要となる「要措置区域」への指定がなされるが、行政による健康被害の判断(飲用井戸の有無の確認)に1~2か月を要するケースがある。	管轄区域内の飲用井戸情報について事前に把握しておくことで、第4条届出ないし第14条申請の届出者に対し、届出時点で調査対象物質の影響範囲に飲用井戸が存在するか伝えるべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省		●					土壌汚染対策法6条、11条	都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果、地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地について、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等があるかどうかを確認し、その有無によって要措置区域又は形質変更時届出区域に指定することとしている。なお、地下水の飲用利用等については、近隣住民用のための回覧板、戸別訪問等により確認するよう助言している。	届出時点で飲用井戸の有無の情報を提供するためには、飲用井戸の設置・利用者(主に個人)に対して登録・変更等の届出義務を課すこと、又は、都道府県等において、情報取得・管理のための調査を継続的に行うために相当程度の予算・人員を要することとなり、現実的でないことから、対応することは困難である。					
160	土壌汚染	新規	飲用井戸情報の事前把握と事業者への情報提供②(位置情報の提供)	”	調査結果から基準超過物質の影響範囲に飲用井戸が存在する場合には、迅速且つ的確な対策を検討実施するため、届出者に対し井戸の位置情報を提供すべきではないか。また行政より飲用停止を指導できるようにすべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省		●					土壌汚染対策法第7条	都道府県知事は、地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地の周辺で地下水の飲用利用等が確認された場合、当該土地を要措置区域に指定し、地下水の水質の測定や原位置封じ込めなど汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することとしている。指示措置の内容は、土地の所有者等及び汚染原因者の主観にかかわらず、専ら土地の汚染状態及び土地の用途のみによって客観的に定められる。	要措置区域における汚染の除去等の措置については、汚染状況により客観的に定められるものであり、井戸の位置情報の提供に意味はない。また、人為的な原因により汚染された土壌については、法律に基づき、土地所有者等が封じ込め・除去などの適切な対応をとる必要があり、飲用停止の指導をもって瑕疵のない井戸の所有・使用者に対し、個人財産の利用制限となる井戸の利用停止を求めることは困難である。					

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
161	土壌汚染	FU	自然由来基準超過土壌の取扱いの規制緩和	自然由来と判断される基準超過土壌は、汚染の拡散防止の方法や場外搬出の際には操業由来と同様の管理対応が求められる。自然由来による基準超過土壌は広範囲に広がって存在するケースがほとんどであり、基準超過レベルは低レベルである一方で、土量として操業由来汚染土壌を大きく上回っている。	自然由来と判断される基準超過土壌の取扱いについて、汚染拡散防止の措置内容及び場外搬出の際の規制を緩和すべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省							土壌汚染対策法第16条、17条	要措置区域等内の土壌を要措置区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性がある。このため、当該搬出に伴う汚染土壌の適正な運搬及び処理を確保することから、要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壌の運搬基準等を設けている。	健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、汚染拡散防止措置及び搬出の規制は必要である。	平成23年7月の土壌汚染対策法施行規則の改正において、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域を設定し、当該区域に指定された場合、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととした。		
162	土壌汚染	FU	土壌汚染対策法の指定基準の見直し	指定基準を超えた建設残土等の処理費用は著しく高価(一般残土の数倍)であるが、現状、汚染原因者でない事業者がその処分費用を負担しているのが一般的である。	土壌汚染対策法において、指定基準を超過した場合にすべてを土壌汚染としている点について、指定基準値の見直しを行うべきではないか。	土壌汚染対策法	環境省							土壌汚染対策法第6条	鉛、砒素、トリクロロエチレン等25物質については、土地の汚染による人の健康に係る被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域の指定に係る基準を定めている。	人への健康被害を防止する観点から、専門家による議論を踏まえて設定されており、当該基準を見直すことは困難である。			
163	土壌汚染	新規	土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化	現状では土壌汚染対策法第4条の申請において、ガスバイプラインの幹線工事等広範囲にわたる届出の際に、対象範囲全ての公図、登記簿、地主の同意書が求められることがあるが、対象道路部分全ての公図・登記簿を準備することとなっている。	主に道路部分を広範囲(長距離)にわたって改変する工事において、土壌汚染対策法第4条の届出に必要な書類の簡素化を図るべきではないか。(道路占用にかかる書類(許可書写し及び許可申請書添付書類)で掘削場所、掘削面積、深さを把握することができ、公図や登記簿等の代用が可能ではないか)	土壌汚染対策法	環境省						詳細31	土壌汚染対策法4条	土壌汚染対策法第4条の申請において、 ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面、 ・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書等 を都道府県知事に届け出なければならないとしている。 土地所有者は土壌汚染対策法に基づく命令等による義務を負う可能性があるため、施行に関する計画が土地所有者全員に同意されていることを確認できる書面が必要である。	土地所有者は土壌汚染対策法に基づく命令等による義務を負う可能性があるため、施行に関する計画が土地所有者全員に同意されていることを確認できる書面が必要であり、道路占用に係る書類(許可証写し及び許可申請書添付書類)で代用することは困難である。			
164	補助金	新規/FU	補助金運営団体が運用する補助金の圧縮記帳について	法人税法では、国庫補助金及びそれに準じるものとして、例えば、NEDOの助成金など、ごく一部の補助金に対してのみ、圧縮記帳が認められている。(圧縮記帳とは、国庫補助金や火災による保険金などの金銭を売って固定資産を購入した際、その購入価額から補助金の額を控除して購入価額とすること。)	圧縮記帳が認められなければ、交付された補助金に対しても課税され(受給した補助金額の40%は税金として納めなければならないこととなる)、重い負担となる。補助金運営団体に対しては、国が公募・審査の上、適正な運用をすることで、いずれの補助金に対しても圧縮記帳を可能とすべきではないか。	法人税法	財務省								【事務局コメント】 ※本案件は、税法上の問題であることから、検討の対象外とした。				
165	補助金	新規/FU	補助金申請時の競争見積り実施に係る運用の一部見直し	多くの補助事業では、補助金適化法の趣旨に則り、補助金の交付決定がされた事業者は、補助対象設備に対して3社以上での競争見積りを求められることが通常である。しかしながら、オーダーメイドでの設備が必要な場合、事前診断等に基づいて作成した仕様書等に競争入札が行われるため、事前診断を行った設備納入予定事業者が、必ずしも落れできないことがある。	事前診断を行った事業者はノウハウ流出するだけでなく、労力分のコストの回収もできなくなる。例えば高度なエンジニアリング力を必要とする技術に基づき、オーダーメイドが必要な設備に関しては、競争見積りを不要とするなど、運用の緩和を図るべきではないか。	補助金適化法	財務省							補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金等適正化法)	補助金等適正化法上、具体的に競争見積りを義務付けていることはなく、また、補助金等適正化法の趣旨に則って、財務省通達によりそのような運用を各府省に義務付けていることもない。 ご指摘のような具体的な運用の緩和については、各府省にご要請いただきたい。				
166	運輸	新規	天然ガス自動車の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加	天然ガス自動車に搭載する容器は、高圧ガス保安法の容器保安規則に規定するものでなければならないとされており、海外規格の容器を採用することはできない。また、海外で市販されている天然ガス自動車を輸入する際にも容器保安規則に則る必要がある。	保安基準の細目を定める告示に高圧ガス保安法・容器保安規則の容器だけでなく、海外規格の容器も認めるべきではないか。(EC基準(国連欧州経済委員会)の受入も考えられる。(LPG自動車も同様の要望あり)	道路運送車両法 高圧ガス保安法	経済産業省							高圧ガス保安法第44条、容器保安規則第3条～第7条 等	高圧ガス保安法では、天然ガス自動車に搭載する容器の技術基準を容器保安規則において規定しており、容器を輸入した者は安全確保の観点から容器保安規則に基づく容器検査を受検する必要がある。	高圧ガス保安法において、容器の規格は「適切な材料を使用して製造すること。」等、性能規定化を図っている。このため、海外規格の容器であっても、高圧ガス保安法に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、高圧ガス保安協会による事前評価を受ける等の方法により、安全性が確認できれば、現行制度の下でも輸入することは可能である。	IWVTAについては、国連において2016年3月までに合意を得ることを目指している。		
				天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間については、経過年数4年以下のものは4年、経過年数4年を超えるものは2年1か月と定められているが、車両の最終検査(車検)の期間と異なるため、ユーザーは車両1台に対して、車検とは別のタイミングで容器再検査を実施する必要がある。	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について、車検と同一のタイミングとすべく、「道路運送車両法第62条の検査までの期間」としてはどうか。	高圧ガス保安法	経済産業省									道路運送車両の保安基準第17条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第20条、第98条、第176条	高圧ガスを燃料とする自動車に搭載されるガス容器について、道路運送車両の保安基準(以下、「保安基準」)に基づき、高圧ガス保安法・容器保安規則の基準を満たさなければならないこととしております。	高圧ガス容器の安全性については、高圧ガス保安法・容器保安規則に基づく規制がなされているところ、自動車に取り付ける高圧ガス容器についても、これと同様の規制とすることが適当と考えます。	
167	運輸	新規	天然ガス自動車の容器再検査期間の変更	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間については、経過年数4年以下のものは4年、経過年数4年を超えるものは2年1か月と定められているが、車両の最終検査(車検)の期間と異なるため、ユーザーは車両1台に対して、車検とは別のタイミングで容器再検査を実施する必要がある。	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について、車検と同一のタイミングとすべく、「道路運送車両法第62条の検査までの期間」としてはどうか。	高圧ガス保安法	経済産業省							高圧ガス保安法第48条第1項第5号、容器保安規則第24条第1項第5号	高圧ガス保安法においては、道路運送車両法の自動車検査証の有効期間に配慮し、車検と同一のタイミングで容器再検査が実施できるように容器再検査の期間を定めているところ。	高圧ガス保安法においては、道路運送車両法の自動車検査証の有効期間に配慮し、車検と同一のタイミングで容器再検査が実施できるように容器再検査の期間を定めているところ。	高圧ガス保安法の容器再検査の期間は、車検時に受検が可能となるように設定されている。仮に車検時に容器再検査期間が残っている場合であっても、車検と同一のタイミングで容器再検査を実施すれば現行制度の下でも問題は生じないものと考えます。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
168	運輸	新規	天然ガス自動車等に改造する場合の振動試験の免除	未登録の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合には、指定自動車(型式について指定を受けた自動車)とみなされ、振動試験への適合が求められている。(自動車燃料ガス容器取付部の技術基準)に定められた実際の容器取り付け改造に関しては基準に従い強固に固定されていることから安全性は確保できている)	登録前の乗用車を天然ガス自動車に改造する場合は、「指定自動車等以外の自動車」として取扱、「自動車燃料ガス容器取付部の技術基準」に定められた試験のうち振動試験を免除すべきではないか。(LPG自動車も同様の要望あり)	道路運送車両法	国土交通省		●						道路運送車両の保安基準第17条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第20条	天然ガス自動車に搭載するガス容器についても基準の改正は、国際欧州委員会(UNECE)自動車基準調和フォーラム(WP29)において日EU協力して進めている「国際的な車両型式認証の相互承認制度(MVTA)」の実現に向けた基盤整備活動の一環として、進めていくこととしている。		保安基準において、ガス容器の取り付けに関し共振試験において安全性の担保をしているところです。一方、UNECE規則においては、加速度試験を実施することによる安全性の確認をしていることから、ガス容器の取付基準については日本とUNECE規則の確認方法に相違がある。今後、UNECE規則の妥当性を検討した上で、保安基準を同規則と調和することにより対応することとしています。	UNECEにおいて、IWVTAについて2016年3月の制度創設を目指し検討が進められているところであり、ガス容器の技術基準に関しても関係各者と調整を行いつつ、なるべく早期の基準調和を実施することとした。
169	運輸	新規	圧縮天然ガス自動車の充てん設備の蓄ガス量上限の緩和	圧縮天然ガスの貯蔵は、建築基準法施行令で定められ、ガス種や貯蔵形態には関係なく一律の貯蔵上限量である。そのため、商業地域や住居系地域では蓄ガス量が少なく、実用的な規模の天然ガススタンド建設が困難となっている。(天然ガススタンドは蓄ガス器等への緊急遮断弁の設置や感震装置設置などの安全対策がなされており、設備の安全信頼性は高い。)	住居系地域や商業系地域等における圧縮天然ガス自動車の充てん設備の蓄ガス量を拡大すべきではないか。 現行：住居系地域350Nm ³ 、商業系地域700Nm ³ 、準工業地域3,500Nm ³ 、工業地域無制限 ⇒住居系地域1,000Nm ³ 、商業系地域2,000Nm ³ 、準工業地域10,000Nm ³	建築基準法	国土交通省	●	●	●		●			建築基準法第48条	建築基準法第48条の用途規制により、圧縮天然ガスを含む圧縮ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については各用途地域ごとに建築可能な規模が定められている。 ただし、同条のただし書による特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える危険物の貯蔵等に供する建築物を建築することは可能。		圧縮天然ガスの貯蔵量については、工業地域等では制限されていないが、住居系及び商業系用途地域等においては市街地環境の確保の観点から一定量以下に制限されている。 なお、特定行政庁が個別の建築計画に応じて、当該圧縮天然ガススタンドの立地により周囲の市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないとして許可した場合においては立地可能。	
170	運輸	新規	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力は、20MPa以下でしか充てんを行うことができない。一方で、容器保安規則の最高充てん圧力の考え方によれば、「95度においてその容器に充てんすることができるガスの圧力のうち最高のもの」とされている。	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力について、ディスプレイの設計温度に応じた圧力まで緩和すべきではないか。	高圧ガス保安法	経済産業省		●			●			高圧ガス保安法第48条第4項、容器保安規則第8条第1項第12号、一般高圧ガス保安規則第7条第2項第9号	容器保安規則においては、容器の安全性を確保する観点から、容器の設計に応じた最高充てん圧力を刻印することを義務付けており、最高充てん圧力以上の圧力で充てんすると容器が破裂する恐れがあるため、認められない。 なお、現行の技術基準において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の最高充てん圧力の上限は26MPaである。	最高充てん圧力以上の圧力で充てんすることについては、その安全性が明確でない状況では認められない。 ただし、御提案の内容についての安全性を実験データ等によりお示しいただければ対応を検討する余地がある。		
171	運輸	新規	乗用車及び商用車の排ガス規制の緩和(日本&欧州の排ガス規制の統一)	現在、自動車の排ガス規制は、日本ではポスト新長期規制が適用されているがヨーロッパのユーロ6とは若干の差異があり、日本マーケットのために自動車をつくることはコスト高となり、メーカー、ユーザーともに、不利益となっている。	実現可能な規制(世界レベル)をEUと調和した形で再設定すべきではないか。	ポスト新長期規制	国土交通省	●							道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第六十七号)第三十一条第二項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)第四十一条	自動車の排出ガス規制については、各国によって大気汚染の状況や走行実態が異なることから、それぞれの国内の走行実態等を反映した試験方法や規制値が定められています。 このため、現在、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)においては、試験方法の統一に向けて検討を行っているところであり、我が国においても、EUやインド等のアジア諸国と連携しつつ、世界統一的な試験方法の検討・導入を順次進めているところです。	大型貨物車の試験方法については、WP29において、世界統一的な試験方法が作成済みであり、現在、我が国の基準に導入すべく調整を進めているところです。また、乗用車及び軽中量貨物車の試験方法については、WP29において、現在、2013年を目途に世界統一的な試験方法を検討しているところであり、作成後、速やかに我が国の基準に導入することとしております。	大型貨物車の試験方法：2016年までに国内規制へ導入予定 乗用車及び軽中量貨物車の試験方法：WP29における世界統一的な試験方法が作成された後、速やかに導入予定	
							環境省	●							大気汚染防止法第一条、第十九条及び告示「自動車排出ガスの量の許容限度」	自動車排出ガス規制は、大気汚染に関し国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図ることを目的としており、我が国における大気汚染の状況、自動車の走行実態、使用環境等を考慮した自動車排出ガス低減対策を講じている。一方、自動車は我が国の重要な輸出品の一つであり、重量車について、2016年の次期規制より世界統一試験法のWHDCを導入する等、我が国の環境保全上支障のない範囲で、国際基準調和を図っているところである。	自動車の国際基準調和を図る国連自動車基準調和世界フォーラム(UN-ECE/WP29)において、EU等と連携し、排出ガス世界統一試験法を検討しており、我が国の環境保全上支障のない範囲で国際基準調和を図っていく。	ディーゼル重量車の世界統一試験法(WHDC)：次期2016年規制から導入予定。 乗用車及び軽中量貨物車の世界統一試験法(WLTP)：現在、世界統一試験法の策定を行っており、我が国も参加し、我が国の事情が反映されるよう努めている。	

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄								
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期				
172	運輸	新規	次世代型小型モビリティの走行緩和	次世代型小型モビリティは、道路運送車両法により自動車又は原動機付き自転車に区分され、道路交通法により運転免許が必要となる他、歩道を通行することもできない。(電動補助自転車等と同様の軽車両としても位置付けられていない)	平成23年1月よりつくば市での構造改革特区実証の結果や、諸外国における規制緩和の実態、観光への適用可能性等を踏まえ、我が国でも次世代型小型モビリティが公道を走行できるよう速やかに検討を開始し結論を出すべきではないか。	道路運送車両法・道路交通法	警察庁											「次世代型小型モビリティ」の公道走行を認めるためには、道路交通の安全と円滑を図る観点から、その車両区分、通行場所・方法等について慎重に検討を行う必要がある。 この点、平成23年1月に、構造改革特区基本方針の一部変更により、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」が創設され、同年3月には、茨城県つくば市から提出された同事業に係る構造改革特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受け、現在同市において当該実験を実施しているところである。 今後は、当該実験の結果を踏まえながら、その可否を含め公道走行の在り方について検討していくこととしている。		「考え方」欄参照		「考え方」欄参照	
							国土交通省												超小型モビリティについては、その車格や用途に即した安全基準を定めることが適当ですが、これまでにない新たなモビリティであるため、実際に超小型モビリティが公道を走行して実証実験をした上で、望ましい利用場面や、求められる性能について検討する必要があります。		国土交通省においては、平成23年度に超小型モビリティに関する実証実験を実施しており、当該実験及びつくば市での特区での実証実験の結果を踏まえつつ、必要な検討を実施することとしています。また、平成24年度より総合特区における実証実験の実施の申請もなされているところ、これらの結果も併せて検討することが必要であると考えます。		左欄のとおり、総合特区等での実証実験の状況を見つつ検討を進めることとしています。
173	CO2	新規	CO2削減対策による削減量の評価方法の規定	温暖化対策推進法温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、「削減量」についての算定方法が明確に規定されていない。事業者が実施する対策の削減効果については一般に、「排出量」の差が用いられることが多い。しかし、この方法では、削減効果が適正に評価されない場合がある。	温暖化対策推進法において、「削減量」(様式2)の算定方法を規定すべきではないか。(省電力対策によるCO2削減効果は、電気の需要家が行った省電力が電力の供給側に与える影響を想定し、算定すべきではないか。すなわち、省電力によって電力の需要が減った分、稼働を調整するなどの影響を受ける電源を想定し、その係数を用いて算定すべきではないか)	温暖化対策推進法	経済産業省												地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」)に基づく排出量算定・報告・公表制度(以下、「算定制度」)において、「削減量」については報告義務の対象となっていないが、任意の報告事項として温対法様式2において「温室効果ガスの排出量の増減に実施した措置に関する情報」を記入することができる。なお、排出削減対策による効果の評価については、対策の種類により様々な考え方があり、実態に即した合理的な方法により評価する必要があることから、一律に規定することは困難であるが、算定制度マニュアルにおいては、「対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法などがあります」と例示を記載しており、既に対応済みと考える。				
							環境省												地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」)に基づく排出量算定・報告・公表制度(以下、「算定制度」)において、「削減量」については報告義務の対象となっていないが、任意の報告事項として温対法様式2において「温室効果ガスの排出量の増減に実施した措置に関する情報」を記入することができる。なお、排出削減対策による効果の評価については、対策の種類により様々な考え方があり、実態に即した合理的な方法により評価する必要があることから、一律に規定することは困難であるが、算定制度マニュアルにおいては、「対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法などがあります」と例示を記載しており、既に対応済みと考える。				左記のとおり対応済みと考える。
174	CO2	新規	電気事業者の事業者別排出係数の見直し①(原子力等の政策電源を除いた評価への改善)	供給する電気のCO2排出係数は、環境配慮契約法等により、自治体の電力入札の参加資格(届切方式)に用いられるなど、事業者の競争力に大きな影響を持つが、原子力や大型水力発電を持ち得ないPPSにとって、排出係数を改善する手段は限定的である。	電気事業者の事業者別排出係数に関しては、実質的にCO2削減が進む仕組みと競争上のイコールフットイングが両立するため、現状PPSに利用権がない大型水力発電や原子力発電については除外した管理・評価形態へ改善すべきではないか。	温暖化対策推進法	経済産業省												電気事業者ごとの排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法という。)及びこれに基づく命令等に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量について算定する際における係数である。算定・報告制度は、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の可視化を通じて、排出者の排出削減に向けた自主的な取組を促すことを目的とするものであり、従って、電気の使用に伴う排出量の報告について、可能な限り実態に即した適正な算定が行われる必要がある。このため、事業者ごとの排出係数については使用した電気の発電所全てが算出に使用されるべきである。				特定的に水力発電や原子力発電のみ除外することは、温対法の趣旨に反するため、対応は困難。
174							環境省												電気事業者ごとの排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法という。)及びこれに基づく命令等に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量について算定する際における係数である。算定・報告制度は、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の可視化を通じて、排出者の排出削減に向けた自主的な取組を促すことを目的とするものであり、従って、電気の使用に伴う排出量の報告について、可能な限り実態に即した適正な算定が行われる必要がある。このため、事業者ごとの排出係数については使用した電気の発電所全てが算出に使用されるべきである。				特定的に水力発電や原子力発電のみ除外することは、温対法の趣旨に反するため、対応は困難。

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		所管省庁回答欄					
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP	根拠法令	考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
175	CO2	新規	電気事業者の事業者別排出係数の見直し②(需要家のニーズに応える、柔軟な運用)	需要家には様々な要望があり、中でもCO2排出係数に関する要望(自然エネルギーからのひも付調達(CO2ゼロ)、CO2係数指定など)が多いが、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度(地球温暖化対策法)においては、電力供給事業者が需要家に提示可能な排出係数は全電源平均の一つの数値だけとなっている。	IT技術が発展した現況下では、需要家ごとに異なる排出係数のサービスメニューを提供したとしても、サービス提供事業者の総排出係数を管理する仕組み構築は可能であるため、供給事業者の排出係数をトレースする仕組みを構築した企業に対しては、需要家毎に異なる排出係数のサービスを提供することを認める制度的な措置を講じるべきではないか。	温暖化対策推進法	経済産業省		●							地球温暖化対策の推進に関する法律 電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について	現行の一般的な電力供給の契約体系においては、電源を特定した形で供給を行ってならず、各電源を組み合わせた電気が電源の区別なく需要家に供給されているところである。その実態を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律及びこれに基づく命令等に基づき、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量について算定する際に用いる係数として、電気事業者が需要家に対して提示できるものは、全電源平均となっている。	左記の通り、現行の一般的な電力供給の契約体系において、特定の需要家に対して特定の電源からの電気を割り当てるような仕組みにはなっていないため、各電気事業者が需要家に対して電源別の排出係数を提供することは困難である。		
							環境省		●							地球温暖化対策の推進に関する法律 電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について	現行の一般的な電力供給の契約体系においては、電源を特定した形で供給を行ってならず、各電源を組み合わせた電気が電源の区別なく需要家に供給されているところである。その実態を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律及びこれに基づく命令等に基づき、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量について算定する際に用いる係数として、電気事業者が需要家に対して提示できるものは、全電源平均となっている。	左記の通り、現行の一般的な電力供給の契約体系において、特定の需要家に対して特定の電源からの電気を割り当てるような仕組みにはなっていないため、各電気事業者が需要家に対して電源別の排出係数を提供することは困難である。		
176	3R	FU	企業グループでの産業廃棄物の自処理①(産業廃棄物の処理)	グループ内で連携して産業廃棄物の処理を行う場合、排出側と処理側の法人格が異なれば、産業廃棄物処理業の許可が必要となるため、事務手続も煩雑となり、効率的な廃棄物処理を進めることができない。昨今、企業経営の効率化の観点から、企業の分社化が進んでいるが、廃棄物の処理設備を持つ親会社が製造した商品を、分社化した子会社が卸売業として販売する場合、子会社が親会社に不良品等のリサイクル処理を委託する際には、親会社は産業廃棄物処理業の許可を取得しなければならないといった問題が生じている。	産業廃棄物の処理を持分法適用会社等に委託する場合には、予めグループの範囲を明確にした上で、グループ内で発生する産業廃棄物の処理を同一法人の「自処理」と位置付け、産業廃棄物処理業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきではないか。特に、完全子会社(100%子会社)にあっては、法人格が別であっても、その目的及び業務内容は親会社と一致するため、処理業許可制度の趣旨を担保できるのではないか。	産業廃棄物処理法	環境省	●		●		●	■			産業廃棄物処理法第14条第1項・第6項 第14条の4第1項・第6項	対応は困難です。	・産業廃棄物処理法上、排出事業者がその排出した産業廃棄物を「自処理」する場合には、許可を不要としています。これは、産業廃棄物処理法上、排出事業者にその産業廃棄物の処理責任を負わせているためです。 ・しかしながら、企業グループといえども、各企業は別個の法人格を有することとなり、グループ内企業が排出した産業廃棄物について、グループ企業全体が連携して処理責任を負うことにはなっていません。 ・したがって、企業グループを同一法人とみなし、許可を不要とすることはできません。		
177	3R	FU	企業グループでの産業廃棄物の自処理②(産業廃棄物の収集運搬)	生産工程で発生した産業廃棄物を、廃棄物処理設備をもつ同一法人内の事業場に運搬する際、自社製品の物流を活用すれば効率的であるが、運搬をグループ会社が行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。	産業廃棄物をグループ会社が収集運搬する場合についても、同一法人の「自処理」とみなし、産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきではないか。特に、完全子会社(100%子会社)にあっては、法人格が別であっても、その目的及び業務内容は親会社と一致するため、収集運搬業許可制度の趣旨を担保できるのではないか。	産業廃棄物処理法	環境省	●				■				産業廃棄物処理法第14条第1項・第6項、第14条の4第1項・第6項	対応は困難です。	・産業廃棄物処理法上、排出事業者がその排出した産業廃棄物を「自処理」する場合には、許可を不要としています。これは、産業廃棄物処理法上、排出事業者にその産業廃棄物の処理責任を負わせているためです。 ・しかしながら、企業グループといえども、各企業は別個の法人格を有することとなり、グループ内企業が排出した産業廃棄物について、グループ企業全体が連携して処理責任を負うことにはなっていません。 ・したがって、企業グループを同一法人とみなし、許可を不要とすることはできません。		
178	3R	FU	産業廃棄物収集運搬業の許可主体の広域化と許可申請時の添付書類の統一①(許可主体の広域化)	産業廃棄物収集運搬業の許可主体については、都道府県ごとの許可に合理化されたが、今後も排出事業者及び処理事業者の所在する両方の都道府県の許可が必要となる上、広域的に収集運搬業を行う場合には、同一内容の複数の許可を取得・更新しなければならない。 不適正処理を防止するための個々の廃棄物処理の監督は、マニフェスト制度の運用と行政当局による日々の活動によって担保されている。また、不適正処理の監督は、許可主体の都道府県のみが行うものではないこと、排出事業者及び処理事業者の所在する都道府県以外の複数県をまたいで運搬する場合も出発点と到着点という2地点の許可とされていることから、許可主体と取締主体の一致という理由はあたらぬ。	産業廃棄物収集運搬業の許可については、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとし、収集運搬業務の効率化を可能とすべきではないか。	産業廃棄物処理法	環境省			●			■			産業廃棄物処理法第14条、第14条の4 産業廃棄物処理法施行令第27条	対応は困難です。	・産業廃棄物収集運搬業許可主体については、近年、政令市等の増加により事業者が受けなければならない許可の数が増加し、事業者の負担が大きくなってきたことから、平成22年12月22日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けられよこととする合理化措置を講じたところ(平成23年4月1日以前は、都道府県知事及び政令市長の許可も必要とされていました)。 ・当該合理化措置の内容は、不法投棄残存事案で、収集運搬業者が関与している割合が、総件数の約8割、総量の約5割を占めている実態等を踏まえ、生活環境保全上の支障の未然防止と規制の合理化との兼ね合いから上記措置が最適であるとされたものです。 ・許可主体の合理化措置を講じ、未だ一年にも満たずその効果の検証もできないことから、現時点において御要望にお応えすることは困難です。		
179	3R	FU	産業廃棄物収集運搬業の許可主体の広域化と許可申請時の添付書類の統一②(添付書類の統一)	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請方法が都道府県ごとに異なる上、申請書類も統一されていないため、許可手続に多くの手間と時間を要している。特に収集運搬業の業務内容は全国どこでも変わらないため、許可申請の書類は全国的に統一できる。	産業廃棄物収集運搬業の許可申請時の添付書類は全国的に統一すべきではないか。	産業廃棄物処理法	環境省			●			■			産業廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16	平成23年3月31日付事務連絡により、対応済みです。	産業廃棄物処理業の許可申請時の添付書類の統一については、平成23年3月31日付事務連絡により、各自治体に対し、法定外の添付書類の提出を求めないよう働きかけたところ。		

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	考え方	所管省庁回答欄		
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	閣議決定	エネ環AP			対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期
180	3R	新規	再生利用認定制度の拡充によるリサイクルの更なる推進	再生利用認定の認定を受けるためには、標準的な規格がある再生品であることや利用者の需要に適合していること、利用が見込まれること等の条件がある。そのため、認定の対象となる廃棄物は9種類(平成20年4月現在)に過ぎず、建設汚泥を高規格埋処の築造に用いることを除き、いづれもセメント、鉄鋼製品、コーキング及び炭化水素油などの製品に限られている。再生品の性状が利用者の需要に適合していることについての再生利用先による証明と定期的な利用状況の報告があれば、結果として廃棄物となり不適正処理につながるおそれはない。	再生品・再生燃料などで確実に再生利用が担保されていることの再生利用先による証明と利用状況の報告のあるものについては、再生利用先の認定条件を見直し、再生品がJIS規格等の公的規格に適合し販売実績のある製品でなくても、積極的に再生利用認定制度の対象にしていくべきではないか。	廃棄物処理法	環境省	●		●					廃棄物処理法第9条の8第1項、第15条の4の2第1項、廃棄物処理法施行規則第6条の3、第12条の12の4	対応は困難です。	・本制度は、生活環境の保全上支障がなく、再生利用が「確実に見込まれる」などの一定の要件に該当する再生利用に限って、処理業及び施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を設けており、廃棄物が一旦不適正処理されれば、原状回復が困難であり膨大な社会コストと生活環境保全上の支障を生ずるという性格であることから、その運用については、万全を期す必要があります。 ・再生品の性状が利用者の需要に適合していないものは、結果として廃棄物となり不適正処理につながるおそれがあるため、再生利用認定にあたっては、十分な品質管理がなされ、個々の取引のみならず、市場の需給バランスによって廃棄物になることがなく、社会全体において客観的な取引価値が認められるなど原材料や資材として利用が確保にされる条件がそろっていることを求めています。 ・したがって、お示しいただいた認定要件の緩和については、対応が困難であると考えます。		
181	3R	新規	廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可の欠格要件の見直し	現行制度では、廃棄物処理法以外の環境関連法に違反し、罰金刑以上に処せられた場合、許可の欠格要件に該当し、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置に関する許可が取り消しとなる。廃棄物処理とは直接関係のない環境法令の過失違反によって、廃棄物処理を継続できなくなるため、複合経営の大きな制約条件となっている。	産業廃棄物処理業界が欠格要件を大きく見直す段階には至っていないとしても、環境関連法の軽微な違反に基づく許可取消事例を類型化し、欠格要件の小幅な見直しにつなげるべきではないか。(例えば、複数の工場がある場合には、問題があった工場のみではなく、全ての工場が停止することにより生産活動に多大な影響がある)	廃棄物処理法	環境省	●		●				廃棄物処理法第14条の3の2、第15条の3	対応は困難です。	・廃棄物処理法は、その目的の一つを生活環境の保全としていることから、廃棄物の処理と密接に関連した生活環境の保全を目的とする制度について違反した者に対し許可を与えることは適当でないと考え、これらの制度について違反した者を欠格要件に該当させております。 ・なお、欠格要件については、中央環境審議会において廃棄物処理制度の見直しの方向性を審議した際にも議論がなされ、その結果を踏まえ、平成22年の廃棄物処理法改正において、廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消が役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置したところです。			
182	3R	FU	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化	廃棄物該当性の判断については、5要件にて総合判断することが示されたにもかかわらず、環境産発第050325002号において輸送費の取扱いが明確化されたことにより、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が販売価格を上回る製品については、廃棄物と判断される場合がある。排出事業者は、産業廃棄物として処理する場合にも運送費及び処理費用を自ら負担しており、引き渡し側に経済的損失が生じている場合においては、当該廃棄物についてその適切な利用を期待し得るものではないという理由はあたらぬ。	生産活動により発生する副産物の廃棄物該当性判断に際しては、輸送費が販売価格を上回り排出事業者側に経済的損失が生じている場合であっても、有用な製品として市場性があり製品規格等が整っているものについては、輸送費を含めずに取引価値の有無を判断するように廃棄物該当性判断の解釈を見直すべきではないか。	廃棄物処理法	環境省	●		●		■	廃棄物処理法第2条	対応は困難(ただし一部対応済み)です。	・有価物を取引する場合、取引の相手方(購入者)が輸送費を負担する又は占有者(販売者)が輸送費を負担するがあくまでも販売価格の範囲内であることが通常です。 ・ある物について、占有者が販売価格を超える輸送費を支払ってまで他人と取引したいと考える場合、客観的に見て当該取引に経済的合理性があるとは言えず、当該物は廃棄物であると捉える必要があります。	ただし、平成17年3月25日通知により、仮に占有者が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物として取り扱わないこととしております。			
183	3R	新規	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大	石炭灰は、資源有効利用促進法により、再生資源としての利用促進(有効利用)に取り組むことが求められている。石炭灰の有効利用と認められている用途は運用において、土地造成材の場合、「地方公共団体又は地域振興整備公団等が実施する土地造成事業等」に対して供給される石炭灰に限定されている。一方、公有水面埋立法により都道府県の免許を受けて行われる海上埋立工事に対して供給される石炭灰については、公共性が高いことなどを理由に、上記、土地造成材(石炭灰の有効利用)に該当するとされている。	石炭灰の有効利用として認められている土地造成材については、「地方公共団体又は地域振興整備公団等が実施する土地造成事業等」に対して供給される石炭灰に加え、陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰についても、事業の公益性に鑑み、石炭灰の確実な利用が担保されることを前提に石炭灰の有効利用に該当するよう運用を見直すべきではないか。	資源有効利用促進法	経済産業省	●		●				電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する「電気事業用の発電設備の建設」や「植林事業」への石炭灰の供給については再生資源の有効な利用を図るという法の趣旨を実現する観点から、石炭灰が確実に有効利用される担保が必要であると考えております。	資源有効利用促進法においては、再生資源の有効な利用を図る観点から石炭灰を指定副産物として定めており、石炭灰の利用に当たっては、不法投棄や環境汚染等につながることをいよう、確実に土地造成材として有効利用されることが担保されることが必要です。御提案の「電気事業用の発電設備の建設」や「植林事業」への石炭灰の供給については再生資源の有効な利用を図るという法の趣旨を実現する観点から、石炭灰が確実に有効利用される担保が必要であると考えております。	陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業の公益性に鑑み、石炭灰の確実な利用が担保されるための具体的な方法につきご提案をいただき、石炭灰が確実に有効利用される担保になるか等検討をしております。			
184 (追加)	土壌汚染	新規	土壌汚染対策法における調査要件の緩和	土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用廃止時に土壌汚染調査を実施し、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。但し、跡地に予定されている用途が、人の健康にかかる被害が生じる恐れがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは調査対象となる。(法施行以来、廃止事例のうち約8割が調査対象に指定されている)	特定施設廃止後の用途を再生可能エネルギー施設(太陽光発電設備等)に転換する場合は、調査猶予の対象としてはどうか。	土壌汚染対策法	環境省	●						土壌汚染対策法3条	有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除することとしている。 免除される場合は、 ・引き継ぎ工場・事業場の敷地として利用される場合 ・小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合等 であって、都道府県知事により人の健康被害が生ずるおそれがないことが確認されることを要件としている。	調査は、法目的を踏まえ、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないと認められる場合に限り免除されるものであり、再生可能エネルギー施設であることを理由に免除することは困難である。			

No.	分類	新規/フォローアップ(FU)	事項名	規制・制度の現状と課題	規制改革の方向性	対象法	所管省庁	抽出母体					FU関連		根拠法令	所管省庁回答欄				
								委員提案	WGヒア	国民の声	事務局ヒア	総合特区	協議決定	エネ環AP		考え方	対応困難な場合の理由	対応可能な場合の方針	対応可能な際の時期	
185 (追加)	CO2	新規	環境配慮契約法における債務負担年限の見直し	国がESCO等を活用した省エネルギー改修事業について、債務を負担する場合、当該債務を負担する年限は、当該会計年度以降10年度以内とされている。	法定耐用年数が10年超となる設備が契約対象となるケースも考えられ、ESCO導入拡大の阻害要因となっている可能性があると考えられることから、国の債務負担の上限を現行の10年から15年程度に延長してはどうか。	環境配慮契約法	環境省	●							国等におけるESCO事業の導入があまり進んでいない現状は認識している。債務負担の上限10年が導入拡大の阻害要因となっている可能性もあるが、会計上の費目外への流用など、その他の阻害要因もあるのではないかと考えている。	環境配慮契約法附則第2項には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、24年11月をもって、法施行後五年を経過することから、来年度から同法の施行状況等について検討を開始する予定である。これにあわせ、ESCO事業の導入が進まない現状や課題についても今回の御提案理由も含めてよく検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたい。				平成25年度以降
186 (追加)	分散電源	新規	コジェネ・燃料電池による発電電力の買取制度の対象化	我が国では、コジェネ・燃料電池による発電電力は買取制度の対象外となっている。他方、欧米では、コジェネの①廃熱利用による高エネルギー効率性、②エネルギーセキュリティの向上、③天然ガスの小CO2性に着目し、コジェネによる発電電力を買取制度の対象に組み入れている。	我が国でも、コジェネ・燃料電池を買取制度の対象とすべきではないか。(再生可能エネルギーの特別措置法に組み込めない場合には)、コジェネ・燃料電池に関する買取制度を新たに創設してはどうか。	再生可能エネルギー特別措置法	経済産業省	●					詳細67	再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策、環境関連産業育成等の観点から重要な再生可能エネルギーについて、国民に一定の負担を求めつつ、導入拡大を図るものである。	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の趣旨は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策、環境関連産業育成等の観点から重要な再生可能エネルギーを導入拡大していくことである。こうした制度の趣旨に鑑みれば、化石燃料由来の電気を買取の対象とすることは適当ではないと考える。なお、化石燃料の高度利用を図るガスコージェネーションや燃料電池の重要性に鑑み、その利用推進に向けて買取制度以外の施策を別途講じているところである。					
187 (追加)	ガス	新規	ガスパイプライン設置コストの一般負担化(供給区域内需要家によるコストの一部負担)	現状のガス事業法では、一般ガス事業者は、供給区域外へのパイプラインの設置コストについては、供給区域内の需要家からは回収せず、当該パイプラインによりガスの供給を受ける需要家からのみ回収している。	供給区域外にある産業用等の新規需要の獲得を検討する際には、工場の海外移転などによるリスクが存在し、パイプライン導入の大きなハードルとなるケースがある。供給区域外でのパイプライン設置コストを一般負担化し、供給区域内の需要家にコストの一部を負担できるようにしてはどうか。	ガス事業法	経済産業省	●					詳細31	ガス事業法第17条第1項	ガス事業法においては、料金を定める供給約款の認可基準として、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等が規定されている(同法第17条)。当該規定の趣旨を踏まえ、専ら供給区域外の新規の需要家にガスを供給するために敷設するパイプラインについては、供給区域内の需要家への供給に用いられるものではないため、供給区域内の需要家との関係において受益と負担の因果関係がなく、「適正な原価」とは言えない。したがって、供給区域内の一般の需要家のコスト負担とすることは認められていない。他方、供給区域内における一般需要家への安定供給のために敷設するパイプラインについては、供給区域内の一般の需要家のコスト負担とすることが可能である。なお、供給区域外を含め、都市圏圏を結ぶような広域パイプライン等の整備については、本年1月に総合資源エネルギー調査会総合部会の下に「天然ガスシフト基盤整備専門委員会」を設置して検討を開始したところであり、同委員会において広域パイプライン等の整備コスト及びその負担手法の新しいあり方について検討することとしている。	専ら供給区域外にある産業用等の新規需要開拓のために敷設するパイプラインの建設コストを、当該パイプラインにより、ガスの供給を受けない一般需要家に負担を求めることは、同法第17条に定める「適正な原価」とは言えないため。				
188 (追加)	防災	FU	防災及び環境負荷低減に資する設備の規制緩和①(防災設備への容積率緩和)	東日本大震災の発生を踏まえ、環境のみならず、建築物に対する防災設備を整備するニーズが高まっている。	防災及び環境負荷低減設備の整備を進めるため、免震構造・制振構造設備、非常用発電機・発電機室、備蓄燃料タンク、緊急給水設備、災害発生時に行政中核・業務中核の維持・継続に資する設備、地域防災センターや帰宅困難者受入スペースの必要設備等に関する容積率、建ぺい率、高さに係る規制を緩和すべきではないか。	建築基準法	国土交通省	●						建築基準法第52条、第53条、第55条、第56条	建築基準法第52条により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が、同法第53条により建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、同法第55条及び第56条により建築物の高さの限度が、用途地域ごとに定められている。なお、法第52条に基づく容積率規制、法第53条に基づく建ぺい率規制、法55条に基づく絶対高さ制限については、特定行政庁が認めて許可することで各規定による限度を超えることができる。	(容積率・建ぺい率について) 平成23年3月に発出した新エネ・省エネ設備等に対する建築基準法52条第14項に基づく容積率緩和についての技術的助言において、建ぺい率緩和についても同法53条第4項に基づく許可により再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を支援されたい旨、通知しているところ。また、防災用備蓄倉庫等についても容積率緩和の対象となる旨明記している。	(高さ制限について) 良好な市街地環境を確保する観点から、建築物の高さに係る規制として斜線制限を設けているところ。なお、採光・通風の周辺市街地環境を確保しつつ設計の自由度をあげることが可能な制度(法56条第7項に基づくいわゆる天空率)が設けられている。また、低層住居専用地域における10m又は12mの絶対高さ制限については、特定行政庁が低層住宅に係る良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には適用除外とできる。			
189 (追加)	防災	FU	防災及び環境負荷低減に資する設備の規制緩和②(適切な運用)	”	「建築基準法第52条第14項第1号の許可準則」で容積率制限の特例が認められている設備等について、適用が認められないケースが生じている。適切な運用を図るべく、適用条件等を明示する必要があるのではないか。	建築基準法	国土交通省	●						建築基準法第52条	建築基準法第52条により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が用途地域ごとに定められている。なお、同条に基づく容積率規制は特定行政庁が認めて許可することで各規定による限度を超えることができる。	平成23年3月に発出した技術的助言の「建築基準法52条第14項第1号の許可準則」は、建築基準法52条第14項に基づく容積率緩和についての原則的な考え方を示しているものである。この緩和の可否については、個別の建築計画等を踏まえて、周辺の市街地環境の悪化を招かない範囲内で各特定行政庁により個々に判断されるものである。				